

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨  
災害対応検証報告書  
～珠洲市における災害対応の検証～

令和8年4月

令和6年能登半島地震及び  
令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会



## はじめに

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震、及び令和 6 年 9 月 21 日に発生した令和 6 年奥能登豪雨は、珠洲市に甚大な被害をもたらした大規模かつ複合的な災害でした。最大震度 7 を記録した地震により、多くの人的・物的被害が発生し、さらに復旧途上において発生した豪雨災害は、市民生活や地域基盤に深刻な影響を及ぼしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災されたすべての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

これらの災害対応にあたっては、国、石川県、関係自治体、関係機関、民間団体、ボランティア等、多くの方々の支援を得ました。災害対応においては、能登半島特有の地理的条件、人口減少や高齢化が進む地域構造、交通・通信インフラの制約、さらには地震と豪雨が短期間に連続して発生したことなどにより、初動対応、避難所運営、広域避難、受援体制、被災者支援など、災害対応の各段階において多くの課題が顕在化しました。

珠洲市災害対応検証委員会は、これら一連の災害対応について、事実関係の整理と課題の抽出、ならびに今後活かすべき教訓の整理を行うことを目的として設置されました。本検証は、発災直後から応急対応、復旧・復興過程に至るまでの珠洲市の対応について、市民、市職員、関係機関等への質問票調査や意見照会、各種資料の分析等を通じて、多角的な検証を行いました。

本報告書は、災害対応の過程において明らかとなった課題や改善の方向性を体系的に整理するとともに、珠洲市が経験した複合災害の実態を記録として残すことを目的に取りまとめたものです。本検証で得られた知見が、珠洲市のみならず、他の自治体や防災関係機関における災害対応力の向上に資することを期待するとともに、将来の災害に備えた検討や議論の一助となれば幸いです。

令和 8 年 4 月

令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨災害対応検証委員会

## －目次－

---

第1章 検証の概要 .....	1
1. 検証の目的 .....	2
2. 検証項目 .....	2
3. 検証方法 .....	3
(1) 検証の進め方 .....	3
(2) 検証スケジュール .....	3
(3) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会 .....	4
(4) 災害対応検証調査 .....	6
4. 本検証報告書の構成 .....	8
第2章 災害の概要 .....	9
1. 令和6年能登半島地震の概要 .....	10
(1) 地震の概況 .....	10
(2) 津波発生状況 .....	11
(3) 珠洲市の被害状況 .....	13
(4) 適用法令等 .....	15
2. 令和6年奥能登豪雨の概要 .....	16
(1) 豪雨の概況 .....	16
(2) 珠洲市の被害状況 .....	19
(3) 適用法令等 .....	20
3. 市及び関係機関・団体の主な対応 .....	21
(1) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の対応における全体像 .....	21
(2) 各種会議の開催状況 .....	26
(3) 応援職員の受入れ .....	27
(4) 被災者支援の対応 .....	32
(5) 災害ボランティアセンターの対応 .....	38
(6) 復興計画の策定 .....	42
第3章 災害対応検証 .....	43
1. 市職員の発災直後の行動・業務対応状況等に関する調査結果 .....	44

(1) 調査の実施概要及び調査項目.....	44
(2) 調査・分析結果.....	45
2. 市民の避難行動・避難生活等に関する調査結果.....	55
(1) 調査の実施概要及び調査項目.....	55
(2) 調査・分析結果.....	56
3. 検証結果の概要.....	67
4. 検証結果.....	69
検証項目① 災害対策本部の設置・運営.....	69
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	70
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	71
(3) 改善ロードマップ.....	78
検証項目② 情報の受発信・共有.....	80
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	81
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	82
(3) 関係機関との連携.....	87
(4) 改善ロードマップ.....	88
検証項目③ 受援体制・他機関連携.....	89
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	90
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	91
(3) 関係機関との連携.....	98
(4) 改善ロードマップ.....	100
検証項目④ 応急復旧.....	102
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	103
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	104
(3) 関係機関との連携.....	107
(4) 改善ロードマップ.....	108
検証項目⑤ 避難行動.....	110
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	110
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	111
(3) 改善ロードマップ.....	115
検証項目⑥ 避難所の開設運営・孤立対策.....	116
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	117
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標.....	118
(3) 関係機関との連携.....	126
(4) 改善ロードマップ.....	127
検証項目⑦ 給水・入浴支援等.....	128
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	129

(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	130
(3) 関係機関との連携.....	133
(4) 改善ロードマップ .....	135
検証項目⑧ 医療・保健・福祉支援.....	136
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	137
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	138
(3) 関係機関との連携.....	140
(4) 改善ロードマップ .....	142
検証項目⑨ 被災者支援.....	143
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	144
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	145
(3) 関係機関との連携.....	148
(4) 改善ロードマップ .....	149
検証項目⑩ 住まいの確保・支援.....	150
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	151
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	152
(3) 関係機関との連携.....	155
(4) 改善ロードマップ .....	156
検証項目⑪ 学校再開・集団避難.....	157
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	158
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	159
(3) 関係機関との連携.....	160
(4) 改善ロードマップ .....	161
検証項目⑫ 災害廃棄物.....	162
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	163
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	164
(3) 関係機関との連携.....	167
(4) 改善ロードマップ .....	168
検証項目⑬ その他.....	169
(1) 地域防災計画における主な位置づけ.....	170
(2) 主な対応状況及び課題・改善目標 .....	171
(3) 改善ロードマップ .....	173
5. 複合災害の対応に向けた課題 .....	174
(1) 情報の複雑化への対応 .....	174
(2) 複合災害を踏まえた応急復旧体制の再構築 .....	174
(3) 罹災証明書発行基準の明確化と発行体制の強化.....	174
(4) 複合災害に対応した義援金運用と一体的被害認定体制の確立.....	175
(5) 災害廃棄物仮置き場の適正配置と公費解体体制の強化.....	175

(6) 分散居住下における住民所在把握と地域防災体制の強化.....	175
(7) 応急仮設住宅の災害リスク低減と安全な建設候補地の確保.....	176
(8) 復興に向けた市民意識への寄り添いと計画策定の柔軟化.....	176
(9) 地域の持続可能性を考慮した人口の流出抑制(過疎高齢化の進展抑制).....	177
<b>第4章 経験・教訓の継承.....</b>	<b>179</b>
1. 教訓やノウハウの蓄積・共有.....	180
(1) 記録の保存、教訓の継承.....	180
(2) 応援職員派遣体制の構築.....	180
2. 計画の見直し・改定.....	181
(1) 地域防災計画の見直し.....	181
(2) 業務継続計画・受援計画の策定・見直し.....	181
(3) 災害対応マニュアルの作成.....	181
(4) 地区防災計画・個別避難計画の整備.....	182
3. 職員の災害対応能力の向上.....	183
(1) 防災意識の向上.....	183
(2) 職員研修の実施.....	183
(3) 防災訓練の実施.....	183



---

## 第1章 検証の概要

## 1. 検証の目的

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及び令和6年9月21日に発生した令和6年奥能登豪雨は、珠洲市にとってこれまでに経験したことのない大規模かつ複合的な被害をもたらした。

本検証は、発災後の応急対応から復旧対応、復興に向けた対応について、課題、改善目標を抽出し、今後の防災関連計画等の見直しや防災体制の充実・強化に向けた方針としてとりまとめることを目的とする。

## 2. 検証項目

検証委員会の結果を踏まえ、13の大項目及び36の小項目を検証項目として設定した(表1.1)。検証の対象期間は、令和6年能登半島地震の発災から令和6年奥能登豪雨を含む概ね1年間とした。

表 1.1 検証項目一覧

大項目	小項目
1.災害対策本部の設置・運営	①本部の設置・運営、②職員参集・安否確認、③災害対応体制
2.情報の受発信・共有	①通信手段・環境の確保・復旧、②情報収集・共有、③広報・広聴
3.受援体制・他機関連携	①国・県・他自治体からの受援、②消防・警察との連携、 ③支援物資の受入・配布、④ボランティア・支援団体・企業の受入
4.応急復旧	①道路・河川・橋梁の応急復旧、②公共施設の応急復旧、③上下水道の応急復旧、④農業用施設等の応急復旧、⑤応急危険度判定
5.避難行動	①市民の避難行動、②広域避難
6.避難所の開設運営・孤立対策	①避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応等を含む)、 ②孤立対策、③地域における災害対応
7.給水・入浴支援等	①応急給水支援、②入浴・トイレ・洗濯等の支援
8.医療・保健・福祉支援	①医療・保健に係る対応、②福祉に係る対応(福祉施設を含む)
9.被災者支援	①被災者見守り・ケア、②生活支援(ケースマネジメント)、 ③罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)、④義援金等対応
10.住まいの確保・支援	①応急仮設住宅の供給、②住宅の応急修理
11.学校再開・集団避難	①学校・保育園等の再開、②集団避難の支援
12.災害廃棄物	①災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)、②公費解体
13.その他	①文化財関係、②復興計画策定

### 3. 検証方法

#### (1) 検証の進め方

13の検証項目について、災害対応の状況、直面した問題・課題、改善の目標を把握するため、災害対応検証調査(市民、市職員、関係機関に対するアンケート調査、意見照会)を行った。

また、市民に対するアンケート調査を踏まえ、避難行動の実態や住民の防災意識の変化等を取りまとめた。

調査結果に対して、「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会」(以下、「検証委員会」という。)による学識者を交えた議論等により、市、県、関係機関等の初動対応、応急対応及び復旧・復興対応を検証し、改善の方向性を検討した。



図 1.1 検証の進め方

#### (2) 検証スケジュール

検証委員会、災害対応検証調査は以下のとおり開催、実施した。

表 1.2 検証スケジュール

時期	実施内容
令和7年8月24日	第1回検証委員会
令和7年9月19日～10月10日	庁内意見照会
令和7年9月26日～10月21日	関係機関意見照会
令和7年10月28日～11月10日	市民アンケート調査
令和7年11月17日	第2回検証委員会
令和7年12月1日～12月26日	市職員アンケート調査
令和7年12月17日	第3回検証委員会
令和8年1月8日～1月18日	地元消防関係者意見照会
令和8年2月16日	第3回検証委員会(補足)
令和8年3月30日	第4回検証委員会

### (3) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における珠洲市の災害対応について、教訓や課題等を抽出・整理し、珠洲市地域防災計画等の修正及び防災体制の改善や防災・減災対策の効果的な推進に向けた提言を行うために設置した。

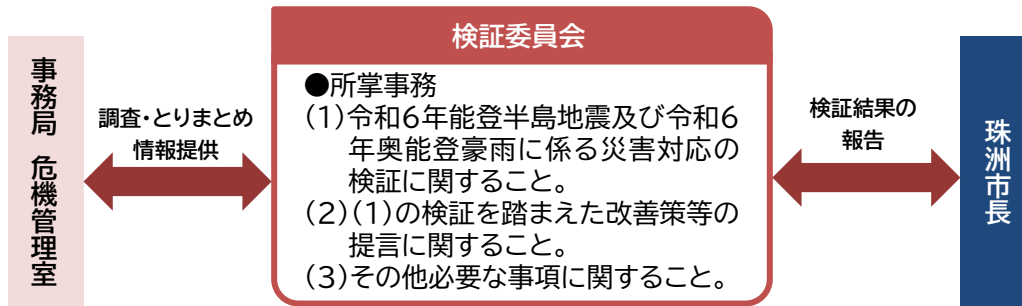


図 1.2 検証委員会の位置づけ

表 1.3 検証委員会 委員名簿

団体名・役職	氏名
兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授	阪本 真由美
金沢大学 人間社会学域 地域創造学類 准教授	青木 賢人
防災科学技術研究所 災害過程研究部門 客員研究員	宇田川 真之
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン 国内事業部次長(兼)珠洲事務所事業統括	橋本 笙子
石川県 危機管理部企画調整室 次長	中田 雄士

(団体名・役職は令和7年8月現在)

表 1.4 検証委員会の開催概要

回数	実施内容
第1回検証委員会	<日時> ・ 令和7年8月24日(日) 13時15分から14時45分 <開催場所> ・ 珠洲市役所 <議事> ・ 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の概要 ・ 珠洲市内の被害状況 ・ 市・関係機関の対応状況 ・ 災害対応検証の方針 ・ スケジュール
第2回検証委員会	<日時> ・ 令和7年11月17日(月) 13時00分から14時30分 <開催場所> ・ 珠洲市役所(オンライン併用) <議事> ・ 第1回検証委員会の振り返り ・ 災害検証調査の実施概要 ・ 災害対応検証の結果 ・ 今後の予定
第3回検証委員会	<日時> ・ 令和7年12月17日(水) 13時15分から15時15分 <開催場所> ・ オンライン開催 <議事> ・ 第2回検証委員会の振り返り ・ 市民アンケート、市職員アンケートの結果 ・ 災害対応検証の結果 ・ 災害対応検証報告書の骨子について ・ 今後の予定
第3回検証委員会 (補足)	<日時> ・ 令和8年2月16日(月) 14時00分から15時30分 <開催場所> ・ オンライン開催 <議事> ・ 第3回検証委員会の振り返り ・ 市民アンケート、市職員アンケートの結果 ・ 災害対応検証の結果(消防署・消防団意見照会) ・ 災害対応検証報告書(素案)について ・ 今後の予定
第4回検証委員会	<日時> ・ 令和8年3月30日(月) 14時00分から15時15分 <開催場所> ・ 珠洲市役所(オンライン併用) <議事> ・ 災害対応検証報告書(案)について

## (4) 災害対応検証調査

### 1) 庁内及び関係機関に対する意見照会

庁内各部署及び関係機関に対する調査として、地震災害、豪雨災害それぞれの「主な対応事項」「課題(問題点)」「改善目標」を把握するため、意見照会を実施した。

表 1.5 意見照会の実施概要

照会対象	実施日程・方法	照会先	照会内容
庁内各部署	・令和7年9月19日～10月10日 ・意見照会資料の送付による書面実施	庁内全ての部署 (16課室局)	各検証項目(13項目)に対する主な対応事項、課題(問題点)、改善目標等
関係機関 (市外機関)	・令和7年9月26日～10月21日 ・意見照会資料の送付による書面実施	珠洲市の災害対応に支援いただいた関係機関 (54機関・部署)	「受援体制」「関係機関との連携」に関する課題、改善目標等
関係機関 (消防署・消防団)	・令和8年1月8日～1月18日 ・意見照会資料の送付による書面実施	珠洲消防署及び珠洲市消防団	消防署・消防団の活動内容や課題、改善目標等

### 2) 市職員に対するアンケート調査

市職員に対する調査として、地震災害及び豪雨災害の発災当時の状況について、安否確認、職員参集、非常時業務の対応状況、職員のケア等に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

表 1.6 市職員に対するアンケート調査の実施概要

実施日程・方法	調査対象	調査内容
・令和7年12月1日～12月26日 ・Microsoft Forms (WEB アンケート)により実施	市職員(出先機関、総合病院等を含む正規職員、会計年度職員: 499名※) ※令和7年12月1日現在	全36問 (回答者属性、発災直後の行動、勤務環境、課題・改善点等)

### 3) 市民に対するアンケート調査

市民に対する調査として、地震災害及び豪雨災害の発災当時の状況について、避難行動、避難生活、平常時の備え等に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

表 1.7 市民に対するアンケート調査の実施概要

実施日程・方法	調査対象・調査票配布件数	調査内容
・令和7年10月28日～11月10日 ・調査票の郵送による実施 (回答は Microsoft Forms (WEB アンケート)併用)	〈調査対象〉 ・令和6年1月1日時点で珠洲市内に住民票を有する全世帯※ 〈調査票配布件数〉 ・6,241件(市内在住者:4,818件、転出者:約966件、みなし仮設入居者:457件) ※世帯代表者に回答を依頼	全46問 (避難行動、避難生活の実態、平常時の備え、転居理由等)

## 4. 本検証報告書の構成

本検証報告書の構成は以下のとおりである。

第1章(本章)では、検証の目的、内容、検証の進め方について示す。第2章では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の概要について、災害の概況、被害状況、主な対応を示す。また、第3章では検証項目ごとに災害対応における課題と改善目標等について示す。第4章では、継続的な災害対応力の向上に向けた取組について示す。

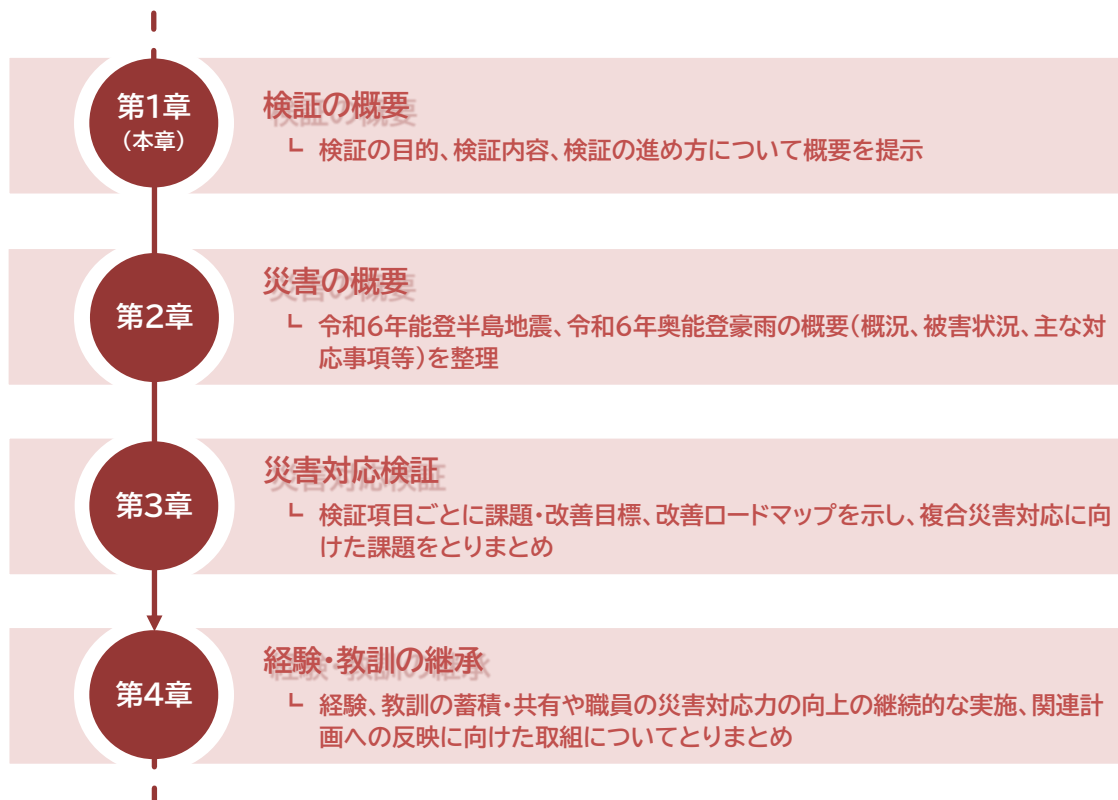


図 1.3 本検証報告書の構成

---

## 第2章 災害の概要

# 1. 令和6年能登半島地震の概要

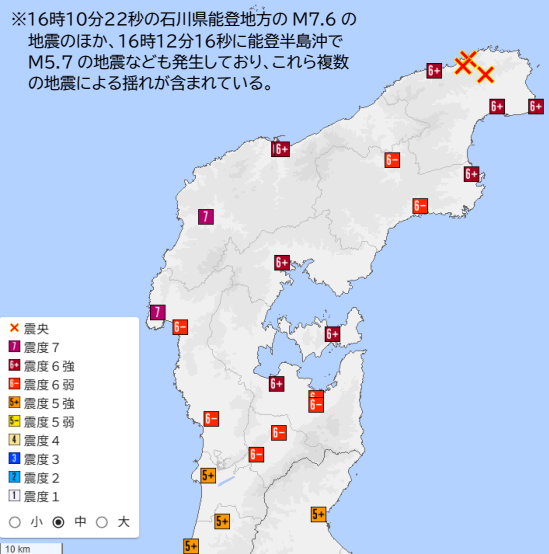
## (1) 地震の概況

令和6年1月1日16時6分に震度5強の前震、同日16時10分に震度7の地震(本震)が発生した。強い揺れはその後も継続し、令和4年6月及び令和5年5月にも震度6の地震が発生した。これらは一連の地震活動であると位置づけられている。

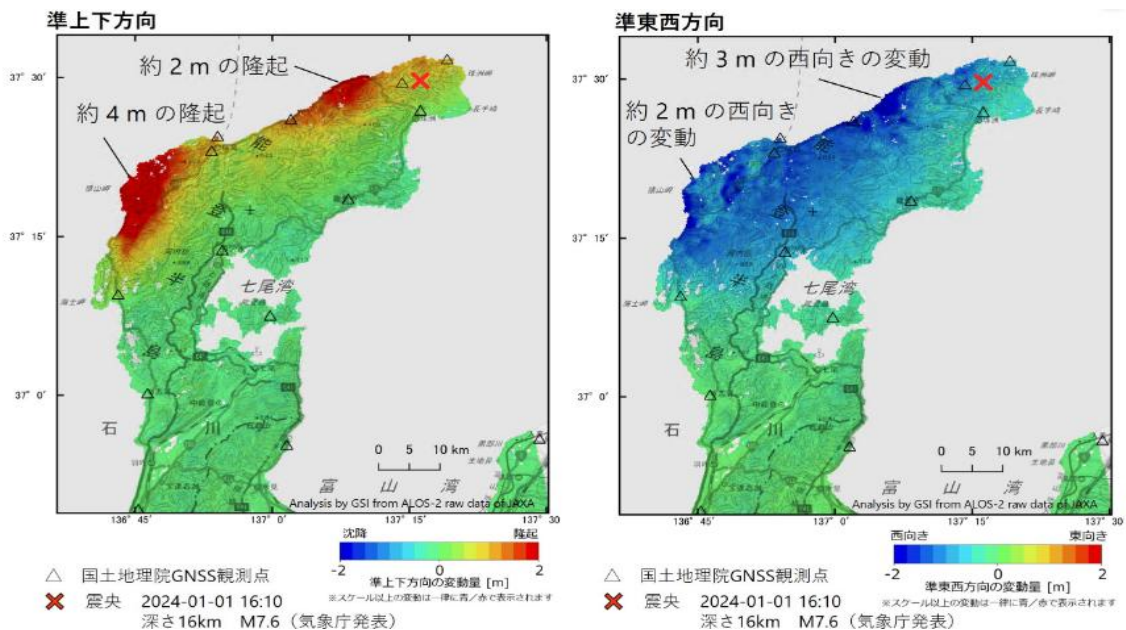
また、地震の発生に伴い、珠洲市北部では、最大約2mの隆起、最大約3mの西向きの変動が発生した。

表 2.1 令和6年能登半島地震の概要・震度分布

項目		内容
前震	日時	令和6(2024)年1月1日16時06分
	震央地名	石川県能登地方
	震度	震度5強(正院町、大谷町) 震度4(三崎町)cw
	規模	マグニチュード5.5
	震源の深さ	12km
本震	日時	令和6(2024)年1月1日16時10分
	震央地名	石川県能登地方
	震度	震度7(志賀町、輪島市)、 震度6強(正院町、三崎町、大谷町)
	規模	マグニチュード7.6
	震源の深さ	16km



出典：震度データベース検索(気象庁)



出典：「だいち2号」観測データの解析による令和6年能登半島地震に伴う地殻変動(2024年1月19日、国土地理院)




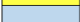
図 2.1 地震による地殻変動

## (2) 津波発生状況

令和6年1月1日16時22分に石川県能登地域に最大5mの大津波警報が発表され、2日1時15分に注意報に切り替えられ、翌2日10時に注意報が解除された。

津波は、珠洲市宝立町、三崎町、狼煙町等で観測され、気象庁によると最大津波高は、飯田港で4.3mであった。

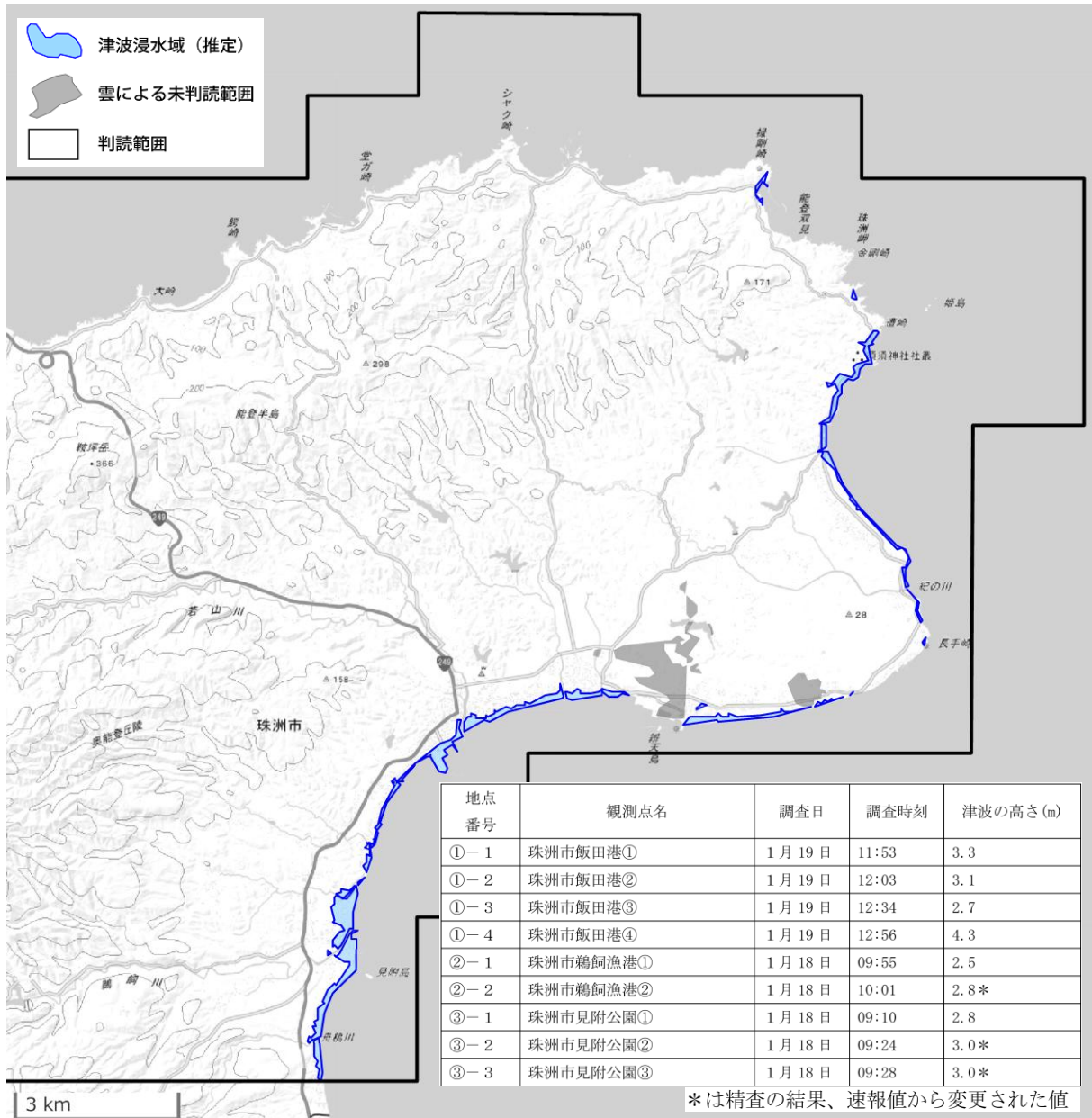
表 2.2 津波警報等の発表状況

〈凡例〉		
津波警報(大津波)		
津波警報(津波)		
津波注意報		
解除		

※表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した。  
 なお、矢印(→)は前回に発表した内容と同じであることを示す。

発表日時 津波予報区	01日	01日	01日	02日	02日	02日	02日
	16時12分	16時22分	20時30分	01時15分	02時30分	07時30分	10時00分
北海道太平洋沿岸西部		1 m	→	→	→	→	解除
北海道日本海沿岸北部		1 m	→	→	→	→	解除
北海道日本海沿岸南部	1 m	→	→	→	→	→	解除
青森県日本海沿岸	1 m	→	→	→	→	→	解除
秋田県	1 m	→	→	→	→	→	解除
山形県	1 m	3 m	→	1 m	→	→	解除
新潟県上中下越	3 m	→	→	1 m	→	→	解除
佐渡	3 m	→	→	1 m	→	→	解除
富山県	3 m	→	→	1 m	→	→	解除
石川県能登	3 m	5 m	3 m	1 m	→	→	解除
石川県加賀	3 m	→	→	1 m	→	→	解除
福井県	1 m	3 m	→	1 m	→	→	解除
京都府	1 m	→	→	→	→	→	解除
兵庫県北部	1 m	3 m	→	1 m	→	→	解除
鳥取県	1 m	→	→	→	→	→	解除
島根県出雲・石見	1 m	→	→	→	→	→	解除
隠岐	1 m	→	→	→	→	解除	
山口県日本海沿岸	1 m	→	→	→	→	解除	
福岡県日本海沿岸		1 m	→	→	解除		
佐賀県北部		1 m	→	→	解除		
徳島・対馬		1 m	→	→	→	→	解除

出典：災害時地震・津波報告 令和6年能登半島地震(気象庁、2024年 第1号)



出典:令和6年能登半島地震津波浸水域データ(国土地理院)、災害時地震・津波報告令和6年能登半島地震(気象庁、2024年 第1号)をもとに編集

図 2.2 珠洲市内の津波浸水域

### (3) 珠洲市の被害状況

#### 1) 人的被害

地震による人的被害は、死者が 191 名(災害関連死が 94 名)であった。負傷者は、252 名であった。

表 2.3 令和6年能登半島地震における人的被害(令和8年3月31日現在)

人的被害	人数
死者	191 名
うち災害関連死	94 名
負傷者	252 名
重傷者	50 名
軽傷者	202 名

#### 2) 建物被害

建物被害(住家、非住家を含む)は、全壊が 5,647 棟、半壊が 4,915 棟、一部損壊が 4,754 棟であり、合計で 15,000 棟以上に達した。

地区別では、蛸島、正院、宝立地区で世帯数に占める半壊以上の割合が高く、被害が特に大きい状況であった。

表 2.4 令和6年能登半島地震における建物被害(令和8年3月25日現在)

罹災区分	住家	非住家	合計
全壊	1,756	3,891	5,647
半壊	2,114	2,801	4,915
大規模半壊	417	413	830
中規模半壊	525	592	1,117
半壊	1,172	1,796	2,968
一部損壊	1,749	3,005	4,754
準半壊	885	931	1,816
準半壊に至らない	864	2,074	2,938
被害棟数合計	5,619	9,697	15,316
無被害	49	255	304
合計	5,668	9,952	15,620

表 2.5 令和6年能登半島地震における地区別の建物被害(令和8年3月25日現在)

地区	世帯数※ A	罹災証明交付件数(令和8年3月25日現在)						半壊以上の 件数 B	半壊以上の 割合 B/A	
		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊 に至ら ない			無被害
宝立	881	414	57	73	150	94	67	5	694	79%
上戸	571	58	27	36	114	121	175	13	235	41%
飯田	617	99	17	55	140	122	135	7	311	50%
若山	682	154	50	59	157	132	105	0	420	62%
直	456	91	24	26	100	80	105	1	241	53%
正院	606	334	45	45	73	43	43	17	497	82%
蛸島	538	235	59	47	104	45	49	1	445	83%
三崎	826	218	93	101	177	124	97	4	589	71%
日置	210	53	10	25	33	46	36	0	121	58%
大谷	456	100	35	58	124	78	52	1	317	70%
合計	5,843	1,756	417	525	1,172	885	864	49	3,870	66%

※世帯数は令和5年12月31日現在

※無住家屋(空き家)の被害に対しては、被災証明書を発行しているため表中の件数には含まれない

### 3) 避難所の開設・運営状況

地震により開設された避難所は最大で94箇所であり、避難者数は最大で7,361人(1月8日時点)であった。指定避難所は、全26箇所のうち15箇所が開設され、残る11箇所については被災により使用不可であった。指定避難所以外では、地区集会所、農業用倉庫等、79箇所が避難先として使用された。また、福祉避難所については、全7施設のうち2施設が開設された。

地震による避難者は令和6年12月27日に解消された。

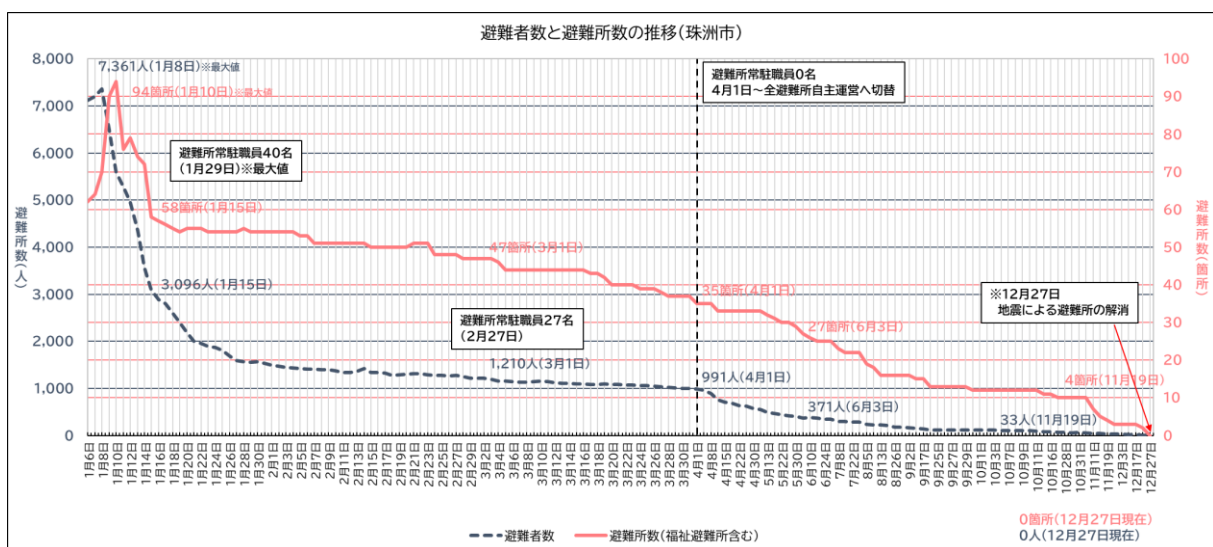


図 2.3 令和6年能登半島地震における避難者数及び避難所開設数の推移

#### (4) 適用法令等

令和 6 年 1 月 1 日に、令和 6 年能登半島地震で震度 5 弱以上を観測した石川県内の野々市市と川北町を除く 17 市町に災害救助法が適用された。1 月 6 日に、石川県内全市町に被災者生活再建支援法が適用された。

また、1 月 11 日に、令和 6 年能登半島地震による災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された。

表 2.6 令和 6 年能登半島地震における適用法令

適用時期	法令	備考
令和 6 年 1 月 1 日 (当日 21 時に適用決定)	災害救助法	震度 5 弱以上の 17 市町に適用
令和 6 年 1 月 6 日 (当日 16 時に適用決定)	被災者生活再建支援法	石川県内全市町に適用
令和 6 年 1 月 11 日	激甚災害指定	令和 6 年能登半島地震による災害について指定
令和 6 年 1 月 11 日	特定非常災害指定	令和 6 年能登半島地震による災害について指定

## 2. 令和6年奥能登豪雨の概要

### (1) 豪雨の概況

令和6年9月20日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、東北地方から西日本にかけて広い範囲で雷を伴う大雨となった。

21日は、石川県能登で線状降水帯により猛烈な雨が降り、珠洲市の気象観測所では1時間降水量、3時間降水量等が観測史上最大の値を更新した。これに伴い、21日10時50分に石川県能登半島北部(輪島市、珠洲市、能登町)に大雨特別警報が発表された。

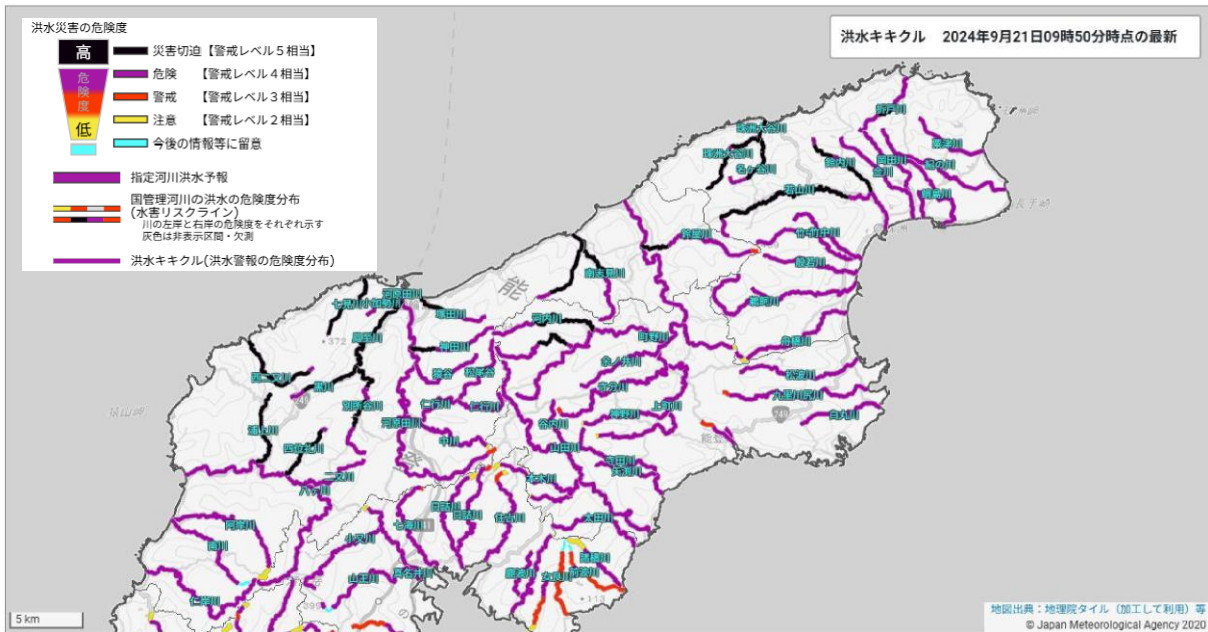
この期間の最大24時間降水量は315mm(21日8時50分～22日8時50分)、日最大1時間降水量は84.5mm(21日9時7分～10時7分)であった(いずれも、珠洲(気象庁アメダス)における観測史上1位の値を記録した。

また、日雨量、時間雨量ともに既往最大比を大きく上回る値であった。

表 2.7 令和6年奥能登豪雨における警報・注意報発表状況

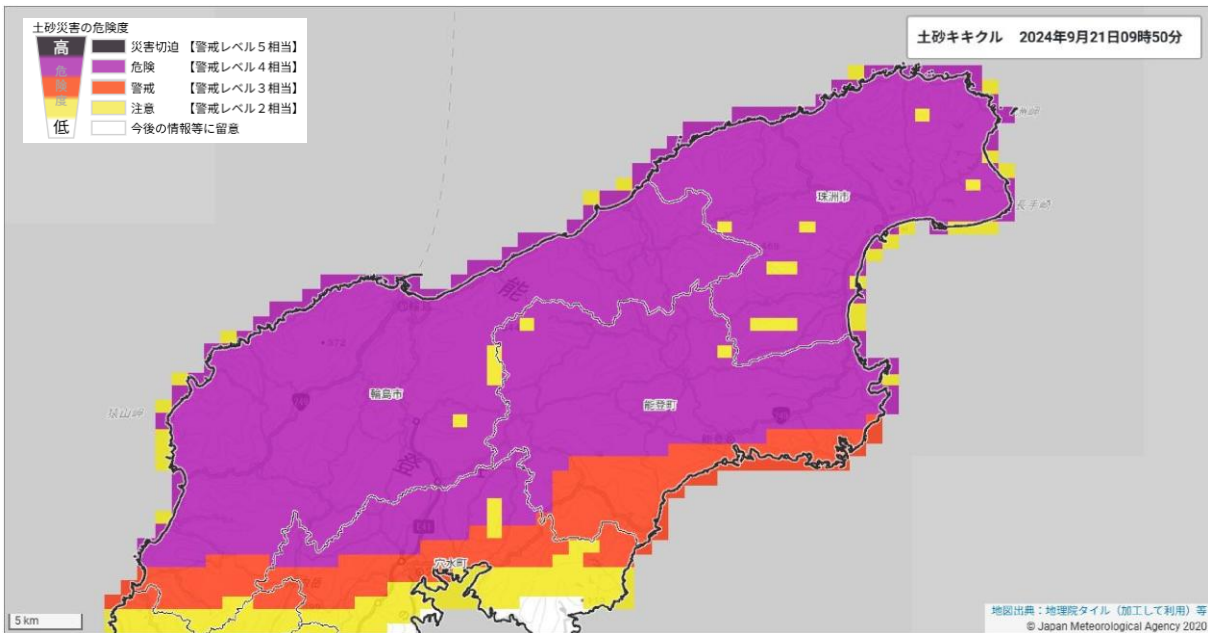
日付	時刻	警報・注意報
9月20日	16時18分	大雨注意報発表
	21時09分	強風注意報発表、波浪注意報発表
	23時56分	洪水注意報発表
9月21日	6時26分	大雨警報(土砂災害)発表
	7時14分	洪水警報発表
	9時12分	大雨警報(土砂災害、浸水害)継続
	<b>10時50分</b>	<b>大雨特別警報(浸水害)発表</b>
9月22日	10時10分	大雨特別警報→大雨警報(土砂災害)、雷注意報解除
	11時29分	強風注意報解除
9月23日	3時04分	強風注意報発表
	4時55分	洪水警報→洪水注意報
	7時46分	強風注意報解除
	15時46分	大雨警報→大雨注意報
	20時33分	波浪注意報解除
	23時38分	大雨注意報解除
9月24日	13時40分	洪水注意報解除

出典:令和6年9月21日から23日の大雨に関する石川県気象速報(金沢地方気象台、令和6年10月4日)を参考に作成



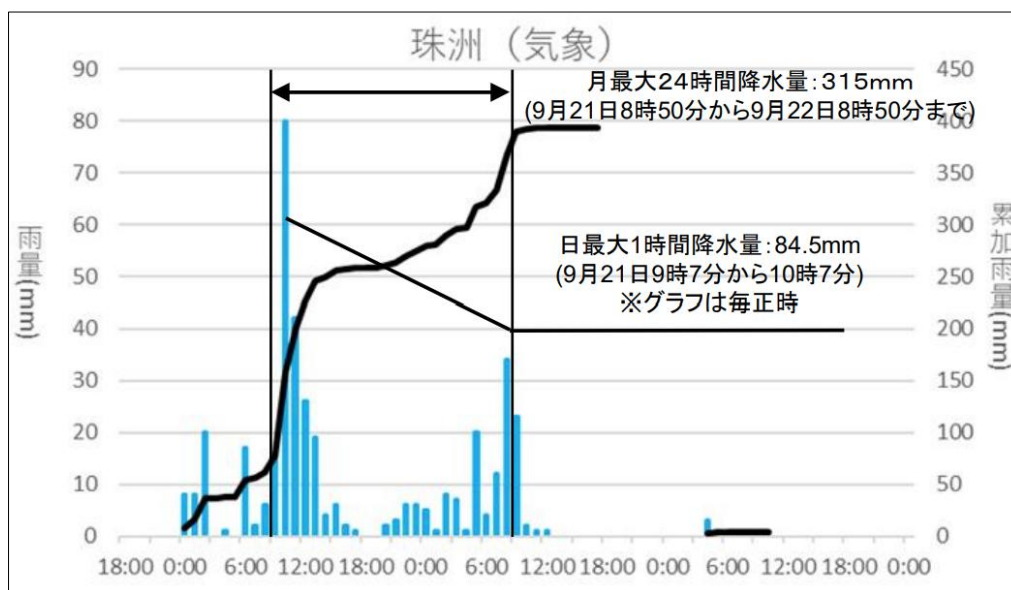
出典:キキクル(危険度分布)(気象庁)

図 2.4 洪水キキクル(令和6年9月21日 9時50分時点)



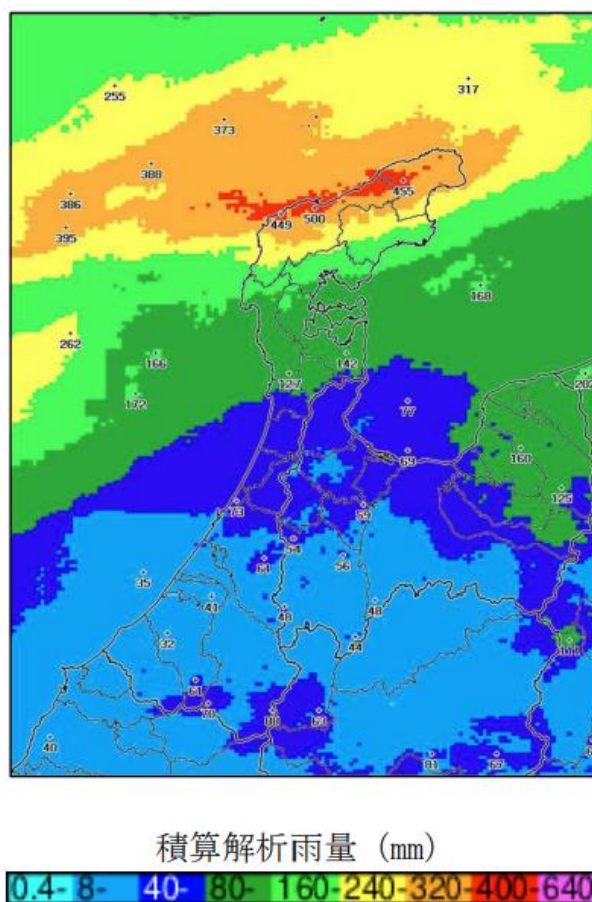
出典:キキクル(危険度分布)(気象庁)

図 2.5 土砂キキクル(令和6年9月21日 9時50分時点)



出典:令和6年9月20日からの豪雨による災害発生から1ヶ月の北陸地方整備局の取組(北陸地方整備局)

図 2.6 日最大1時間降水量



出典:令和6年9月21日から23日の大雨に関する石川県気象速報(金沢地方気象台、令和6年10月)

図 2.7 積算解析雨量分布図(72時間)(9月21日00時から9月23日24時)

## (2) 珠洲市の被害状況

### 1) 人的被害

豪雨による人的被害は、死者が4名、そのうち関連死が1名であった。負傷者は、9名であった。

表 2.8 令和6年奥能登豪雨における人的被害(令和8年3月31日)

人的被害	人数
死者	4名
うち災害関連死	1名
負傷者	9名

### 2) 建物被害

建物被害(住家、非住家を含む)は、全壊が78棟、半壊が140棟、一部損壊が447棟であり、合計で600棟以上に達した。また、建物の浸水被害は、床上浸水が131棟、床下浸水が427棟であった。

表 2.9 令和6年奥能登豪雨における建物被害(令和8年3月25日現在)

罹災区分	住家	非住家	合計
全壊	14	64	78
半壊	65	75	140
大規模半壊	7	12	19
中規模半壊	4	3	7
半壊	54	60	114
一部損壊	269	178	447
準半壊	20	9	29
準半壊に至らない	249	169	418
被害棟数合計	348	317	665
無被害	21	34	55
合計	369	351	720

※被災した住家の調査方法及び判定方法は、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定運用基準運用指針」に基づくものであるが、地震と水害の認定基準は異なっており、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨においても災害ごとに被害認定を行っている。

表 2.10 令和6年奥能登豪雨における浸水被害(令和8年3月25日現在)

区分	住家	非住家	合計
床上浸水	71	60	131
床下浸水	243	184	427
浸水無し	10	10	20
評価無し	24	63	87
無被害	21	34	55
合計	369	351	720

### 3) 避難所の開設・運営状況

豪雨により開設された避難所は最大で 15 箇所であり、避難者数は最大で 330 人(9 月 21 日時点)であった。降雨の影響により、9 月 28 日から 10 月 8 日にかけて避難者数の増減を繰り返す状況であった。

11 月 10 日に 5 つの避難所を集約し、豪雨による避難者は令和 7 年 3 月 12 日に解消された。

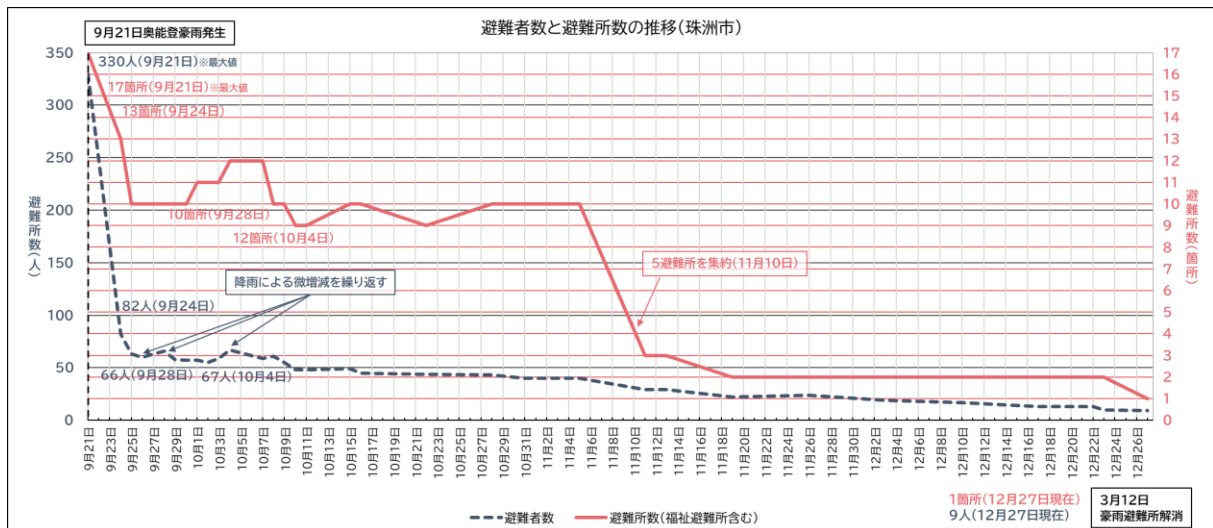


図 2.8 令和6年奥能登豪雨における避難者数及び避難所開設数の推移

### (3) 適用法令等

令和 6 年 9 月 21 日に、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法が適用された。10 月 9 日に、輪島市、珠洲市に被災者生活再建支援法が適用された。

また、10 月 30 日に、令和 6 年 9 月 21 日から 23 日までの豪雨による災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定された。

表 2.11 令和 6 年奥能登豪雨における適用法令

適用時期	法令	備考
令和 6 年 9 月 21 日	災害救助法	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に適用
令和 6 年 10 月 9 日	被災者生活再建支援法	輪島市、珠洲市に適用
令和 6 年 10 月 30 日	激甚災害指定	令和 6 年 9 月 21 日から 23 日までの豪雨による災害について指定

### 3. 市及び関係機関・団体の主な対応

#### (1) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の対応における全体像

令和6年能登半島地震の発生から令和6年奥能登豪雨を含む、令和6年1月1日から令和7年3月31日を対象とした、市を中心とする主な対応の全体像は以下のバーチャート図のとおりである。

#### 〈令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における対応状況の見方〉




- 対象期間  
令和6年1月1日から令和7年3月31日
- 区分  
横軸に時間軸(1か月ごと)、縦軸に検証項目を設定し区分して記載
- 凡例
  - \*テキスト：ある時点で発生した対応等
  - \*テキスト：ある期間で継続して発生した対応等
  - 青字：豪雨に関係する対応等

※●の色と検証項目の内容は以下のとおり対応する。

●	1.災害対策本部の設置・運営	①本部の設置・運営、②職員参集・安否確認、③災害対応体制
●	2.情報の受発信・共有	①通信手段・環境の確保・復旧、②情報収集・共有、③広報・広聴
●	3.受援体制・他機関連携	①国・県・他自治体との連携、②消防・警察との連携、③支援物資の受入・配布、④ボランティアの受入
●	4.応急復旧	①道路・河川・橋梁の応急復旧、②上下水道の応急復旧、③公共施設の応急復旧、④農業用施設等の応急復旧、⑤応急危険度判定
●	5.避難行動	①市民の避難行動、②広域避難
●	6.避難所の開設運営・孤立対策	①避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応等を含む)、②孤立対策、③地域における災害対応
●	7.給水・入浴支援等	①応急給水支援、②入浴・トイレ・洗濯等の支援
●	8.医療・保健・福祉支援	①医療・保健に係る対応、②福祉に係る対応(福祉施設を含む)
●	9.被災者支援	①被災者見守り・ケア、②生活支援(ケースマネジメント)、③罹災証明書の受付・発行、④義援金対応
●	10.住まいの確保・支援	①応急仮設住宅の供給、②住宅の応急修理
●	11.学校再開・集団避難	①学校・保育所等の再開、②集団避難の支援
●	12.災害廃棄物	①災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)、②公費解体
●	13.その他	①文化財関係、②復興計画策定

■令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における対応状況

検証項目	令和6(2024)年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1 災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部設置 1/1 16:10</li> <li>●危機管理室に市長、副市長、危機管理室職員(2名)参集 1/1夜</li> <li>●第1回珠洲市対策本部会議 1/4</li> <li>●以降、災害対策本部会議 継続実施 ~3/28</li> <li>●第1回関係機関会議(地震) 1/4</li> <li>●以降、関係機関会議(地震) 継続実施 ~3/28</li> <li>●第1回3部会連絡調整会議(地震) 4/1</li> <li>●以降、3部会連絡調整会議(地震) 継続実施 ~</li> <li>●令和6年能登半島地震復旧・復興準備室設置 3/1</li> <li>●令和6年能登半島地震復旧・復興本部設置 4/1</li> <li>●第1回復旧・復興本部会議 4/1</li> <li>●以降、復旧・復興本部会議 継続実施 ~継続中</li> </ul>						
2 情報の受発信・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害広報開始 1/19</li> <li>●支援制度パンフレット発行開始 1/29</li> <li>●以降、災害広報・支援制度パンフレット随時発行</li> <li>●コールセンター設置 1月末~11月末</li> </ul>						
3 受援体制・他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国(内閣府、国交省、総務省等)による支援の受入れ 1/2~継続中</li> <li>●石川県及び全国自治体応援職員の受入れ 1/2~3/31 対口支援職員の受入れ 4/1~ 中</li> <li>●消防機関による支援の受入れ 1/1~5/2</li> <li>●NPO団体、民間等による支援の受入れ 1/2~継続中</li> <li>●災害ボランティア受入開始 2/3</li> <li>●民間運送業者との連携による各避難所への物資配送開始</li> <li>●避難者に対する弁当配布 3/20~R7.3/7</li> </ul>						
4 応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災調査(地震)開始 1/14</li> <li>●水道(応急給水、応急復旧等)、下水道(被害状況調査、応急復旧等)に係る支援の受</li> <li>●被災道路順次通行止解除、迂回路完成 1/20~</li> <li>●給水区域順次送水・通水開始、断水解消 1/13~</li> <li>●応急危険度判定開始 1/10</li> <li>●応急危険度判定終了(赤:2,686件、黄:1,168件、緑:746件) 1/21</li> </ul>						
5 避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1.5次避難所への移送開始 1/11~</li> <li>●二次避難所への移送開始 1/13~</li> </ul>						
6 避難所の開設運営・孤立対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所開設(地震) 1/1~12/27</li> <li>●避難者数(地震)ピーク(7,361人) 1/8</li> <li>●避難所開設数(地震)ピーク(94施設) 1/10</li> <li>●ペット避難所(飯田公民館)運用開始 1/27</li> <li>●福祉避難所開設数(地震)ピーク(2施設) 4/1</li> <li>●全避難所の自主運営切替 4/1</li> <li>●仁江町23世帯、清水町5世帯、大谷町</li> </ul>						

						令和7(2025)年		
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回関係機関会議（豪雨） 9/24</li> <li>●以降、関係機関会議（豪雨） 継続実施 ～10/16</li> </ul>						 <p>上戸町(豪雨被害)</p>		
～R7.3/31								
 <p>正院町(地震被害)</p>			 <p>大谷町(地震被害)</p>					
中長期派遣職員の入入れ 継続中								
 <p>支援物資(健民体育館)</p>			 <p>災害支援車両(見付)</p>					
開始 3/28								
受入れ 1/5～6/14			●被災調査（豪雨）開始 10/1			●災害査定（漁港・船溜）終了 12/25		
						●災害査定終了 R7.2/5		
●給水区域順次断水解消 10/30～								
●珠洲市の1.5次避難者解消 9/3				●珠洲市の二次避難者解消 12/22				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所開設（豪雨）9/21～R7.3/12</li> <li>●避難者数（豪雨）ピーク（330人） 9/21</li> <li>●避難所開設数（豪雨）ピーク（15施設） 9/21</li> <li>●避難所(豪雨)集約（5施設） 11/10</li> <li>●福祉避難所閉鎖 10/15</li> </ul>								
谷町10世帯 長期避難世帯認定 5/8				●大谷町19世帯 長期避難世帯認定 11/14				

検証項目	令和6(2024)年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
7給水・入浴支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊による入浴支援（地震）（最大4箇所）1/6～8/31</li> <li>●無料入浴支援（県）終了 3/31</li> <li>●入浴支援（市）開始 4/1</li> <li>●避難所に循環式シャワー（WOTA）設置（緑丘中学校2台）1/7</li> <li>●ランドリーカー設置（上戸小学校）1/24</li> <li>●避難所に仮設シャ</li> <li>●避難所に仮設冷房</li> </ul>							
8医療・保健・福祉支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健医療福祉調整本部立上げ 1/2</li> <li>●保健医療福祉調整本部縮小 3/30</li> <li>●市職員健康状況管理 1/15～3月末</li> </ul>							
9被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明書受付開始 1/9</li> <li>●全戸ローラーによる市民の生活状況把握開始 1/16</li> <li>●応急修理制度受付開始 1/21</li> <li>●支援制度総合窓口開設 1/27</li> </ul>							
10住まいの確保・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急仮設住宅（地震）申込受付開始 1/12</li> <li>●応急仮設住宅（地震）建設着工（正院小グラウンド、みさき小学校グラウンド）1/1</li> <li>●応急仮設住宅 順次入居開始 2/9～</li> </ul>							
	 <p>正院町第1団地</p>		 <p>折戸町第1団地</p>					
11学校再開・集団避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●兵庫県震災・学校支援チーム（EARTH）受入れ開始 1/5</li> <li>●つばき保育園再開（一時預かり）1/18</li> <li>●つばき保育園通常再開 6</li> <li>●市内全小中学校、義務教育学校再開 1/22</li> <li>●給食再開 5/1</li> <li>●文部科学省・県によるスクールカウンセラーの珠洲市内各校への支援受入れ開始</li> <li>●県内教職員の珠洲市内各校への支援受入れ開始 2/5</li> <li>●中学生集団避難 1/22～3/21</li> </ul>							
12災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物受入れ開始（鉢ヶ崎）2/1</li> <li>●公費解体 仮申込み受付開始 2/13</li> <li>●災害廃棄物受入れ開始（狼煙漁港）2/17</li> <li>●災害廃棄物受入れ開始（飯田港）3/14</li> <li>●公費解体 本申請受付開始 3/25</li> </ul>							
13その他	<p>珠洲市復興計画</p> <p>～ 魅力ある最先端の復興 ～</p> <p>令和7年2月 珠洲市</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回珠洲市復興計画策定委員会</li> <li>●第1回珠洲市復興計</li> <li>●第1回</li> <li>●第3回</li> </ul>		 <p>復興計画策定に係る意見交換会</p>

令和7(2025)年							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		●自衛隊による入浴支援(豪雨)(大谷公民館)10/5~12/15					
シャワー設置 6/13~R7.3/18							
トイレ設備設置 6/20~9/30		給水支援終了(給水ポイント閉鎖) R7.3/31 ●					
		 <p>入浴支援(上戸小)</p>				 <p>循環式手洗い機</p>	
		●応急仮設住宅(豪雨)申込受付開始 10/1					
1/12		●応急仮設住宅(豪雨)建設着工(野々江) 11/7					
<p>応急仮設住宅(地震)完成(45団地、1,718戸) 12/23 ●</p> <p>賃貸型応急仮設住宅(みなし仮設住宅)(地震)申込受付終了 R7.1/31 ●</p> <p>●応急仮設住宅(豪雨)完成(1団地、22戸) R7.2/28 ●</p> <p>建設型仮設住宅(地震)申込受付終了 R7.3/14 ●</p> <p>※建設型仮設住宅及び賃貸型仮設住宅(みなし仮設住宅)(豪雨)申込受付終了 R7.5/30</p>							
1/6/1			 <p>避難所の状況</p>				
始 1/26		 <p>災害ゴミ仮置場(蛸島)</p>				 <p>家屋調査</p>	
<p>●会開催 5/18</p> <p>計画策定に係る意見交換会(10地区)終了 6/14</p> <p>●第2回珠洲市復興計画策定委員会有識者会議開催 7/15</p> <p>●第2回珠洲市復興計画策定委員会開催 7/27</p> <p>●第2回珠洲市復興計画策定に係る意見交換会(10地区)終了 8/28</p> <p>●第3回珠洲市復興計画策定委員会開催 11/24</p> <p>●第3回珠洲市復興計画策定に係る意見交換会(10地区)終了 12/24 ●</p> <p>●第4回珠洲市復興計画策定委員会開催 R7.2/1 ●</p> <p>●珠洲市復興計画公表 R7.2/18 ●</p>							

## (2) 各種会議の開催状況

災害対策本部は1月1日 16時10分に設置された。災害対策本部会議は、1月4日に初回が開催され、3月28日まで継続的に実施された。各部署が所管する施設の被害・対応状況等の報告・共有が行われ、総務課がとりまとめを担った。

関係機関会議(地震)は、災害対策本部会議と同様に1月4日に初回が開催され、3月28日まで継続的に実施された。関係機関との情報共有を中心に実施され、当初は1日2回であったが、その後1日1回体制となった。また、令和6年4月1日以降は、災害対策本部会議と関係機関会議を統合し3部会連絡調整会議として合同で開催する形式となった。

関係機関会議(豪雨)は、豪雨災害発生後、9月24日に初回が開催され、10月16日まで継続的に実施された。

そのほか、令和6年4月1日以降、復旧・復興本部会議が継続的に実施されている。

表 2.12 各種会議の開催実績

会議名	実施期間	参加機関
災害対策本部会議	令和6年1月4日～ 令和6年3月28日	・市長、副市長 ・総務班、調査班、税務・会計管理班、救護・救助班、 環境建設班、産業振興班、観光交流班、文教班、医療班等 (30名程度)
関係機関会議 (地震)	令和6年1月4日～ 令和6年3月28日	・市長、副市長 ・総務省、消防庁、内閣府、経済産業省、国土交通省、気象 庁、運輸局、防衛省、自衛隊、DMAT、DHEAT、日本赤十 字社、市健康増進センター、市社会福祉協議会、ピースウ ィンズジャパン、警察、石川県、浜松市、熊本市、福井県、 千葉県、神戸市、千葉市、兵庫県、愛媛県等 (50名程度)
復旧・復興本部会議	令和6年4月1日～ 継続中	・市長、副市長 ・教育長及び各課室局長 (30名程度)
3部会連絡調整会議	令和6年4月2日～ 令和7年3月31日	・上記の災害対策本部会議、関係機関連絡会議(地震)を 合同で実施 (30名程度)
関係機関会議 (豪雨)	令和6年9月24日～ 令和6年10月16日	・市長、副市長 ・担当課及び関係機関(インフラ復旧部門、被災者支援 部門、ボランティア・り災照明・支援制度関連部門等) (45名程度)

### (3) 応援職員の受入れ

令和6年能登半島地震の発生直後から、応急対策職員派遣制度(対口支援)をはじめ、その他の制度や災害時応援協定等に基づき、全国各地から応援職員が派遣された。

派遣期間については、最も早い派遣開始が令和6年1月3日、最も遅い派遣終了が令和6年12月27日であり、その後は中長期派遣職員として、引き続き派遣が行われている。

なお、石川県からは令和6年1月2日から職員の派遣を受けている。

応援職員の主な活動内容は、避難所運営・巡回、物資管理、家屋調査、罹災証明書の交付、公費解体、保健活動等であった。

表 2.13 応急対策職員派遣制度(対口支援)による応援職員

派遣団体	派遣期間	活動内容	応援派遣人数 (累計)
千葉県	令和6年1月5日～3月31日	避難所運営、家屋調査等	1,955名
山梨県	令和6年1月7日～3月27日	物資管理等	686名
福井県	令和6年1月3日～3月31日	避難所運営、保健師等	3,413名
兵庫県	令和6年1月6日～5月31日	避難所運営、家屋調査等	2,813名
大分県	令和6年3月5日～3月31日	家屋調査等	162名
長崎県	令和6年2月22日～3月30日	家屋調査等	608名
千葉県千葉市	令和6年1月7日～3月31日	罹災証明書交付等	1,576名
静岡県浜松市	令和6年1月3日～8月3日	総括、物資管理、家屋調査、保健師等	1,978名
兵庫県神戸市	令和6年1月6日～7月5日	避難所運営、保健師等	981名
熊本県熊本市	令和6年1月8日～3月31日	避難所運営、保健師等	1,431名
合計			15,603名

表 2.14 災害時応援協定、その他の制度等による応援職員(1/4)

派遣団体		派遣期間	活動内容	応援派遣人数 (累計)
北海道	檜山町村会※1	令和6年1月11日～3月29日	物資運搬、コールセンター	368
北海道	士幌町	令和6年2月27日～3月2日	公費解体	10
北海道	旭川市	令和6年2月3日～2月6日	公費解体	8
北海道	登別市	令和6年4月2日～4月7日	公費解体	12
北海道	札幌市	令和6年7月1日～8月30日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	11
北海道	函館市	令和6年7月8日～9月21日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	18
岩手県	—	令和6年1月7日～3月26日	避難所巡回、保健活動	320
岩手県	陸前高田市	令和6年5月2日～5月7日	公費解体	6
宮城県	松島町	令和6年8月5日～8月9日	公費解体	5
宮城県	仙台市	令和6年1月7日～3月17日	避難所巡回、保健活動	284
山形県	—	令和6年1月31日～2月29日	避難所巡回、保健活動	120
福島県	福島市	令和6年3月9日～3月11日	公費解体	6
福島県	本宮市	令和6年3月25日～3月29日	公費解体	5
福島県	田村市	令和6年7月1日～7月13日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	12
茨城県	日立市	令和6年11月19日～11月22日	公費解体	8
栃木県	—	令和6年4月26日～4月30日	公費解体	5
栃木県	鹿沼市	令和6年4月9日～4月14日	公費解体	6
埼玉県	—	令和6年8月27日～9月28日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	16
埼玉県	川口市	令和6年11月5日～12月14日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	20
埼玉県	所沢市	令和6年5月13日～10月19日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	29
埼玉県	新座市	令和6年7月16日～7月20日	公費解体	5
埼玉県	ふじみ野市	令和6年8月17日～9月7日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	10

※1:江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町を含む

表 2.11 災害時応援協定、その他の制度等による応援職員(2/4)

派遣団体		派遣期間	活動内容	応援派遣人数 (累計)
千葉県	—	令和6年4月1日～8月17日 ※期間中、複数回派遣	公費解体等	14
千葉県	市川市	令和6年4月11日～4月25日	家屋調査	60
千葉県	船橋市	令和6年4月15日～7月26日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	16
千葉県	佐倉市	令和6年6月23日～6月28日	公費解体	6
千葉県	四街道市	令和6年6月25日～6月29日	公費解体	10
東京都	—	令和6年9月25日～9月28日	公費解体	4
神奈川県	—	令和6年1月20日～6月9日 ※期間中、複数回派遣	避難所巡回、保健活動、公費解体	300
神奈川県	横浜市	令和6年1月6日～3月31日	避難所巡回、保健活動	344
神奈川県	複数自治体※2	令和6年1月20日～3月31日	避難所巡回、保健活動	288
山梨県	北杜市	令和6年7月8日～7月21日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	24
石川県	金沢市	令和6年4月8日～9月28日	戸籍、税入力	318
長野県	長野市	令和6年3月23日～3月27日	公費解体	5
福井県	—	令和6年1月5日～9月28日 ※期間中、複数回派遣	避難所、避難所巡回、保健活動、公費解体等	1,618
岐阜県	養老町	令和6年3月25日～3月29日	公費解体	10
岐阜県	各務原市	令和6年8月26日～9月14日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	24
静岡県	浜松市	令和6年4月5日～7月31日 ※期間中、複数回派遣	家屋調査、公費解体等	94
静岡県	熱海市	令和6年3月5日～3月8日	公費解体	4
静岡県	富士宮市	令和6年5月2日～5月6日	公費解体	5
静岡県	磐田市	令和6年6月18日～6月20日	公費解体	3
愛知県	—	令和6年2月20日～9月6日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	26
愛知県	名古屋市	令和6年1月5日～6月14日 ※豪雨時も応援職員の派遣あり	応急給水、応急復旧、被害調査応急復旧	499
愛知県	岩倉市	令和6年2月19日～9月21日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	42

※2:川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市を含む

表 2.11 災害時応援協定、その他の制度等による応援職員(3/4)

派遣団体		派遣期間	活動内容	応援派遣人数 (累計)
愛知県	田原市	令和6年2月20日～3月17日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	13
愛知県	春日井市	令和6年2月26日～3月23日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	24
愛知県	阿久比町	令和6年2月24日～3月3日	公費解体	9
愛知県	豊橋市	令和6年2月24日～8月9日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	20
愛知県	犬山市	令和6年3月2日～9月13日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	33
愛知県	知多市	令和6年3月4日～3月9日	公費解体	6
愛知県	一宮市	令和6年3月5日～7月6日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	20
愛知県	小牧市	令和6年3月4日～3月15日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	10
愛知県	岡崎市	令和6年3月11日～12月27日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	66
愛知県	豊田市	令和6年3月12日～9月21日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	36
愛知県	東海市	令和6年3月19日～8月17日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	16
愛知県	半田市	令和6年3月23日～3月29日	公費解体	7
愛知県	瀬戸市	令和6年6月17日～6月23日	公費解体	7
愛知県	江南市	令和6年7月1日～7月5日	公費解体	10
愛知県	稲沢市	令和6年7月14日～7月19日	公費解体	6
愛知県	東浦町	令和6年10月29日～11月2日	公費解体	10
三重県	—	令和6年1月7日～1月31日	避難所巡回、保健活動	100
滋賀県	—	令和6年5月15日～5月30日	公費解体	24
滋賀県	高島市	令和6年5月10日～5月14日	公費解体	10
京都府	—	令和6年1月9日～3月1日	避難所巡回、保健活動	212
大阪府	堺市	令和6年5月20日～11月23日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	50
大阪府	富田林市	令和6年8月20日～8月24日	公費解体	10

表 2.11 災害時応援協定、その他の制度等による応援職員(4/4)

派遣団体		派遣期間	活動内容	応援派遣人数 (累計)
兵庫県	神戸市	令和6年1月13日～7月5日 ※期間中、複数回派遣	避難所巡回、保健活動、戸籍関連等	375
兵庫県	芦屋市	令和6年5月2日～5月6日	公費解体	10
島根県	—	令和6年8月19日～8月23日	公費解体	5
島根県	松江市	令和6年1月7日～4月30日	罹災証明、保健師	278
岡山県	—	令和6年1月7日～3月8日	避難所巡回、保健活動	248
岡山県	倉敷市	令和6年3月18日～3月22日	公費解体	10
岡山県	岡山市	令和6年12月3日～12月7日	公費解体	5
広島県	—	令和6年1月7日～2月29日	避難所巡回、保健活動	216
広島県	福山市	令和6年3月24日～3月30日	公費解体	14
香川県	—	令和6年12月10日～12月14日	公費解体	5
愛媛県	—	令和6年1月7日～6月30日	総務省 L.O.	184
愛媛県	西予市	令和6年1月14日～3月23日 ※期間中、複数回派遣	総務省 L.O.	64
愛媛県	宇和島市	令和6年1月21日～3月30日 ※期間中、複数回派遣	総務省 L.O.	54
愛媛県	大洲市	令和6年1月27日～3月16日 ※期間中、複数回派遣	総務省 L.O.	48
愛媛県	松山市	令和6年11月26日～11月30日	公費解体	10
福岡県	—	令和6年7月8日～8月9日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	10
長崎県	長崎市	令和6年3月10日～3月17日	公費解体	8
熊本県	熊本市	令和6年4月8日～4月28日	公費解体	42
熊本県	八代市	令和6年4月3日～4月25日 ※期間中、複数回派遣	公費解体	42
宮崎県	—	令和6年1月18日～3月31日	避難所巡回、保健活動	296
合計				7,621

## (4) 被災者支援の対応

### 1) 珠州市保健医療福祉調整地域本部の対応

令和6年能登半島地震の発生を受け、令和6年1月2日、医療・福祉関係機関及び支援団体との情報連携を図り、被災者に対する支援を適切に繋ぐ役割を担う組織として、珠州市健康増進センター内に保健医療福祉調整地域本部が設置された。同日夜には、集結した関係機関及び支援団体を含め、第1回保健医療福祉調整本部会議が開催された。

保健医療福祉調整地域本部では、毎日の本部会議を通じて活動内容や課題の共有を行うとともに、避難所ごとの医療・保健ニーズの整理、巡回先及び重点支援対象の調整等を実施した。

また、避難所及び在宅・車中泊者を対象とした巡回により、慢性疾患患者の服薬継続支援、感染症対策(新型コロナウイルス・インフルエンザ等)、高齢者や要配慮者の健康状態の把握等を行った。

さらに、「kintone」を活用して支援に関わる各種関係情報を一元管理することにより、県や関係機関との情報共有の効率化を図るとともに、相談対応に係る動線の短縮を実現した。



図 2.9 珠州市保健医療福祉調整地域本部の対応状況

表 2.15 珠洲市保健医療福祉調整地域本部に関わる外部支援

団体名	活動期間	主な活動内容
DMAT(災害派遣医療チーム)	令和6年1月2日 ～3月3日	・救護班:救助・救出医療支援、避難所巡回、珠洲ケアユニット ・災害医療コーディネートサポートチーム:調整等
JMAT(日本医師会災害医療チーム)	令和6年1月6日 ～3月30日	・避難所巡回、医療機関支援、自宅避難者医療相談等
日本赤十字社	令和6年1月2日 ～3月10日	・救護班:避難所巡回 ・すずなり救護所:軽症者の診療 ・災害医療コーディネートチーム:調整等
自衛隊衛生班	令和6年1月2日 ～2月29日	・救助・救出医療支援、避難所巡回
DPAT(災害派遣精神医療チーム)	令和6年1月4日 ～5月26日	・珠洲市先遣隊活動
JDAT(日本災害歯科支援チーム)	令和6年1月21日 ～4月27日	・すずなり臨時歯科診療所
DHEAT(災害時健康機器管理支援チーム)	令和6年1月8日 ～3月19日	・保健所等の指揮調整機能支援 (富山県・岐阜県・広島市・栃木県・横浜市・徳島県)
DWAT(災害派遣福祉チーム)	令和6年3月5日 ～3月24日	・巡回型の避難所支援・福祉ニーズ把握
JRAT((一社)日本災害リハビリテーション支援協会)	令和6年1月7日 ～4月11日	・環境整備、百歳体操、フレイル予防
JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)	令和6年1月27日～ 短期間活動を継続中	・避難所・仮設巡回 ・特殊栄養食の必要な方への配送・説明 ・集会所での体重、握力測定、調理実習等
保健師チーム(自治体職員)	令和6年1月4日 ～4月30日	・避難所巡回 ・避難所・在宅避難者の健康相談 ・衛生環境調整・環境整備等
PWJ(空飛ぶ捜索医療団 ARROWS)	令和6年1月2日～	・救助・救出医療支援 ・災害緊急支援から避難所・仮設・在宅支援
日本災害看護学会	令和6年1月2日～	・災害関連死予防 ・コミュニティ再構築
HuMA	令和6年1月3日～ 10月30日 ※期間中、複数回派遣	・災害医療支援、福祉施設支援
災害看護研究所	令和6年1月2日～	・災害関連死予防 ・コミュニティ再構築
さくら病院	令和6年1月3日 ～1月5日	・災害医療支援
日本薬剤師会	令和6年1月7日 ～3月9日	・避難所等の医療ニーズにおける薬剤管理
日本病院薬剤師会	令和6年1月7日 ～2月25日	・珠洲市総合病院の薬剤部門の医療支援 ・避難所や在宅避難者の薬剤の相談
日本防災士会	令和6年1月4日～	・避難所支援等

## 2) 被災者への支援

令和5年奥能登地震以降、被災者支援としてお困りごと相談、個別訪問、関係機関との連携、復興サロン支援等を行うため、社会福祉協議会内に「珠洲ささえ愛センター」が開設された。令和6年能登半島地震の発生後は、同センターを拠点として、以下の体制により継続的な生活支援を実施している。

被災者見守り・相談支援事業、派遣型士業相談支援事業については委託及び包括連携協定に基づいて実施するとともに、多分野の関係機関と連携し、医療支援、子ども支援、住まい等に関する相談支援、福祉的相談支援等を行っている。

被災者支援にあたっては、住民基本台帳に基づく情報に加え、全戸訪問によるアウトリーチを実施することで、支援ニーズの把握に努め、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

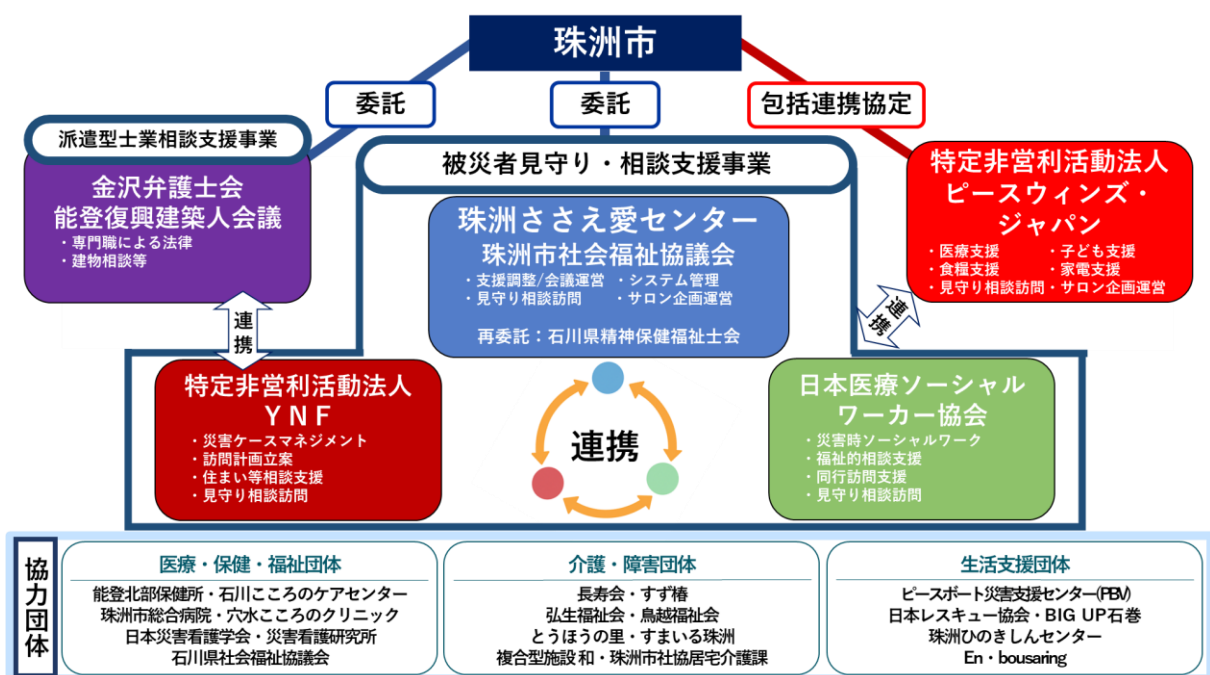


図 2.10 珠洲市生活支援体制図(令和7年7月現在)

表 2.16 その他の被災者支援に関する外部支援(一部更新予定)

団体名	活動期間	主な活動内容
(特非)カタリバ	発災直後～令和6年4月、 令和6年10月～	・みんなのこどもの部屋開設 ・相談チャット「ブリッジ」 オンライン相談支援室
(特非)ガクソー	発災直後～令和6年4月	・みんなのこどもの部屋開設 ・子どもの体験イベント
(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	発災直後～	・子どもの居場所づくり、意見表明支援 ・放課後子ども教室 ・一日児童クラブの支援員サポート ・物資支援
金沢大学	発災直後～	・放課後子ども教室 ・一日児童クラブの支援員派遣調整 ・子どもの居場所づくり支援、子ども学習支援
(一社)健全育成推進財団	令和6年3月～8月	・放課後子ども教室 ・一日児童クラブの支援員派遣
(特非)いるか	令和6年2月～	・子ども学習支援
(特非)ワンネススクール	令和6年3月～	・子どもの居場所づくり支援
(一社)移動式遊び場全国ネットワーク	令和6年2月～	・子どもの居場所づくり支援
(特非)chance For All	令和6年7月～8月	・子どもの居場所づくり支援
Amazon.com	令和6年10月～	・子ども体験教室
日本ボーイスカウト石川県連盟	発災直後～	・災害ボランティア ・復興イベント
ボーイスカウト能登半島地震青少年向け復興事業支援委員会	令和6年6月～	・子ども野外活動
上智・慶応ローバースカウト	令和6年6月～	・子ども学習支援・体験活動
N-ASCAT	令和6年6月～	・子ども学習支援・体験活動
NPO 法人学びば	令和6年6月～	・子ども学習支援・体験活動
こころをひらく自画像教室運営事務局	令和6年6月～	・自画像教室・展示会
兵庫県教育委員会アース	発災直後～令和6年3月、 令和6年8月	・子ども学習支援等
すずのとうだい	令和6年6月～	・子ども体験教室
bousaring	令和6年1月2日～	・子ども居場所づくり支援 ・コミュニティ再建支援
ライオンズクラブ	発災直後～	・物資支援、物資配布、イベント等
グリーンコープ	令和6年3月～10月	・避難所の冷凍食支援
(一社)ピースポート災害支援センター	令和6年1月2日～	・子ども体験教室
(公財)国際開発救援財団	発災直後～	・学校給食支援 ・部活動支援

### 3) 子育て支援

令和 6 年能登半島地震の発生後、珠洲市内の保育園(つばき保育園、みさき保育園、宝立保育園)では、建物被害、ライフラインの寸断により、1月18日まで休園となった。

1月18日より、市内中心部にあるつばき保育園(定員250名)にて、みさき保育園、宝立保育園を含む3園の合同で一時預かりを開始した。一時預かり初日は、珠洲市外在住で保護者の勤務先が珠洲市内の児童を含め41名が利用した。

みさき保育園、宝立保育園は、施設復旧等のため現在も保育を休止している。

表 2.17 保育園の対応・子育て支援の実施状況

時期	珠洲市内保育園(つばき保育園・みさき保育園・宝立保育園)の対応
令和6年1月1日	地震発生
1月3日	(共通)職員の安否確認実施、保護者へ電話やコドモン、避難所での伝言などで通知
1月4日	(共通)各園の被害状況(停電・断水)確認(職員は避難所運営の実施)
1月8日	(共通)児童全員の安否確認完了(避難所の巡回等により確認)
1月10日	(つばき保育園・みさき保育園)停電解消
1月15日	(つばき保育園)一時預かり(1月18日より)開始決定(1月17日市 HP 掲載)
1月16日	(つばき保育園)健民体育館から支援物資(オムツ・おしり拭き・水・粉ミルク・食料品・簡易トイレ・毛布・衣料品等)を保育園に運搬、仮設トイレ(職員用)設置
1月18日	(つばき保育園)一時預かり開始(平日のみ 8:15~17:30、弁当持参) 初日は、41名(保護者の勤務先が珠洲市の市外の児童も受入れ)が利用
1月27日	(つばき保育園)支援物資のラップオン設置(園児用)
1月30日	(つばき保育園)循環式手洗い器 WOTA 設置
2月13日	(宝立保育園)停電解消
2月19日~	(つばき保育園)一時預かり時間変更(平日のみ 8:00~17:30)
3月~	(つばき保育園)レトルト食品の昼食提供(週3回)、弁当持参
3月14日	(つばき保育園)通水
3月31日	(つばき保育園)漏水修理完了
4月8日~	(つばき保育園)一時預かり時間変更(平日のみ 7:30~17:30)
5月1日	(つばき保育園)給食再開
6月1日	(つばき保育園)通常保育再開(7:30~18:30)

#### 4) 生活再建支援メニューに関する広報

令和6年能登半島地震による被災に対する各種支援制度については、市民に広く周知するため、「支援制度パンフレット」が作成・発行された。令和8年3月時点において、第1版(令和6年1月26日)から第4版(令和7年11月1日)まで、制度の追加や内容の更新に応じて順次改訂・発行されている。

また、被災者が各種支援制度を活用しながら、生活再建及び地域の復興に向けて円滑に取り組めるよう、支援制度を体系的に整理した「被災者支援ハンドブック(第1版、令和6年5月)」が公表された。

被災者の生活確保に関わる支援メニューは、住宅等被害に対する応急修理、生活再建支援、浄化槽の復旧等のライフラインの確保、義援金に関する支援など多岐にわたった。支援内容ごとに担当窓口が異なることから、分かりやすい情報となるよう担当を明記した。

表 2.18 被災者の生活確保に関わる支援メニュー(令和7年11月1日発行版)

支援制度		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	受付・担当窓口
被災者生活再建支援金	基礎支援金	○※	○					危機管理室 (市役所3階)
	加算支援金	○※	○	○	○			
石川県・珠洲市義援金(住宅被害)		○※	○	○	○	○	○	
応急修理制度		○	○	○	○	○		環境建設課 (市役所2階)
住宅入居助成(民間・公営)転居費用助成		○	○	○	○			
珠洲市住まい再建支援金		○	○	○	○	○	○	
珠洲市住まい修繕支援金						○	○	
地域福祉推進支援臨時特例給付金		○	○	○	○			産業センター 1階
自宅再建利子助成事業給付金		○	○	○	○			
浄化槽の復旧補助	珠洲市設置型や個人設置型(合併浄化槽)							環境建設課 (市役所2階)
住宅耐震化促進事業	既存建築物の耐震改修工事を支援							
被災宅地等復旧支援事業	地震により被害を受けた宅地の復旧を支援							
災害弔慰金	地震により死亡された方の遺族							危機管理室 (市役所3階)
災害障害見舞金	地震により重度の障害を受けた方							
石川県・珠洲市義援金(人への被害に関するもの)	人的被害(災害弔慰金対象者、災害障害見舞金対象者、1か月以上の治療を要する負傷を負った方)に関するもの							

※半壊解体、敷地被害解体を含む。  
 半壊解体：り災証明書で半壊以上(大規模半壊・中規模半壊・半壊)と認定され、やむを得ず解体した世帯  
 →部分的に解体した場合は、対象になりません。  
 敷地被害解体：住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯

出典:珠洲市支援制度パンフレット(第4版、令和7年11月)

## (5) 災害ボランティアセンターの対応

### 1) 珠洲市災害ボランティアセンターの対応状況

珠洲市災害ボランティアセンターは、令和6年能登半島地震発生の翌日である令和6年1月2日に開設され、2月3日に災害ボランティアの受付を開始した。

その後、復旧・復興業務が増えたことから、令和7年10月1日に新たに珠洲市復興ボランティアセンターを開設し、現在もボランティアの受付及び派遣を継続して実施している。

珠洲市における災害ボランティア派遣の実施体制は、派遣方針の検討や関係機関との各種調整を担う全体調整班の下、実働的な役割を担うニーズ班、現地調査班、マッチング班、資器材班で構成されている。

このほか、一般ボランティアでは対応が困難な車両の搬出、屋根・壁・床の応急対応、ブロック塀や土砂の撤去等については、専門的知見や技術を有する技術系団体が担う体制としている。

表 2.19 珠洲市災害ボランティアセンターの対応状況

時期	対応内容
令和6年1月2日	珠洲市災害ボランティアセンター開設(珠洲市社会福祉協議会)
令和6年2月3日	災害ボランティア受付開始
令和7年10月1日	珠洲市復興ボランティアセンター開設(珠洲市社会福祉協議会)
令和8年3月31日	珠洲市災害ボランティアセンター閉所



図 2.11 珠洲市災害ボランティア派遣に関する班編成

## 2) 災害ボランティアの活動状況

災害ボランティアの派遣・活動人数は、一般ボランティア 29,709 名、技術系団体15,192名である(令和8年3月21日時点)。また、ボランティアニーズは、地震災害に対して 7,812 件、豪雨災害に対して788件であった(令和8年3月21日時点)。

主な活動内容及び技術系団体による具体的な支援内容は、以下のとおりである。

表 2.20 災害ボランティアの活動状況

項目	内容
ボランティア活動人数 (令和8年3月21日現在)	一般ボランティア 29,709 名 技術系団体 15,192 名
ボランティアニーズ数 (令和8年3月21日現在)	地震 7,812 件 豪雨 788件
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両救出</li> <li>・屋根のブルーシート張り、玄関や壁の養生</li> <li>・ブロック塀解体、がれき撤去</li> <li>・災害ごみの運搬</li> <li>・家の片付けや家財の運び出し、貴重品取り出し、屋内清掃</li> <li>・市内の仮設住宅への引っ越し 等</li> </ul>

表 2.17 災害ボランティア(技術系団体等)による支援(1/3)(一部更新予定)

団体名	活動期間	主な活動内容
(公財)日本財団 ・日本財団ボランティアセンター (ぼ活!) ・IVUSA((特非)国際ボランティア学生協会)	令和6年1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し)</li> <li>・炊き出し等</li> </ul>
DRT JAPAN ・全国の DRT ・DGR.119 ・(一社)プロボノ消防志	令和6年1月2日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し)</li> <li>・炊き出し等</li> </ul>
DEF TOKYO	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し)</li> <li>・炊き出し等</li> </ul>
(特非)災害救援レスキューアシスト ・しぞ〜かまめっ隊 ・チーム茨木 ・藤岡災害ボランティアサークル ・ちよんまげ隊	令和6年1月2日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し)</li> <li>・仮設住宅棚取付等</li> </ul>

表 2.17 災害ボランティア(技術系団体等)による支援(2/3)(一部更新予定)

団体名	活動期間	主な活動内容
(一社) OPEN JAPAN ・ボランティアチーム援人 ・災害支援 TEAM B-DASH ・災害 NGO ハートレスキュー隊 ・四万十塾	令和6年1月2日～	・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し) ・炊き出し等
災害ボランティア愛知人 ・災害ボランティア集結 チームふじさん ・ONE TEAM ・チームエース ・(特非)有明支援会 ・石川の会長と仲間たち ・被災地支援プロジェクトチーム En	令和6年1月2日～	・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し) ・仮設住宅サンシェード取付等
(一社)BIG UP 石巻 / 大阪	令和6年1月2日～	・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し) ・送迎支援等
(一社)ピースポート災害支援センター	令和6年1月2日～	・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し) ・運営支援(技術系・炊き出し)等
(特非)ピースウィンズ・ジャパン	令和6年1月2日～	・避難所支援・生活支援 ・作業(家財搬出)等
#コネクト	令和6年1月2日～	・技術作業(貴重品取出し) ・車両提供等
天理教災害救援ひのきしん隊	令和6年1月2日～ 7月末	・技術作業(ブロック塀・貴重品取出し)
珠洲ひのきしんセンター	-	・技術作業(屋根/壁/床/天井対応・ブロック塀・啓開・貴重品取出し) ・炊き出し等
災害 NGO 結 ・(特非)SEEDS OF HOPE TEAM JAPAN ・(特非)MAKE HAPPY ・(特非)OHANA ・(特非)HAPPY NEW EARTH ・(特非)えん	令和6年1月2日～	・技術作業(ブロック塀・貴重品取出し) ・物資配布等

表 2.17 災害ボランティア(技術系団体等)による支援(3/3)(一部更新予定)

団体名	活動期間	主な活動内容
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)	令和6年1月2日～	・運営支援(アドバイザー・困難事例対応)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)BIG UP 石巻</li> <li>・ウェザーハート災害福祉事務所</li> <li>・(社福)大崎市社会福祉協議会</li> <li>・(特非)にいがた災害ボランティアネットワーク</li> <li>・その他(県/市町村社協)</li> </ul>		
震災がつなぐ全国ネットワーク(震災つな)	令和6年1月2日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営支援(連携調整)</li> <li>・仮設住宅棚取付</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・MFP</li> <li>・(特非)レスキューストックヤード</li> </ul>		
はままつ nanet	令和6年1月2日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業(家財搬出等)</li> <li>・炊き出し、サロン活動等</li> </ul>
(特非)日本レスキュー協会	令和6年1月2日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット避難所運営、ペット預かり</li> <li>・物資配布等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネコリパブリック</li> <li>・能登まほろば村プロジェクト</li> </ul>		
(特非)AAR Japan(難民を助ける会)	令和6年1月2日～ 12月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援</li> <li>・物資配布</li> </ul>
(一社)日本カーシェアリング協会	令和6年1月2日～	・車両提供
(同)HUGKUMI	令和6年1月2日～	・運営支援(システム面対応)
bousaring	令和6年1月2日～	・運営支援(マッチング支援・掲示物・システム面対応)
災害情報支援ポータル	令和6年1月2日～ 3月末	・運営支援(システム面対応)

## (6) 復興計画の策定

発災から約 5 か月後に珠洲市復興計画策定委員会を設置し、策定委員会 4 回、有識者会議 1 回、市内 10 地区を対象とした意見交換会 3 回を実施した。

令和 7 年 2 月 18 日に「珠洲市復興計画」を策定し、5 つの基本方針に対する具体的な施策、実現に向けたタイムラインを位置づけた。現在も市内 10 地区を 24 エリアに区分し、「新たなまちのかたち」に関する議論を実施している。

表 2.21 復興計画策定に関わる会議等の実施状況

会議等	時期	主な内容
第1回珠洲市復興計画策定委員会	令和6年5月18日	・珠洲市復興計画基本方針について ・珠洲市復興計画骨子について
第1回珠洲市復興計画策定に係る意見交換会	令和6年6月1日 ～6月14日	・珠洲市復興計画骨子(案)に関する各地区での意見交換
第1回復興計画策定委員会有識者会議	令和6年7月15日	・珠洲市復興計画骨子(案)の説明 ・有識者による議論、会場との意見交換
第2回珠洲市復興計画策定委員会	令和6年7月27日	・復興計画の基本方針に基づく各種施策 ・地区別の課題・方針
第2回珠洲市復興計画策定に係る意見交換会	令和6年8月2日 ～8月28日	・珠洲市復興計画(案)に関する各地区での意見交換
第3回珠洲市復興計画策定委員会	令和6年11月24日	・珠洲市復興計画(案) ・地区別の復興方針
第3回珠洲市復興計画策定に係る意見交換会	令和6年12月4日 ～12月24日	・珠洲市復興計画(案)に関する各地区での意見交換
第4回珠洲市復興計画策定委員会	令和7年2月1日	・珠洲市復興計画(最終案) ・今後のスケジュール



出典:珠洲市復興計画(令和7年2月)

図 2.12 珠洲市復興基本方針と施策体系

---

## 第3章 災害対応検証

## 1. 市職員の発災直後の行動・業務対応状況等に関する調査結果

市職員に対する調査として、地震災害及び豪雨災害の発災当時の状況について、安否確認、職員参集、非常時業務の対応状況、職員のケア等に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

### (1) 調査の実施概要及び調査項目

市職員に対するアンケート調査の実施概要及び調査項目は以下のとおりである。

表 3.1 調査の実施概要

項目	内容
調査目的	令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の災害対応の実態と課題を把握し、今後の災害対応体制の改善に向けた検討に活用すること
調査対象	出先機関、珠洲市総合病院等を含む市職員(正規職員、会計年度職員:499人)
調査方法	Microsoft forms による WEB アンケート
調査期間	令和7年12月1日～12月26日
設問数	全36問
回答数	294件
回答率	58.9%(294/499件)

表 3.2 調査項目

項目	設問内容	設問数
回答者属性	・所属、年代、性別、家族構成	4問
地震	発災直後の行動 ・安否報告の方法、タイミング、安否報告できなかった理由 ・地震発生後の最初の行き先、到着時間、速やかに参集できなかった理由	7問
	勤務環境 ・発災後の就業時間及び休憩時間、主な業務内容 ・入浴の頻度、主な宿泊場所	8問
豪雨	発災直後の行動 ・安否報告の方法、タイミング、安否報告できなかった理由 ・発災後の最初の行き先、到着時間、速やかに参集できなかった理由	7問
	勤務環境 ・発災後の就業時間及び休憩時間、主な業務内容 ・入浴の頻度、主な宿泊場所	8問
課題・改善点	・発災直後の対応(安否報告・参集等)に関する問題、改善点等 ・災害対応における勤務・執務環境、心身ケアに関する問題、改善点等	2問

## (2) 調査・分析結果

### 1) 回答者属性

回答者の所属部署や属性は以下のとおりである。

表 3.3 回答者所属

選択肢	回答数 A※1	職員数 B※1	% (A/B)	% (A/全体)	選択肢	回答数 A	職員数 B	% (A/B)	% (A/全体)
総務課	17	28	60.7	5.8	環境建設課	15	36	41.7	5.1
危機管理室	3	3	100	1.0	観光交流課	3	15	20.0	1.0
企画財政課	5	9	55.6	1.7	産業振興課	6	17	35.3	2.0
芸術文化創造室	4	3	133	1.4	総合病院事務局	15	31	51.7	5.1
市民課	7	15	46.7	2.4	総合病院※2	106	176	60.2	36.1
税務課	4	10	40.0	1.4	議会事務局	2	4	50.0	0.7
会計管理課	2	9	22.2	0.7	監査委員事務局	2	3	66.7	0.7
福祉課	15	21	71.4	5.1	教育委員会事務局	38	63	60.3	12.9
福祉課(保育士)	36	47	76.6	12.2	その他	10			3.4
健康増進センター	4	9	44.4	1.4					
<b>全体</b>						<b>294</b>	<b>499</b>	<b>58.9</b>	<b>100</b>

※1 職員数は令和7年12月31日時点の在籍数、回答数は令和6年1月1日時点の所属部署に基づく集計であるため、時点の違いにより、一部の部署においては職員数が回答数を下回る場合がある ※2 看護師などの医療職

2. 年代を選択してください。

3. 性別を選択してください。

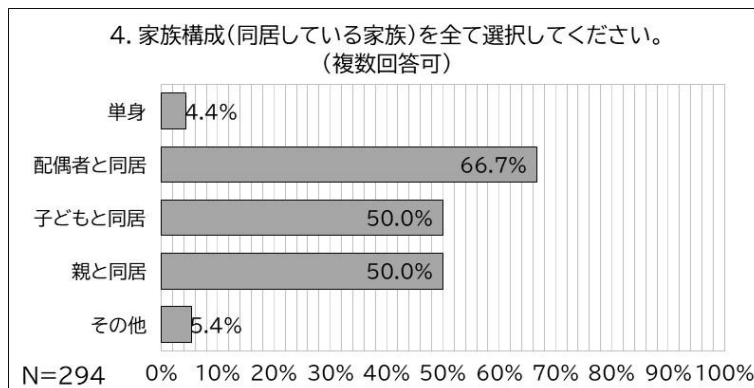
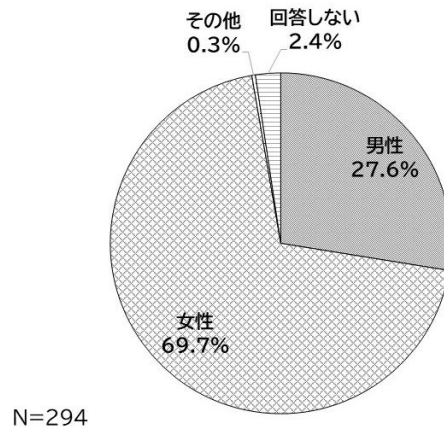
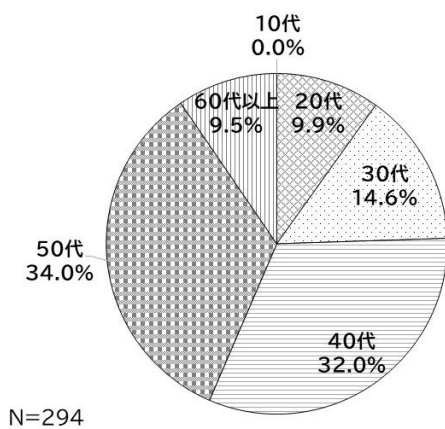


図 3.1 回答者属性(年代、性別、家族構成)

## 2) 発災直後の行動

### ① 安否報告

安否報告については、「実施できた」が地震では67%、豪雨では、約92%の職員が報告できたと回答した。

安否報告の方法は、地震、豪雨ともに「LINE」が最も多く、次いで「電話」であった。

安否報告のタイミングについて、発災から1時間以内に安否報告をできた職員は、地震では約66%、豪雨では約90%であった。

安否報告ができなかった理由について、地震では「被災、避難行動の実施」や「通信途絶」が多く、豪雨では「安否報告の必要性が不明」であること、「被災、避難行動の実施」が多い結果であった。

5. 発災後、安否報告は実施できましたか。

20. 発災後(豪雨による安否報告の必要性が生じるタイミング後)、安否報告は実施できましたか。

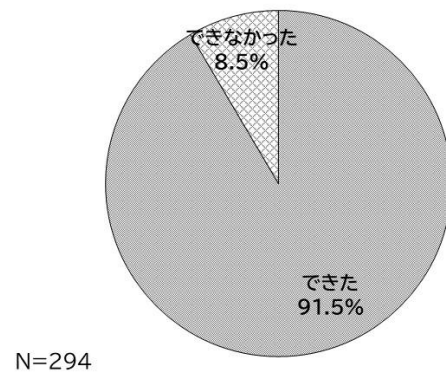
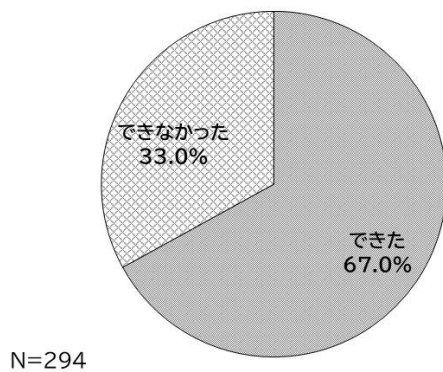


図 3.2 安否報告の実施可否(左:地震時、右:豪雨時)

6. 安否報告の方法を選択してください。

21. 安否報告の方法を選択してください。

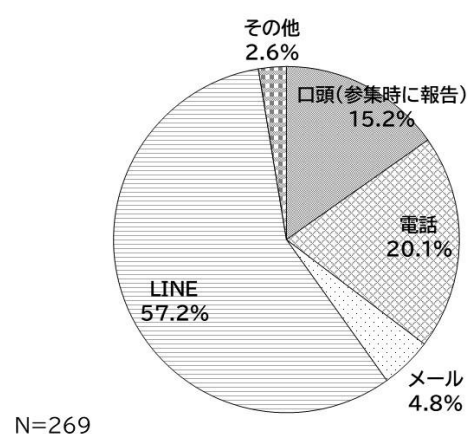
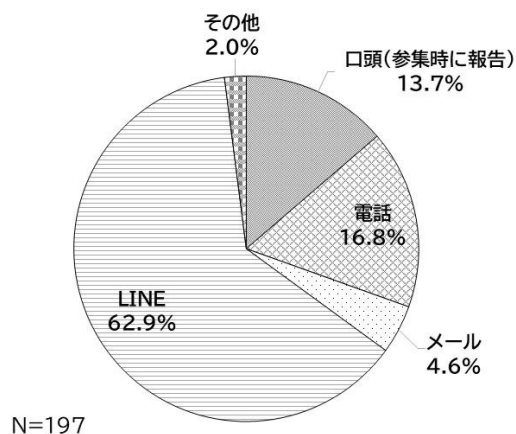


図 3.3 安否報告の方法(左:地震時、右:豪雨時)

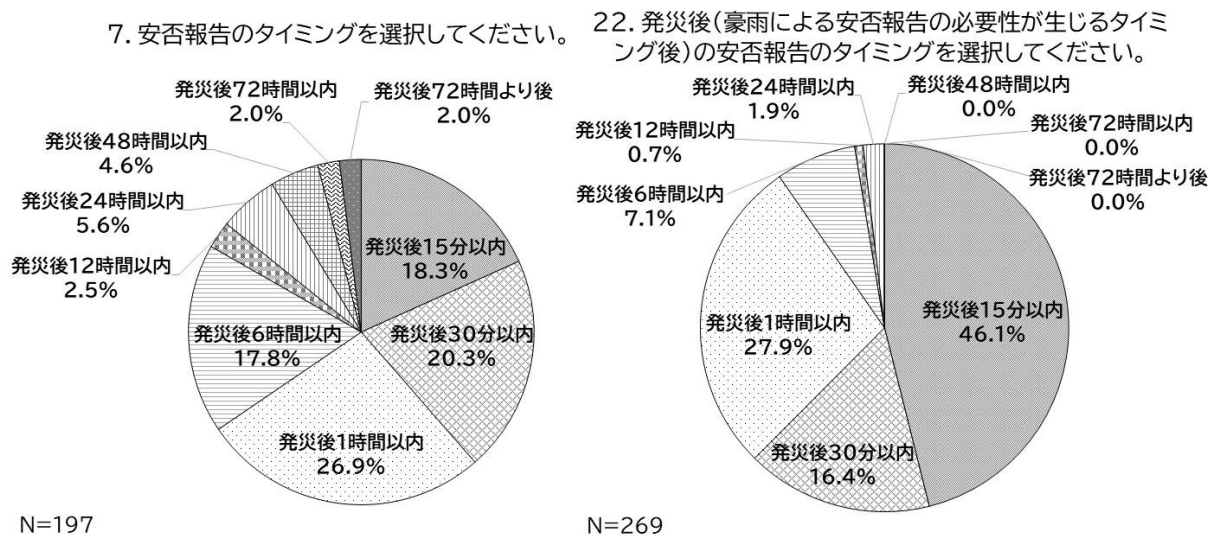


図 3.4 安否報告のタイミング(左:地震時、右:豪雨時)

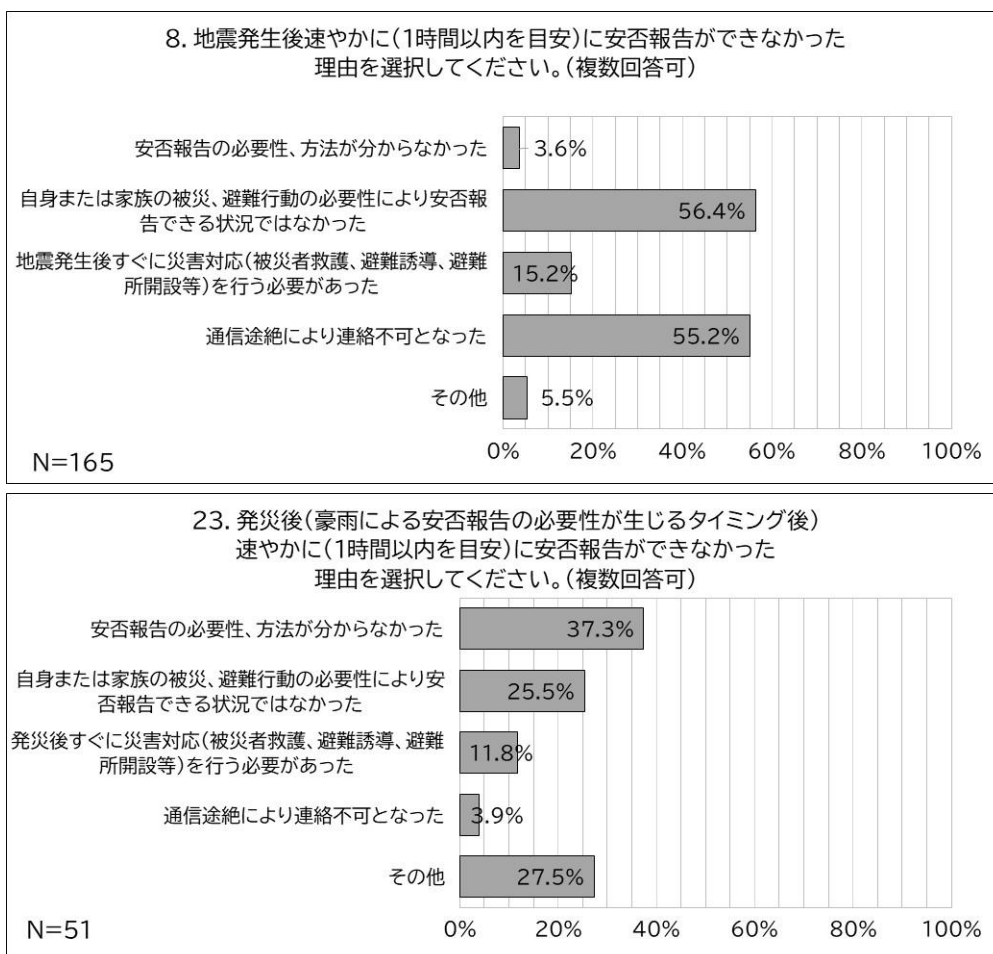


図 3.5 安否報告ができなかった理由(上:地震時、下:豪雨時)

## ② 参集行動

発災後の最初の行き先について、地震、豪雨ともに、「指定緊急避難場所」「指定避難所」が最も多く、地震では55%、豪雨では約19%であった。「庁舎」への参集は7.1%であった。

参集のタイミングについて、発災から1時間以内に避難行動、初動対応、参集等ができた職員は、地震では約74%、豪雨では約72%であった。

避難行動、初動対応、参集等ができなかった理由について、地震では道路被災、交通手段の確保が不可であったことが最も多く、豪雨では珠洲市内にいなかったことが最も多い結果であった。

9. 地震発生後の最初の行き先を選択してください。 24. 発災後の最初の行き先を選択してください。

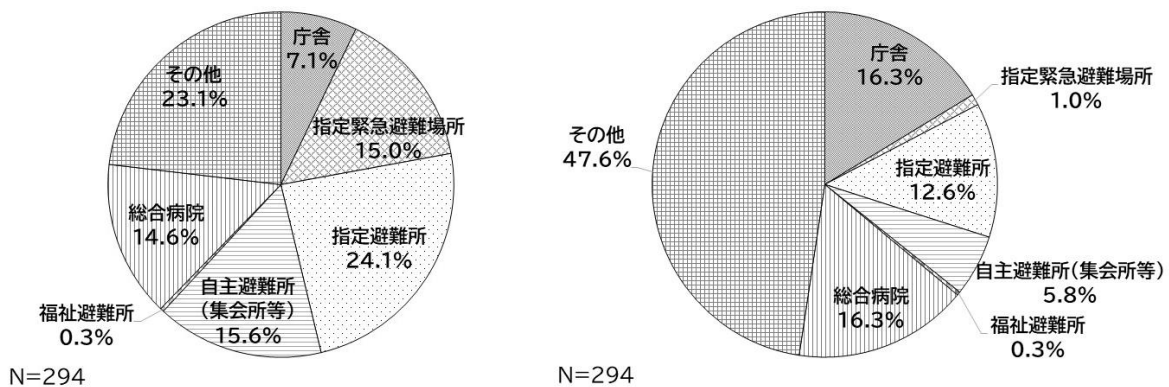


図 3.6 発災後の最初の行き先(左:地震時、右:豪雨時)

表 3.4 「その他」の主な回答

地震時	豪雨時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合病院に向かったが、土砂崩れにより停車し、その後津波避難誘導を行った。</li> <li>・勤務中(総合病院)であった。</li> <li>・近隣の高台に避難した。</li> <li>・市外、県外に帰省していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で待機していた。</li> <li>・休日中のため市外、県外に外出していた。</li> <li>・避難所業務に向かうことになっていたが、河川の氾濫によりたどり着くことができなかった。</li> <li>・勤務中(庁舎、保育園、総合病院等)であった。</li> </ul>

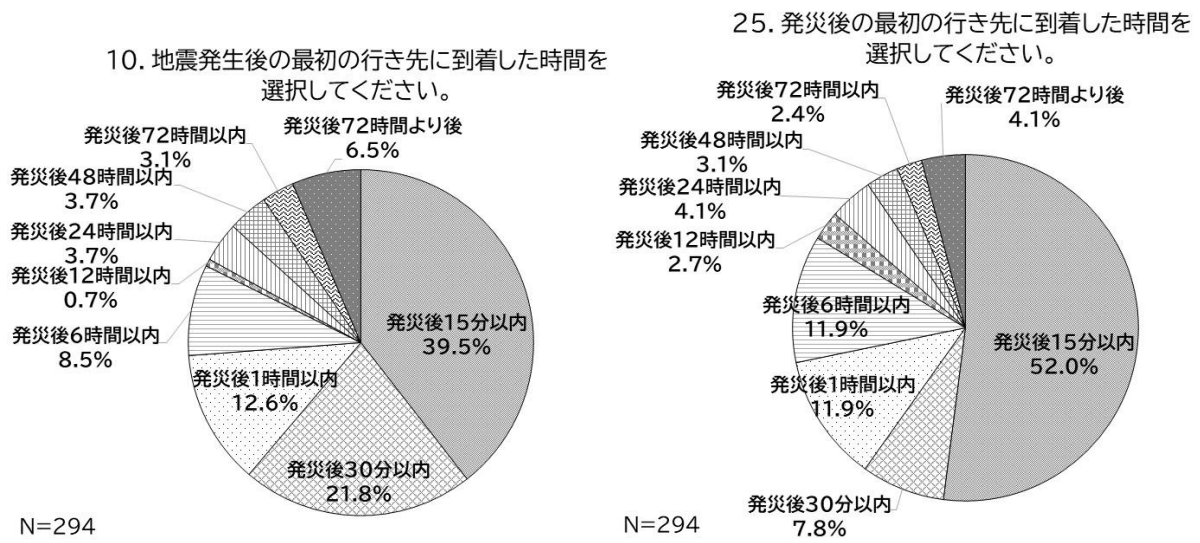


図 3.7 避難行動、初動対応、参集等のタイミング(左:地震時、右:豪雨時)

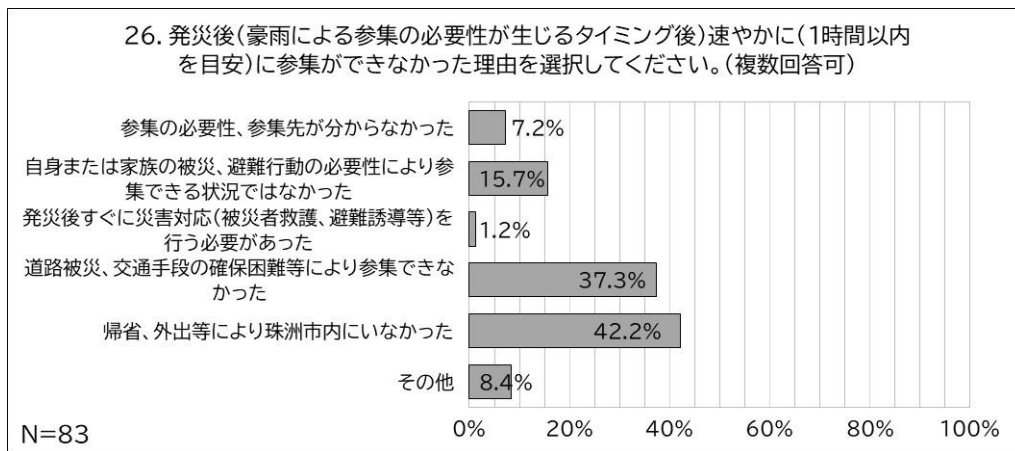
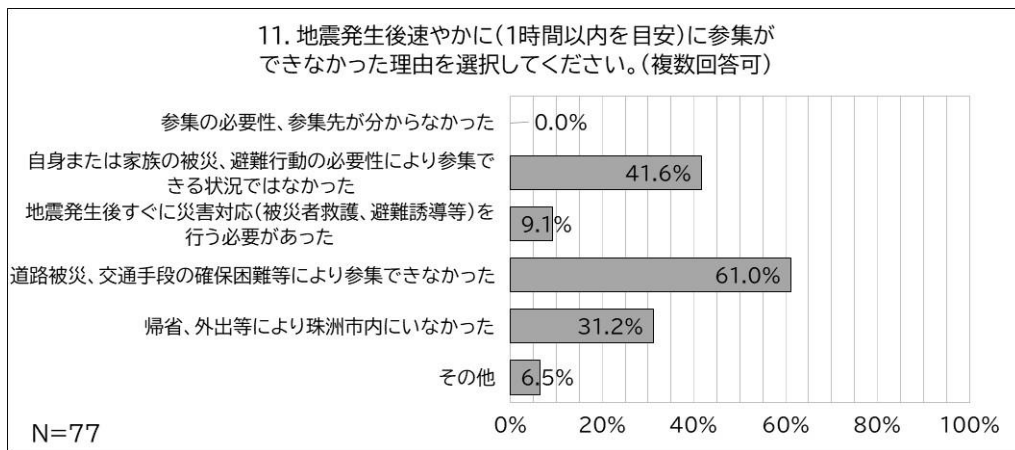


図 3.8 避難行動、初動対応、参集等できなかった理由(上:地震時、下:豪雨時)

### 3) 主な業務内容

発災直後の業務内容について、地震では「自組織の災害対応業務」が最も多く、次いで「自組織以外の災害対応業務または平常業務」であった。1/1(月)～1/5(金)に比べ、1/6(土)以降は、「自組織の災害対応業務」の割合が増加している。

豪雨では「自組織の平常業務」が最も多く、次いで「自組織の災害対応業務」であった。9/24(火)以降は、災害対応業務の割合が減少し、平常業務の割合が増加している。

14. 1/1(月)～1/5(金)(発災後5日間)の主な(最も実施した)業務内容を選択してください。

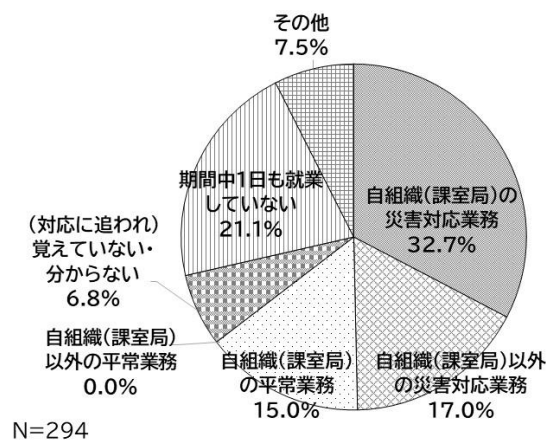


図 3.9 1/1(月)～1/5(金)の業務内容(地震時)

15. 1/6(土)～1/15(月)(発災後6日～2週間)の主な(最も実施した)業務内容を選択してください。

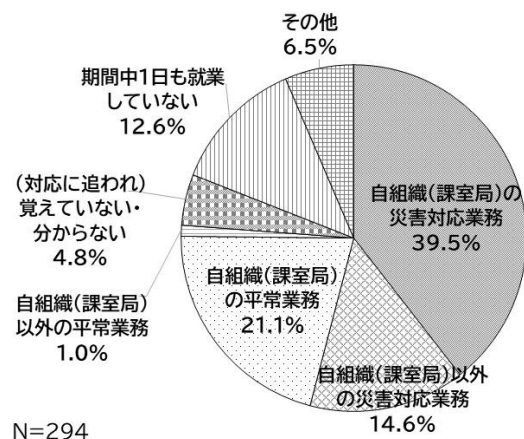


図 3.10 1/6(土)～1/15(月)の業務内容(地震時)

29. 9/21(土)～9/23(月)(発災後3日間)の主な  
(最も実施した)業務内容を選択してください。

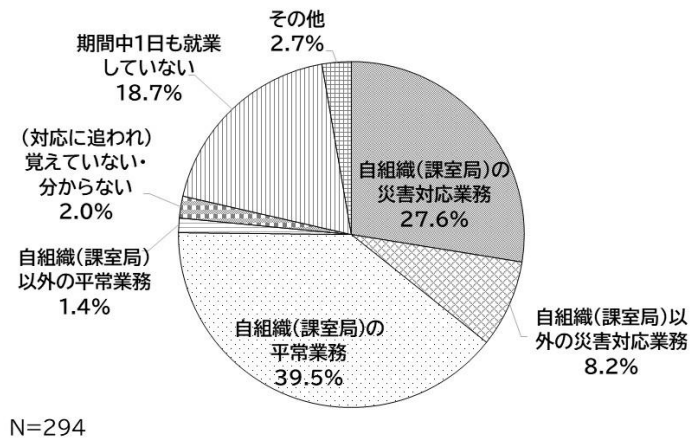


図 3.11 9/21(土)～9/23(月)の業務内容(豪雨時)

30. 9/24(火)～9/27(金)(発災後4日～1週間)の  
主な(最も実施した)業務内容を選択してください。

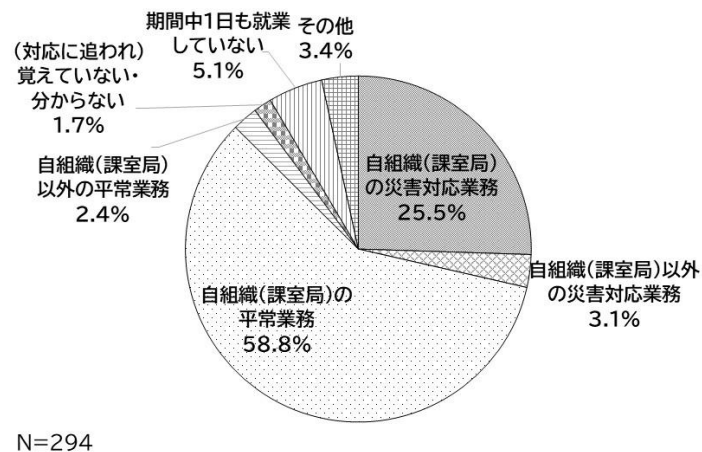


図 3.12 9/24(火)～9/27(金)の業務内容(豪雨時)

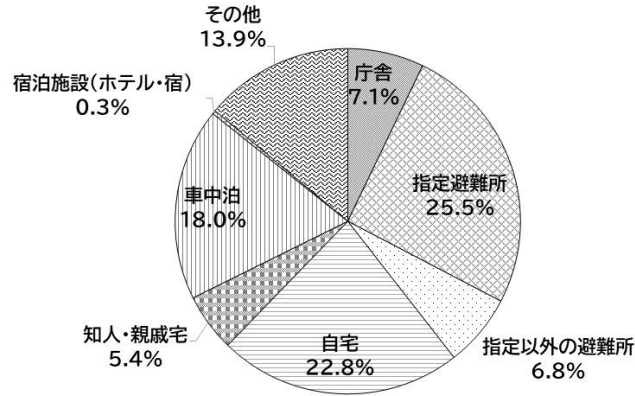
#### 4) 勤務環境

##### ① 宿泊場所

発災後の宿泊場所について、地震では直後 5 日間は「指定避難所」が最も多く、次いで「自宅」「車中泊」の順であった。6 日目以降は「自宅」が最も多い結果であった。また、自宅以外から出勤等をしていた職員は、発災から 5 日間は、約 77%、6 日目以降は、約 63%であり半数以上を占めた。

豪雨では発災後 1 週間を通して「自宅」が最も多く、次いで「応急仮設住宅」であった。また、自宅及び応急仮設住宅以外から出勤等を行った職員は、発災から 3 日間は約 15%、4 日目以降は、約 9%であり 10%前後にとどまった。

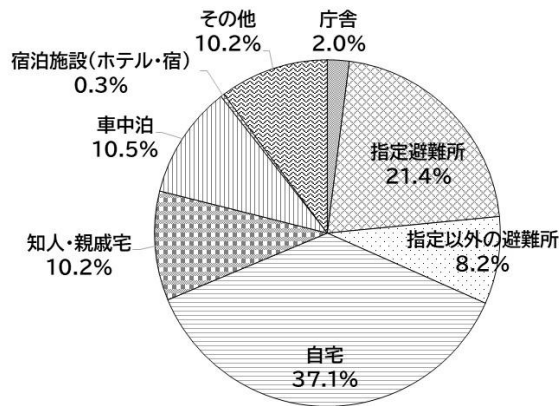
18. 1/1(月)～1/5(金)(発災後5日間)の  
主な宿泊場所を選択してください。



N=294

図 3.13 1/1(月)～1/5(金)の主な宿泊場所(地震時)

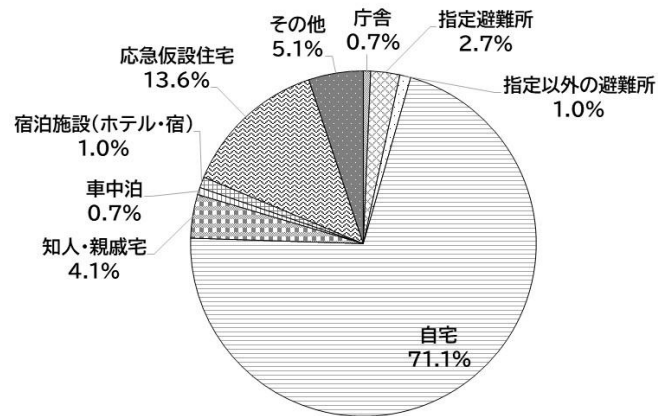
19. 1/6(土)～1/15(月)(発災後6日～2週間)の  
主な宿泊場所を選択してください。



N=294

図 3.14 1/6(土)～1/15(月)の主な宿泊場所(地震時)

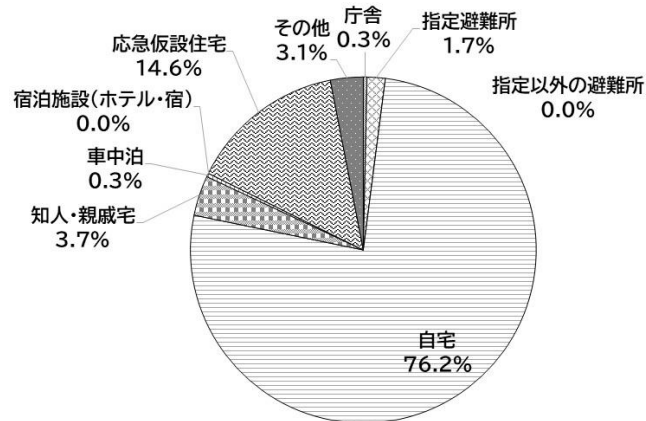
33. 9/21(土)～9/23(月)(発災後3日間)の  
主な宿泊場所を選択してください。



N=294

図 3.15 9/21(土)～9/23(月)の主な宿泊場所(豪雨時)

34. 9/24(火)～9/27(金)(発災後4日～1週間)の  
主な宿泊場所を選択してください。



N=294

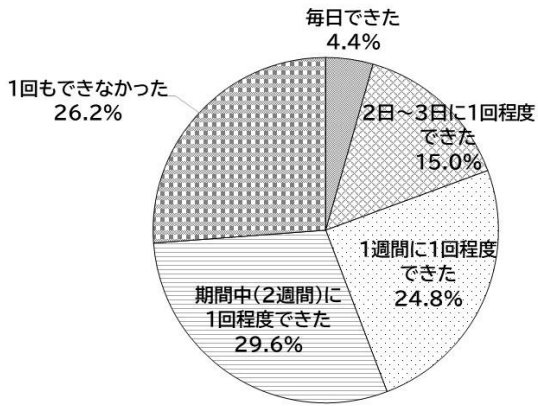
図 3.16 9/24(火)～9/27(金)の主な宿泊場所(豪雨時)

② 入浴・シャワー等

地震時では、「期間中に1回できた」が最も多い結果であった。

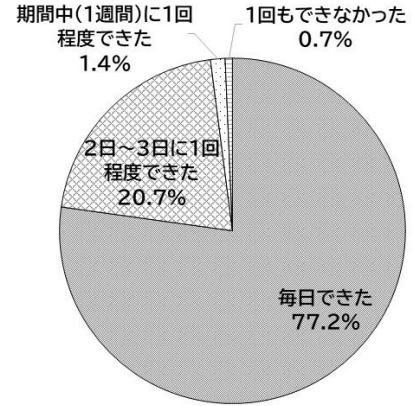
豪雨時では、「毎日できた」が最も多い結果であった。

17. 1/1(月)~1/15(月)の間に何回程度、  
入浴(シャワーを含む)をできましたか？



N=294

32. 9/21(土)~9/27(金)の間に何回程度、  
入浴(シャワーを含む)をできましたか？



N=294

図 3.17 入浴・シャワー回数

(左:地震時(1/1(月)~1/15(月)),右:豪雨時(9/21(土)~9/27(金)))

## 2. 市民の避難行動・避難生活等に関する調査結果

市民に対する調査として、地震災害及び豪雨災害の発災当時の状況について、避難行動、避難生活、平常時の備え等に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

### (1) 調査の実施概要及び調査項目

市民に対するアンケート調査の実施概要及び調査項目は以下のとおりである。

表 3.5 調査の実施概要

項目	内容
調査目的	令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における発災当時の状況について、避難行動、避難生活、平常時の備え等に関する実態を把握すること
調査対象	令和6年1月1日時点で珠洲市に住民票を有する全世帯等 ※世帯の代表者に回答を依頼
調査方法	郵送調査(WEBによる回答も可)
調査期間	令和7年10月28日～11月10日
設問数	全46問(避難行動、避難所生活の実態、平常時の備え、転居理由等)
回答数	3,337件
回答率	53.5%(3,337/6,241件)

表 3.6 調査項目

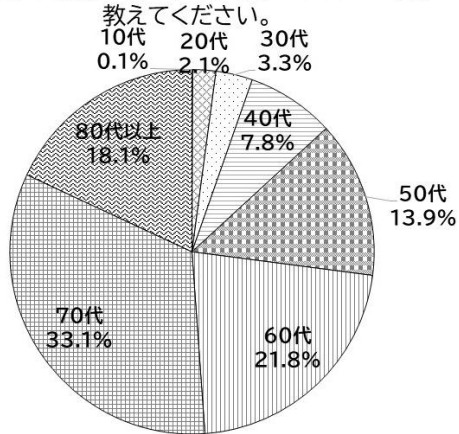
項目		設問内容	設問数
地震	回答者属性	・年代、性別、健康状態、居住する地区 等	5問
	発災直後の行動	・津波からの避難 ・避難行動の有無 等	11問
	避難所	・避難所利用 ・避難所運営 ・避難所生活の課題(水・食料および衛生環境、生活環境および情報の入手)や、有効であった取組 等	10問
豪雨	回答者属性	・住所区分、居住する地区	2問
	避難行動	・避難先や避難方法、避難行動の理由 ・情報収集方法 等	10問
	避難所生活	・避難所利用・運営 ・避難所生活の影響 等	3問
その他		現在の住まいや、住民票を移した理由 平常時から災害に備えた取組 地震や豪雨に関し、心に残っていることや市に対するコメント 等	5問

## (2) 調査・分析結果

### 1) 回答者属性

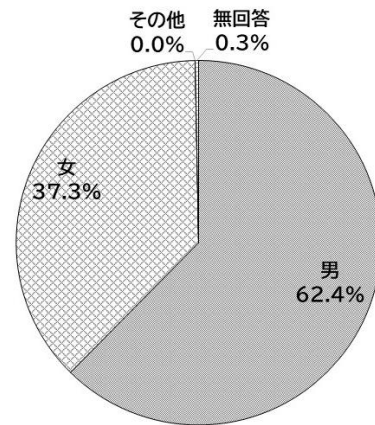
回答者属性は以下のとおりである。

1. 地震発生時点(令和6年1月1日)のあなたの年齢を教えてください。



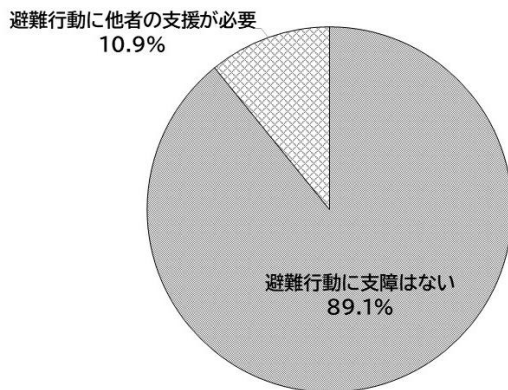
N=3317(集計対象3337件から未回答等の20件を除いた値)

2. あなたの性別を教えてください。



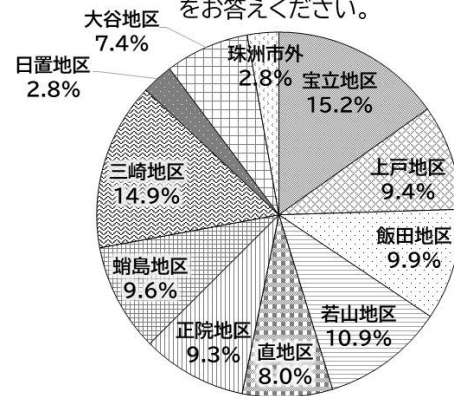
N=3314(集計対象3337件から未回答等の23件を除いた値)

3. あなたの健康状態は避難行動に支障がありますか。



N=3280(集計対象3337件から未回答等の57件を除いた値)

4. あなたの健康状態は避難行動に支障がありますか。地震発生時点(令和6年1月1日)に居住されていた地区をお答えください。



N=3262(集計対象3337件から未回答等の75件を除いた値)

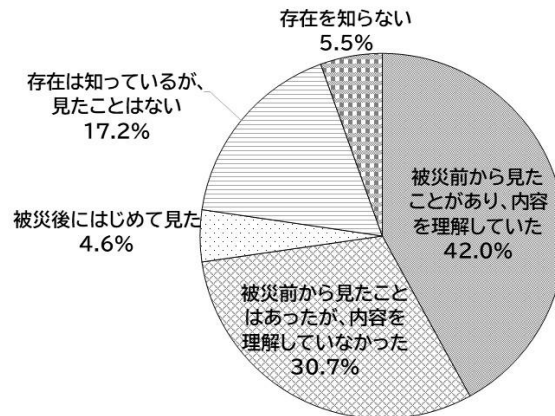
図 3.18 回答者属性(年代、性別、健康状態、居住地区)

## 2) 平常時からの備え

ハザードマップを「見たことがあり、内容を理解していた」住民は約 42%であった。

災害に備えた取組としては、平常時から「飲料水や食料の備蓄」(約 56%)、「避難先や避難ルートの確認」(約 46%)をはじめ、様々な備えが行われていたことが分かった。

5. 珠洲市の津波ハザードマップを見たことがありますか。



N=3296(集計対象3337件から未回答等の41件を除いた値)

図 3.19 津波ハザードマップを見た有無

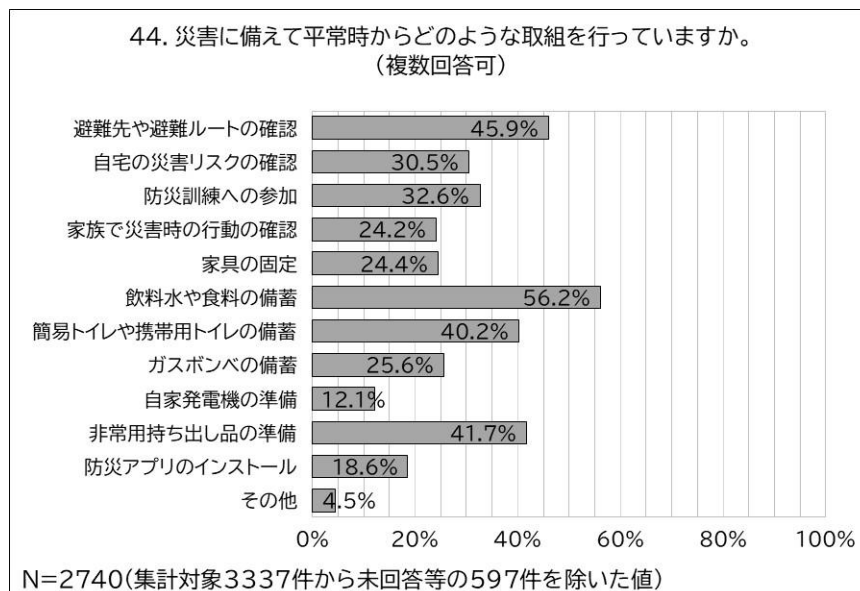


図 3.20 災害に備えた平常時からの取組

### 3) 避難行動の有無

能登半島地震時では、発災直後は約 75%の住民が「指定緊急避難場所(津波)」「指定避難所」「自宅や親戚・知人宅」「高台や海岸から離れた場所」への避難行動をとっていた。

避難した理由としては、「命の危険を感じたため」が約 58%と最も多かった。

避難しなかった理由としては、「自分の居場所は安全だと思ったため」が約 57%と最も多かった。

9. 地震発生直後、滞り場所からまずどこへ避難しましたか。

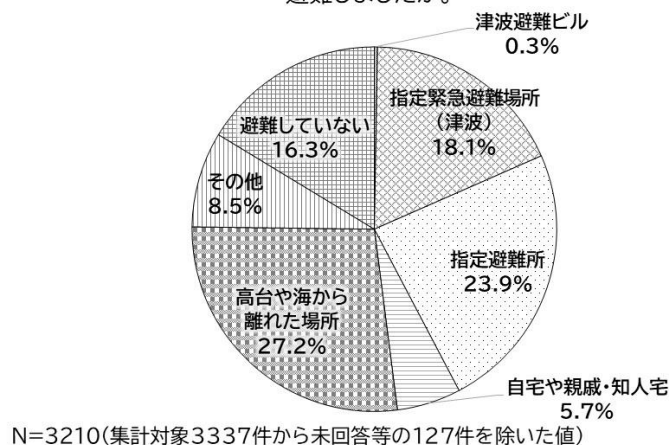


図 3.21 発災直後の避難先

10. 避難した理由を教えてください。(複数回答可)

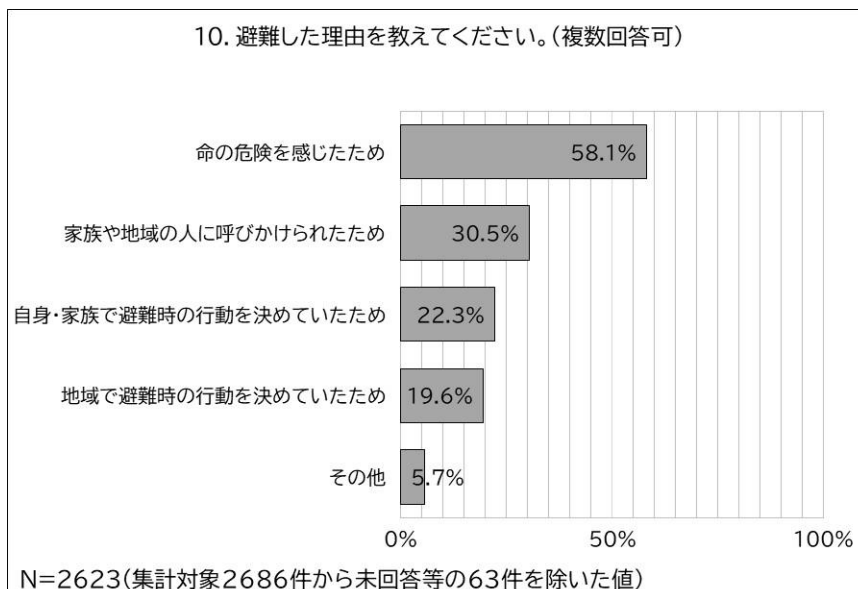


図 3.22 避難した理由(避難した方のみ回答)

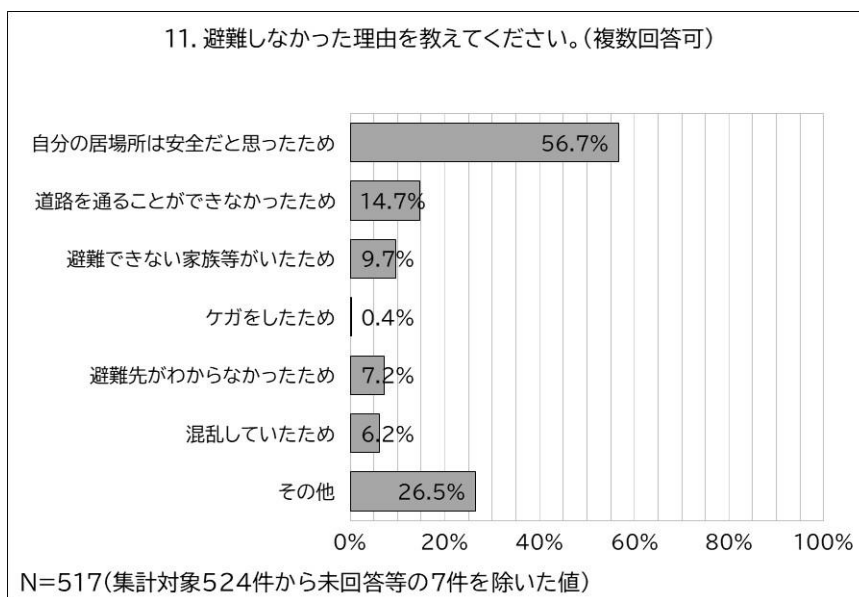


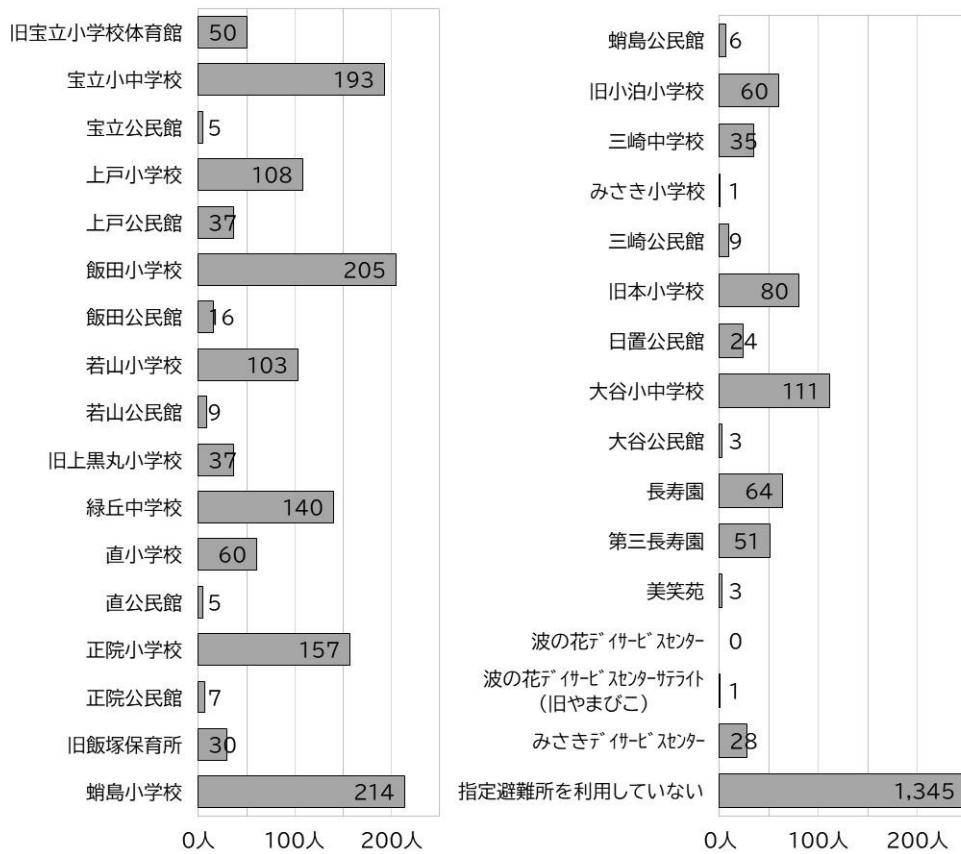
図 3.23 避難しなかった理由(避難しなかった方のみ回答)

#### 4) 指定避難所の利用状況

能登半島地震時では、特に指定避難所の「蛸島小学校」(214 人)や「飯田小学校」(205 人)、「宝立小中学校」(193 人)等への避難者が多かった。

指定避難所を利用していない住民は 1,345 人(有効回答数 3,033 人の約 44%)であった。

17. あなたが利用した指定避難所(福祉避難所を含む)を教えてください。(複数回答可)  
 ※福祉避難所、未開設の避難所を含む。指定外避難所は含まない。



N=3033(集計対象3337件から未回答等の304件を除いた値)

図 3.24 利用した指定避難所

## 5) 避難所生活の課題

### ① 水・食料および衛生環境

能登半島地震時では、指定避難所での飲料水や食料について困ったこととしては、「食料が不足していた」(約 48%)や「飲料水が不足していた」(約 40%)との回答であった。

指定避難所での衛生環境については、「便所の不衛生」(約 65%)や「便所の不足」(約 60%)、「入浴が不便」(約 53%)、「洗濯の不便」(約 49%)に困っていたとの回答が上位であった。

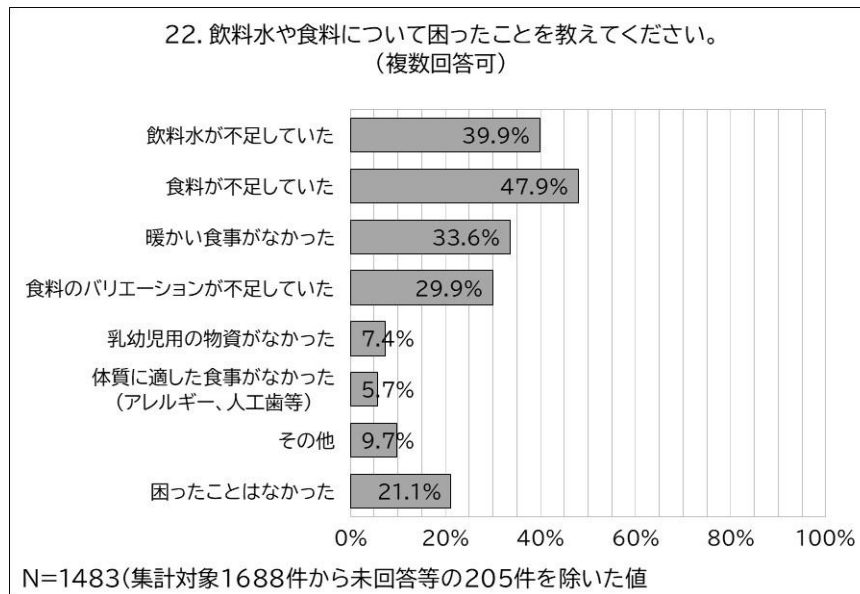


図 3.25 困ったこと(水・食料)

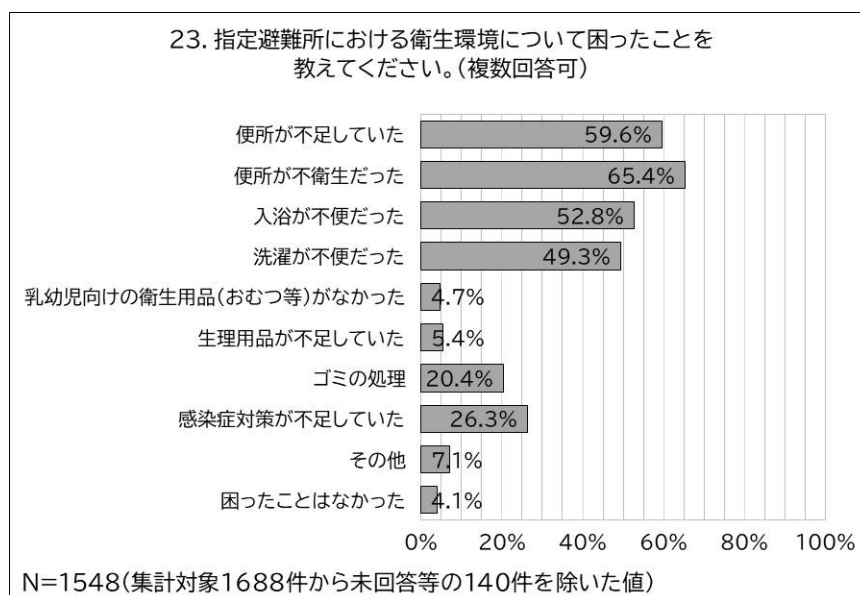


図 3.26 困ったこと(衛生環境)

## ② 生活環境および情報の入手

能登半島地震時では、指定避難所での生活環境については、「プライバシーが確保されていない」(約 62%)や「寝具の不足」(約 52%)、「防寒具の不足」(約 48%)に困っていたとの回答が上位であった。

指定避難所における情報提供については、「家族や友人の安否」(約 47%)や「自宅や職場周辺の被害状況」(約 44%)、「水・食料・物資の配給に関すること」(約 44%)、「インフラの復旧状況に関すること」(約 44%)が入手しなかった情報として上位であった。

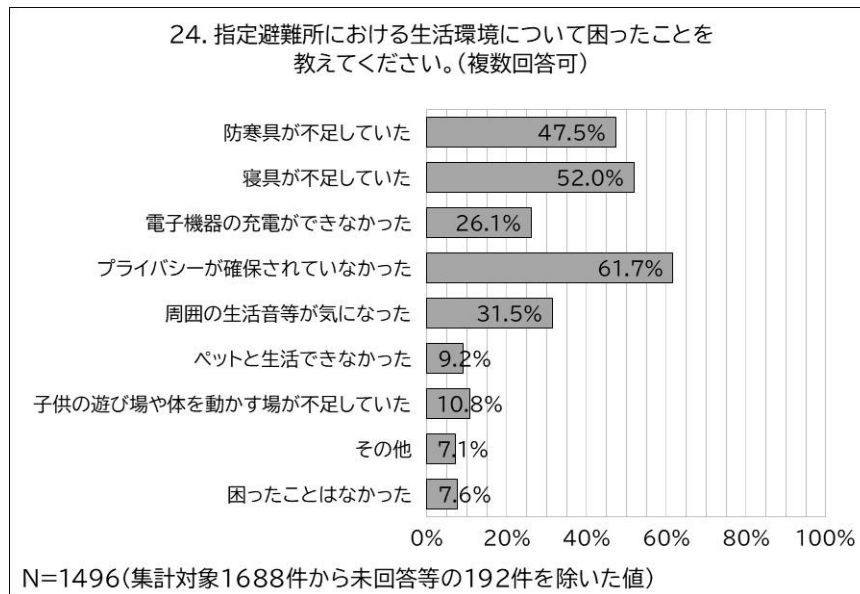


図 3.27 困ったこと(生活環境)

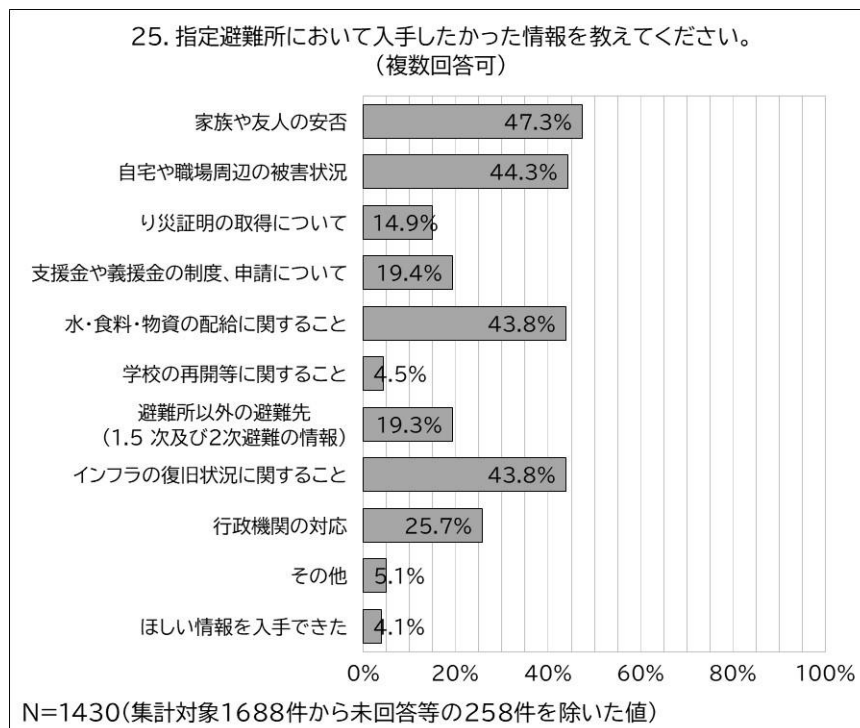


図 3.28 入手しなかった情報

## 6) 避難所生活において有効であった取組

能登半島地震時では、避難所生活におけるメンタルケアや気分転換には、「他者とのコミュニケーション」(約 66%)が有効であったと回答する住民の割合が最も高かった。

次いで、「支援物資」(約 38%)や「食事」(約 34%)等が有効であったと回答する住民の割合が高かった。

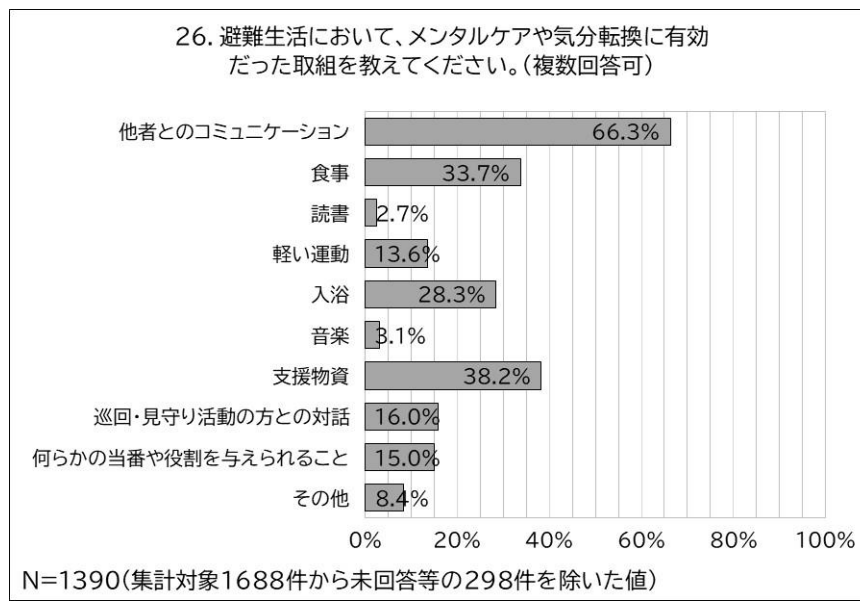


図 3.29 有効であった取組

## 7) 「能登半島地震」による「奥能登豪雨」への影響

### ① 避難行動

能登半島豪雨については、「水害は発生しないと思い、避難しなかった」と回答した住民が約30%であった。

地震の被災を踏まえ、「早めに避難開始した」(約 8%)や「避難所生活への抵抗が少なかった」(約 5%)と回答した住民もいた。

一方で、「避難先までの最短ルートが通れなかった」(約 12%)や「仮設住宅等に住んでいたため、避難先や避難ルートがわからなかった」(約7%)と回答した住民も一定数確認できた。

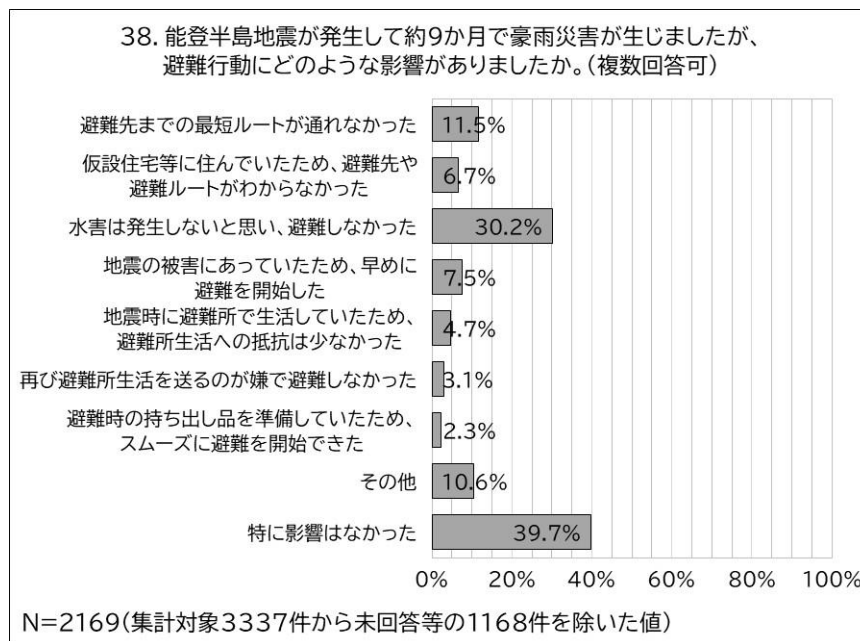


図 3.30 避難行動への影響

## ② 避難所生活

避難所生活における影響として、「立て続けの被災となったため、精神的な負担が大きかった」と回答した住民の割合は約41%と多かった。

一方で、「避難所を運営する方の対応がスムーズだった」(約23%)や「地震時に避難所生活を経験したため、負担は少なかった」(約20%)等と回答した住民もいた。

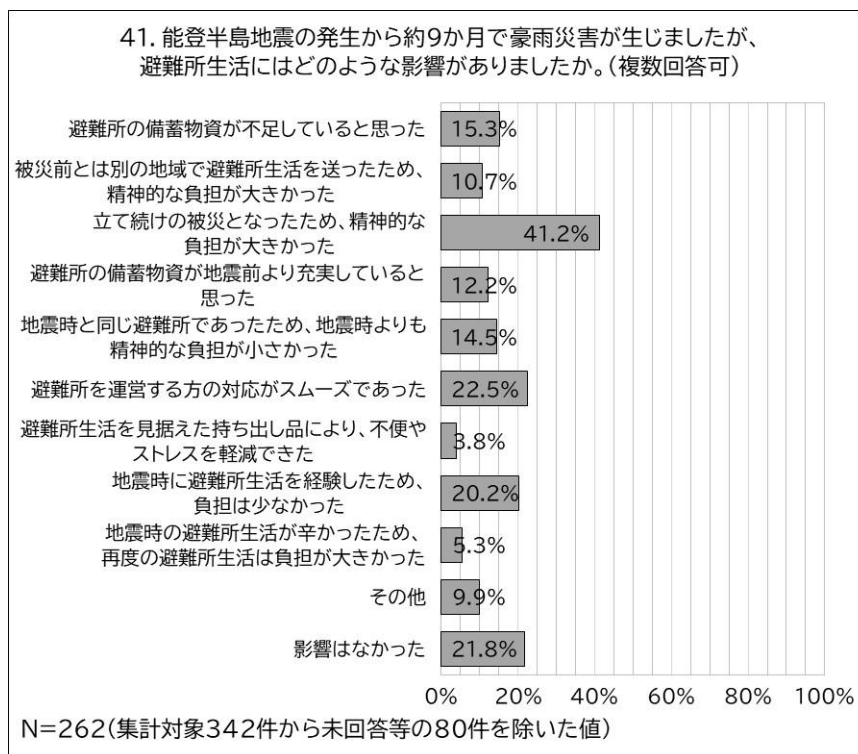


図 3.31 避難所生活への影響

## 8) 被災経験の中で心に残っている前向きな出来事や助けになったこと

被災経験の中で心に残っている前向きな出来事や助けになったこととして、「全国からの支援（応援メッセージ等）」(約 56%) や「避難者同士の声かけ」(約 55%)、「家族や友人との助け合い」(約 46%)、「温かい食事の提供」(約 44%)との回答が上位であった。

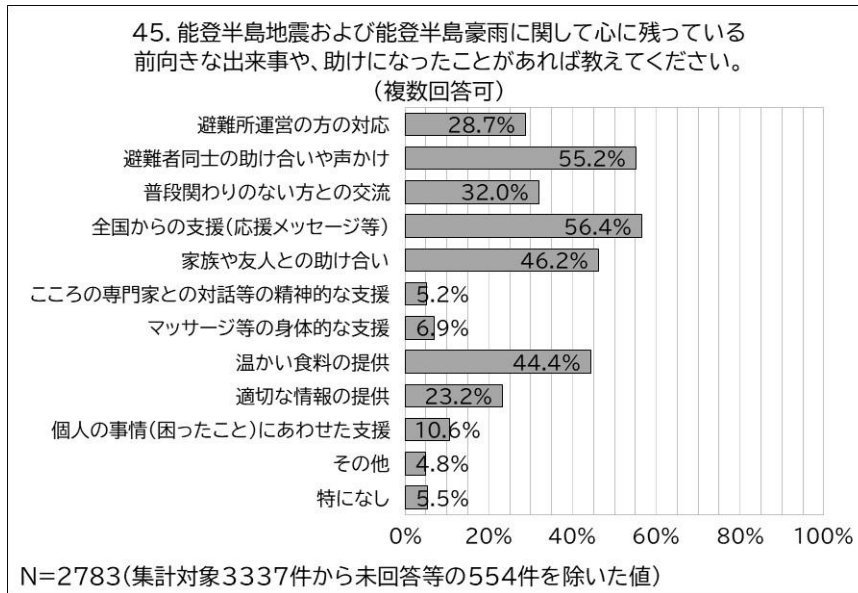


図 3.32 被災経験の中で心に残っていること

### 3. 検証結果の概要

検証結果は、検証項目ごとに以下の(1)～(4)の構成により、「4. 検証結果」として整理した。(4)の検証項目ごとの改善ロードマップの改善目標に関する項目数は表 3.7 に示すとおりであり、合計103項目を設定した。なお、改善ロードマップについては、「珠洲市復興計画」との整合にも考慮して設定したものである。

[検証結果のとりまとめ構成]

#### (1)地域防災計画における主な位置づけ



⇒地域防災計画から各検証項目に該当する主な内容を要約整理

#### (2)主な対応状況及び課題・改善目標



⇒庁内に対する照会、アンケート結果(市職員・市民)、及び検証委員会の結果を踏まえて対応状況や課題・改善目標を整理

#### (3)関係機関との連携 ※関係する項目のみ



⇒関係機関に対する照会結果を踏まえて、関係機関の対応状況や関係機関との連携を踏まえた課題・改善目標を整理

#### (4)改善ロードマップ

⇒(3)の改善目標を踏まえて、珠洲市が具体的に改善を目指す内容や時期(短期・中期・長期)をロードマップとして整理

[改善ロードマップの例]


改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
1) 本部の設置・運営					
1. 災害に備えたライフラインの確保		 ・非常用電源、多様な通信手段等確保		—	—

表 3.7 検証項目ごとの改善ロードマップにおける改善目標項目数

大項目	小項目	改善目標項目数
1.災害対策本部の設置・運営	①本部の設置・運営	4
	②職員参集・安否確認	5
	③災害対応体制	4
2.情報の受発信・共有	①通信手段・環境の確保・復旧	2
	②情報収集・共有	5
	③広報・広聴	4
3.受援体制・他機関連携	①国・県・他自治体からの受援	2
	②消防・警察との連携	4
	③支援物資の受入・配布	3
	④ボランティア・支援団体・企業の受入	4
4.応急復旧	①道路・河川・橋梁の応急復旧	2
	②公共施設の応急復旧	3
	③上下水道の応急復旧	2
	④農業用施設等の応急復旧	2
	⑤応急危険度判定	2
5.避難行動	①市民の避難行動	2
	②広域避難	2
6.避難所の開設運営・孤立対策	①避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応等を含む)	7
	②孤立対策	3
	③地域における災害対応	2
7.給水・入浴支援等	①応急給水支援	4
	②入浴・トイレ・洗濯等の支援	4
	③その他	2
8.医療・保健・福祉支援	①医療・保健に係る対応	2
	②福祉に係る対応(福祉施設を含む)	1
9.被災者支援	①被災者見守り・ケア	1
	②生活支援(ケースマネジメント)	-
	③罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)	6
	④義援金等対応	2
10.住まいの確保・支援	①応急仮設住宅の供給	3
	②住宅の応急修理	2
11.学校再開・集団避難	①学校・保育園等の再開	3
	②集団避難の支援	-
12.災害廃棄物	①災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)	1
	②公費解体	5
13.その他	①文化財関係	1
	②復興計画策定	1
	③その他	1
合計		103

## 4. 検証結果

### 検証項目① 災害対策本部の設置・運営

発災直後(1月3日)危機管理室内



本部会議(関係機関会議)の様子



関係機関等の出入り



市役所内執務室の様子(発災後約1か月)



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 本部の設置・運営

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

市の区域内において災害が発生し、又は発生のおそれが生じたときは、災害対策本部を設置し、各種の応急対策を迅速に推進する。

この場合、関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び市防災会議に通知する。災害対策本部の運用については、珠洲市災害対策本部運営要領の定めるところにより実施する。

また、市は必要に応じて災害対策本部会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

### 2) 職員参集・安否確認

職員は、休日、又は勤務時間外であっても常に災害気象情報に留意し、特別警報が発表されたとき、その他本部配備体制の基準に該当する災害の発生が予想されたときは自主的に参集する。

職員や家族の安否確認 自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 本部の設置・運営

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・災害対策本部は、避難所の開設状況、避難人数の把握、道路被災状況、孤立集落の発生状況(自衛隊・国土交通省に調査依頼)の確認を行った(発災直後から通信途絶等もあり、時間を要した)。
- ・危機管理室からの要請により、急遽、参集できた職員は本部業務の支援に加わることとなった。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・地震による避難所が4箇所開設中の状況であったことに加えて、市内全域に避難指示を発令して17箇所の避難所を追加で開設した。
- ・自衛隊、国土交通省等による道路被災状況調査の結果から孤立集落を把握することができた。

問題・課題	改善目標
<b>1. 災害に備えたライフラインの確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電により、庁舎内の十分な電源供給がなかった。</li> <li>・通信障害により、避難所(指定・自主)の開設状況、避難人数、負傷者の把握が困難となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の対象施設を拡大するとともに、燃料タンクの増量を行い、災害に備えたライフラインを確保する。</li> <li>・指定避難所に非常用発電機、バッテリー等を配備し、初動期の電源供給を確保する。スターリンク等の衛星通信機器を配備する。</li> </ul>
<b>2. 紙資料のデータ化推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部会議等の資料について、日々の更新が遅れる課室があり、準備に苦慮した。</li> <li>・資料が紙媒体であったため、印刷する手間がかかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット等による資料データの配信等を行い、DXを推進する。(そのための端末・回線・非常用電源の確保や応援機関を含めた利用環境の整備を含む)。</li> </ul>
<b>3. 初動期における災害対策本部体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時は発災が休日(土曜日)であったため、市外に外出している職員もおり、参集や災害対策本部会議の開催に時間を要する状況となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況によらず、速やかに災害対策本部の設置、災害対策本部会議を開催できる体制(誰でも本部設置可能な体制、代替職員の位置づけ等)を構築する。</li> </ul>
<b>4. 代替要員を含む対応体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の不足により、孤立箇所等の現地確認に時間を要した。</li> <li>・職員が参集できなかったため、災害対策本部を限られた人数(2名)で立ち上げることとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関に対する災害派遣職員の依頼を迅速に行い、応援職員による災害対応の実施体制を構築する。</li> <li>・災害対策本部の立上げ、災害対応業務に係るアクションカードを作成し、参集職員が誰でも対応可能な体制を構築する。</li> </ul>

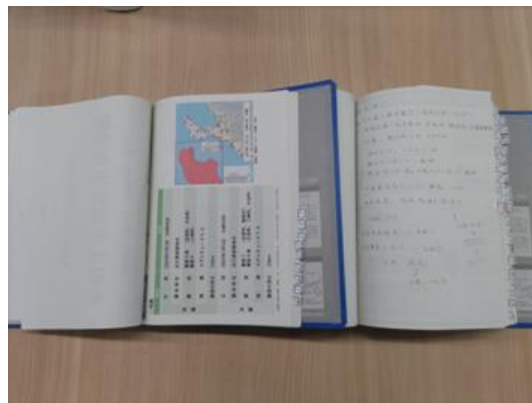
■参考:関係機関会議による円滑な情報共有体制

- ・1月4日から、国、県、市をはじめ、関係支援団体等が一堂に会する関係機関会議を1日2回体制で継続的に実施した。関係機関会議では、被害状況や対応状況に関する最新情報を迅速かつ確実に共有するとともに、課題や対応上の問題点について、その場で調整を行った。
- ・その結果、関係機関間の認識の齟齬を最小限に抑え、対応方針の統一や役割分担の明確化が図られ、課題の早期解決につながった。



■参考:市長による対応の記録

- ・市長は、地震発生当日に市役所に参集し、災害対応に関する指示や関係機関との連絡調整を行った。初動期においては、国・県・関係機関からの膨大な紙資料をファイリングするとともに、対応状況等に関する手書きのメモを継続的に整理してきた。これらの資料は、発災直後の意思決定や情報共有の過程を把握するための一次的な記録として保管されている。



## 2) 職員参集・安否確認

### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災当日(夜)に、市長、副市長、危機管理室職員(2名)が参集した。その後、1月3日以降、総務省、内閣府防災、国土交通省、石川県、自衛隊、警察、消防の各機関のリエゾンが順次参集した。
- 地震発生後、各課において電話、メール、SNS(LINE 等)を用いて職員の安否確認を実施した。一部では、通信途絶や被災者対応、消火活動等により連絡が取れない状況が生じたものの、その後、安否を確認することができた。
- メールについては、発災後も送受信に支障はなかったが、過去の被災経験を踏まえ、LINE による安否確認が定着しつつあったことから、メールよりも LINE による安否確認が多く実施された。
- 1月4日以降、各課の職員参集状況を毎日記録し、災害対策本部内で情報共有を行った。
- 休職者や避難所対応に従事している職員については、登庁を求めず、連絡の取れる状態を維持することとした。
- 珠洲市総合病院では、病院の災害対応マニュアル(参集基準等)に基づき、職員の安否確認を実施した。参集職員は、災害対策本部の指示により、病院内の優先業務に配置する方針であったが、発災直後は参集職員が少数(約30名)にとどまり、病院災害対策本部の立上げを2名で対応するとともに、残る職員により診療対応等を継続して実施した。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 災害対策本部を担う市長、副市長、危機管理室職員(3名中2名、残る1名は県外より翌日登庁)が速やかに登庁した。
- 各課において、電話、メール、SNS(LINE 等)を用いて、職員の安否を行い、ホワイトボード等を活用して情報を集約した。また、市役所周辺の浸水状況等の危険情報について、課内で共有を行った。
- 一部の職員については、自宅の被災や道路網の寸断により登庁が困難な状況となった。登庁困難な職員を含め、一部の職員は避難所運営に従事した。参集後は、各部署内で業務分担を行い、所掌業務(所管施設の被害状況調査、児童生徒・教職員の安否確認、避難所運営等)の対応を行った。
- 珠洲市総合病院においては、病院災害対策本部を立ち上げ、職員の安否確認を実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 参集基準の明文化及び安否確認方法の確立</b>	
・庁舎内が混乱し、具体的な行動指示が出せない状況であった。また、参集職員が少数であったため、対応作業に時間を要した。	・参集基準の明文化及び通信途絶時における安否確認の代替方法の検討を行い、マニュアルへ位置づけるとともに、災害対策訓練において実効性を確認する。
<b>2. 職員参集が困難な場合を想定した対応体制の確立</b>	
・本人や家族の被災、災害対応、道路寸断等により参集できない状況が発生した。	・職員が参集できない場合を想定した計画を策定し、国、県、近隣市町村に対する応援要請の体制を確立する。

問題・課題	改善目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集できない職員の対応について、計画やマニュアル等に位置づける(電源・通信環境を整備した地域の参集拠点の検討や参集訓練の実施等を含む)。</li> </ul>
<h3>3. 防災意識の向上</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員の一部において、「災害対応は正規職員がするもの」という誤った認識があり、安否報告が行われなかった事例や出勤拒否から退職に至る状況が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の防災意識の向上を図るとともに、災害対応に関する共通認識の促進を図る。</li> </ul>
<h3>4. 安否確認アプリの導入や安否確認方法の冗長化</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信障害により職員と連絡が取れず、安否確認に時間を要した。</li> <li>・休日であり外出している職員がいたこと、道路の寸断、自宅の被災等により参集や安否確認に遅れが発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が個人携帯等で使用可能な「安否確認アプリ(避難状況、登庁可否等を確認・報告)」を導入する。</li> <li>・安否確認方法の冗長化に向けて、既往災害等の経験を踏まえ既に定着しつつある SNS(LINE 等)について、利活用方法や運用ルールを整理する。</li> </ul>
<h3>5. 安全確保に配慮した参集体制の確立</h3>	
<p>同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集途中で被災すること等を防ぐため、危険性の高い経路を予め確認し、安全な参集に向けた体制の確立、啓発を実施する。</li> </ul>

### 3) 庁内の災害対応の体制

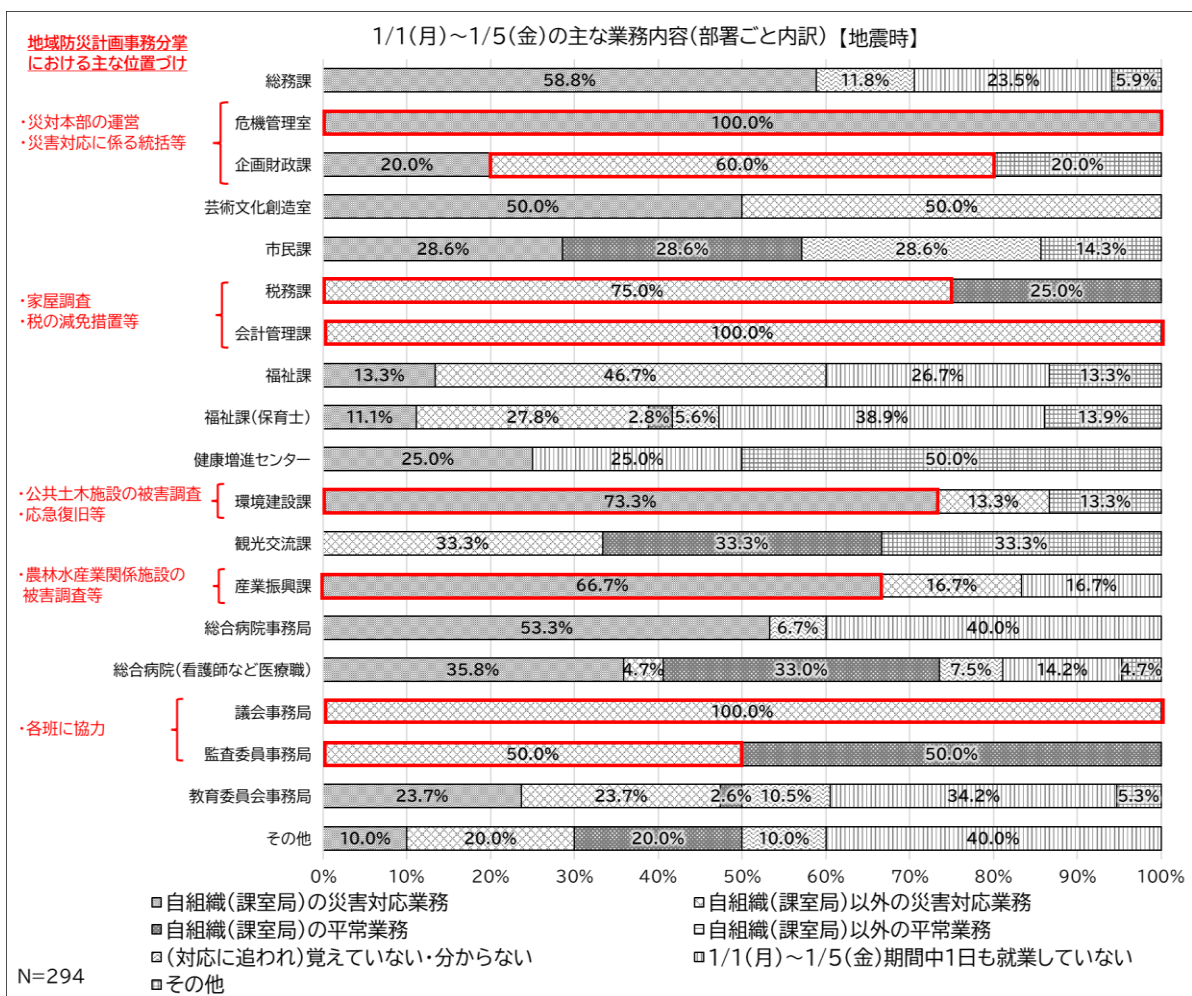
#### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・避難先において避難所運営を担った市職員が多く、発災直後に登庁できた職員は10～20名にとどまった。翌日以降、登庁職員数は増加したものの、膨大な災害対応業務に対して人員は十分ではない状況であった。避難所運営や物資配送等の人手を要する業務については、国や他自治体等からの応援を得て対応体制を整備した。また、避難所運営を担っていた市職員については、応援職員の支援を受けることで、交替により登庁が可能となった。
- ・総務班(危機管理室)は、発災から1週間にわたり24時間体制で対応を行い、その後は応援職員とのローテーションによる業務体制に移行した。
- ・登庁した職員は、災害対策本部業務の支援、窓口業務、罹災証明対応等を分担して対応した。
- ・限られた空間で、多様な関係者が入れ替わり業務を行う勤務環境であったことから、衛生環境の確保が困難となり、庁舎内において感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ)が発生・拡大した。
- ・学校法人産業医科大学と連携し、1月15日からスマートフォンを活用した職員の健康状況管理を実施した。7月以降は健康管理専任看護師を配置し、中長期派遣職員(約60名)を対象に、月1回程度のカウンセリングを継続して実施している。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応援・受援体制の確立</b>	
・避難所運営、物資の受入・配送、被害状況調査、支援金対応等の多様な業務に多くの人員が必要となり、市職員だけでは対応不可能な状況となった。	・国・県・市町村等の応援職員と連携するための応援・受援体制を確立する。
<b>2. 総合病院と災害対策本部の連携体制の強化</b>	
・総合病院は庁舎から離れているため、情報共有が不十分となり、対応の重複や遅れが発生した。	・全体会議や保健医療福祉調整地域本部会議での情報共有による連携強化等、初動対応から災害対策本部との円滑な連携体制を構築する。
<b>3. 庁内の情報共有・連携体制の強化</b>	
・各方面から情報が同時に入り、優先すべき対応の判断に苦慮した。	・優先業務の判断を迅速に実施するため、災害時の使用を想定した、情報共有ツールを導入し、庁内の連携強化を図る(国・県の防災情報システム・ツール等の活用を推進する)。
<b>4. 災害時における職員の健康管理体制の確立</b>	
・全庁的な人手不足のため、職員自身も被災者である状況にありながら、入浴等の生活環境が不十分な状況で、限られた休憩時間のもと連続勤務を余儀なくされ、適切な職員の健康管理ができなかった。	・J-SPEED等のツールを活用した職員の健康管理を行うとともに、関係機関と連携し、災害時における職員の健康状態を効率的かつ確実に把握・管理できる仕組みを導入する。

■参考:主な業務内容(部署ごと内訳)・職員の勤務及び執務環境の改善 [市職員アンケートより]

- ・令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨では、危機管理室、環境建設課、産業振興課、観光交流課、芸術文化創造室等は「**自組織の災害対応業務**」の割合が高い傾向であった。
- ・また、会計管理課、議会事務局、税務課、企画財政課、監査委員事務局等は「**自組織以外の災害対応業務**」の割合が高い傾向であった。
- ・勤務及び執務環境について、職員不足に対する柔軟な職員採用(年複数回等)、庁舎内の執務スペースと避難スペースの区分、災害対応に応じた交代制の整備等が課題として挙げられた。
- ・職員も被災者であることに配慮した環境・仕組み(各種手続きのための休暇取得、家族に配慮した勤務環境整備、職員用備蓄等)の整備の必要性についても挙げられた。



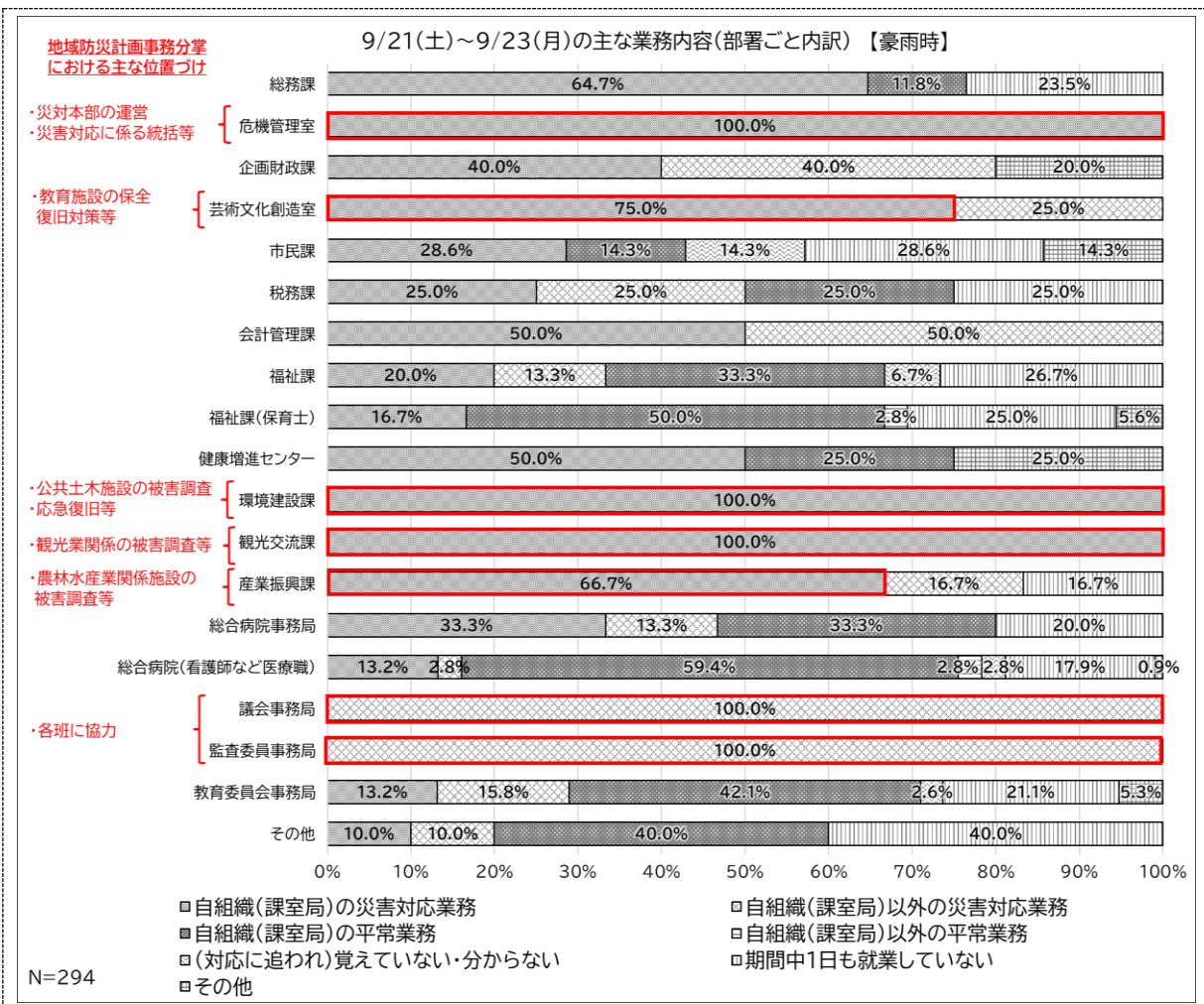















図 3.33 主な業務内容(部署ごと内訳)(上:地震時、下:豪雨時)

### (3) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:~1年、中期:2年~5年、長期:6年~10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 本部の設置・運営</b>					
1. 災害に備えたライフラインの確保					—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源、多様な通信手段等確保</li> <li>・ソーラー式の非常用バッテリーなどの計画的な備品配備の促進</li> </ul>				
2. 紙資料のデータ化推進				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ配信方法の構築</li> </ul>				
3. 初動期における災害対策本部体制の強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部設置・会議開催体制の構築</li> </ul>				
4. 代替要員を含む対応体制の強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員要請ルートの整備</li> <li>・アクションカードの作成</li> </ul>				
<b>2) 職員参集・安否確認</b>					
1. 参集方法の明文化及び安否確認体制の確立				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル整備・訓練実施</li> </ul>				
2. 職員参集が困難な場合を想定した対応体制の確立				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画、マニュアルの整備</li> </ul>				
3. 防災意識の向上				●	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修・教育、訓練の実施</li> </ul>				
4. 安否確認体制の強化や安否確認方法の冗長化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認方法の検討、システムの導入</li> <li>・運用ルールの整備</li> </ul>				
5. 安全確保に配慮した参集体制の確立				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の確認</li> <li>・参集基準・体制の整備</li> </ul>				
<b>3) 庁内の災害対応の体制</b>					
1. 応援・受援体制の確立				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援計画、受援体制の整備</li> </ul>				
2. 総合病院と災害対策本部の連携体制の強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有ツールの導入、方法の整備</li> </ul>				
3. 庁内の情報共有・連携体制の強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有ツールの導入</li> </ul>				

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
4. 災害時における職員の健康管理体制の確立	 ・健康管理方法・ツール等の検討			—	—

## 検証項目② 情報の受発信・共有

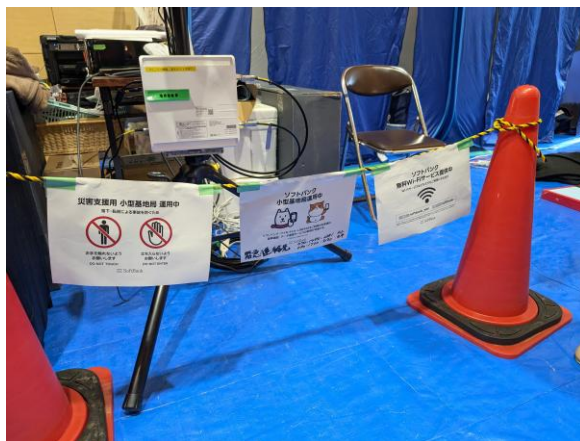
ドコモ公衆ケータイ



基地局



災害支援用小型基地局①



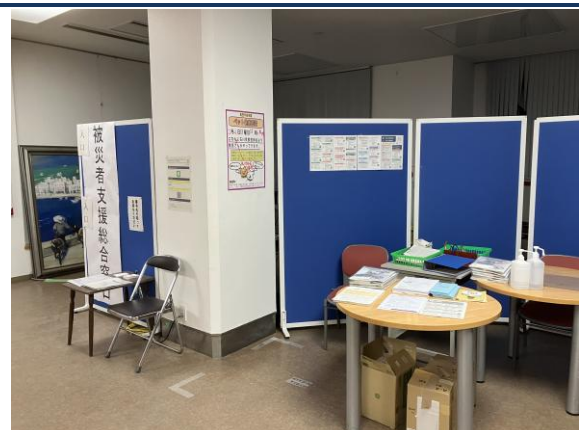
災害支援用小型基地局②



地図を用いた情報共有



被災者支援総合窓口



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 通信手段・環境の確保・復旧

市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線等の複数の通信手段の整備に努める。

市及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い、通信手段の確保に努める。

### 2) 情報収集・共有

市及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

### 3) 広報・広聴

災害時の混乱した事態に、住民感情の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 通信手段・環境の確保・復旧

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災後、市内全域で停電が発生し、固定電話が不通となった。また、携帯電話キャリア基地局の非常用電源が停止したことにより、発災から数時間後に携帯電話も不通となった。
- 市役所においては、自家発電設備により、危機管理室やサーバー室等を含む一部の施設で最低限の電源を確保した。
- 衛星電話を指定避難所に配布したものの、操作方法が特殊であったことに加え、通信に必要な衛星方向が南向きであり、外浦地区等では山に遮られて通信不能となるなど、十分に活用することができなかった。
- 総務省の指示に基づく携帯電話キャリアによる移動通信基地局の配備や、総務省、石川県等と連携した衛星インターネット・サービス(スターリンク)の設置により、携帯電話通信及びインターネット回線の確保・復旧が進められた。通信手段の復旧にあたっては、通信事業者との連携により、市役所や避難所等の優先復旧エリアから調整を行った。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 市内一部地域で停電が発生し、固定電話が不通となったが、市役所においては停電は発生しなかった。
- 発災から2～3日後に、停電が発生した避難所へスターリンクを設置し、インターネット回線を確保した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 非常用電源・通信基盤の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により市内全域で停電や通信途絶が発生し、外部との連絡や必要な情報の収集が困難となった。</li> <li>・非常用電源の整備が十分でなかったことから、電源確保に苦慮した。</li> <li>・豪雨時は土砂災害による道路寸断の影響も重なったことから、地震時と比較し早い復旧であったものの、2～3日を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に使用する施設(庁舎、避難所等)に非常用電源、発電機、を配備するとともに、太陽光発電等の持続性を備えた設備の拡大に向けた取組を推進する。</li> <li>・通信事業者との連携により地上基地局に加え、衛星通信が利用できる環境(スターリンク等の衛星インターネットやHAPS等)を整備するとともに運用方法・体制(設置・操作担当者等)を明確化する。</li> <li>・通信事業者と連携し、優先して通信を確保すべき避難所の選定や対応に必要なスペースの確保に向けた事前調整を行う。</li> </ul>

---

## 2) 情報収集・共有

### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災直後はホワイトボード、紙等を用いて記録を行い、通信復旧後はエクセル等を活用した記録へ移行した。また、道路の被災状況については、管内図に毎日記録した。道路の寸断により、避難所の情報収集及び情報提供は、自衛隊による物資供給と併せて実施した。
- 職員や避難所からの情報、児童生徒の安否(一部は直接訪問により確認)、所管施設の被災状況、災害対応状況等については、電話、メール、SNS を活用して情報収集・共有を行った。庁内全体では、災害対策本部会議、関係機関会議及び連絡調整会議を通じて情報共有を行った。
- 保健医療福祉調整地域本部では、「Google フォーム」を活用し、避難所巡回等により収集した情報の集約及び一元管理を行った。また、行政機関及び保健医療福祉調整地域本部の各チームにおいて「kintone」を活用し、住民の健康情報等を一元的に管理した。
- 珠洲市総合病院災害対策本部では、毎日対策会議を行い、状況把握及び方針決定を行うとともに、その内容を病院内のグループウェアで共有した。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 部署内の SNS(LINE グループ)を活用し、庁舎周辺の浸水状況を写真で共有するなど、危険情報の周知を行った。
- 収集した情報については、ホワイトボード、紙等を用いて記録するとともに、令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、情報共有は紙ベースを基本として実施した。また、道路の被災状況については、管内図に毎日記録した。道路の寸断により、避難所の情報収集及び情報提供は、自衛隊による物資供給と併せて実施した。
- 職員や避難所からの情報、所管施設の被災状況、災害対応状況、罹災証明書の発行状況等については、電話、メール、SNS を活用して情報収集・共有を行った。庁内全体では、災害対策本部会議、関係機関会議及び連絡調整会議を通じて情報共有を行った。
- 珠洲市総合病院においては、災害対策本部を立ち上げ、情報収集及び一元管理を行い、対応方針の検討・決定を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 庁内における情報共有方法の統一</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の情報共有の方法やルール(ミーティング実施、使用媒体等)が確立されていないことで、円滑な情報共有ができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の情報共有方法やルールを統一するため、マニュアル等を整備するとともに、職員の意識改革を図る。</li> </ul>
<b>2. 通信障害時の情報共有体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信障害の発生により、情報の送受信ができず、情報収集に時間を要した。</li> <li>・被災直後は特に、正確な情報の収集が困難であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信事業者や電気事業者等との事前の連携により、通信障害時の情報収集体制を確立する。</li> </ul>
<b>3. 被害状況把握、情報共有方法の高度化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後は通行可能な道路が限られ、各所で現地に到達できない状況となった。</li> <li>・情報共有手段(打合せ、紙資料、回覧板等)や情報集約方法が一元化されておらず、十分に機能しなかった。</li> <li>・収集した情報を全庁で共有できず、庁内や応援機関に対し、同じ情報を何度も報告する場面が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラ、水位観測装置の設置、ドローン活用(職員の育成含む)等により、被害状況把握方法の高度化を図る。</li> <li>・被害状況の早期把握に向け、発災後に公表される国土地理院の空中写真や人工衛星データ等の活用方針を策定する。</li> <li>・災害対策本部の動きをオンラインで可視化し、全庁及び応援機関において、避難所受付、名簿作成、物資供給情報等を一元的に管理可能なシステムを構築する。</li> <li>・避難所からの円滑な情報収集に向けた仕組みを構築する(AIによる自動電話システム「シン・オートコール」の導入等)。</li> </ul>
<b>4. 情報管理体制・ルールの明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所では、名簿管理を紙媒体で行っていたため、情報管理(正確性、更新・共有等)に課題があった。</li> <li>・職員の避難所への参集状況について、管理・情報共有が煩雑となり、状況把握が困難であった。</li> <li>・応援職員が短期間に入れ替わることや共有ドライブの利用等、情報セキュリティ面に課題があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・共有及び情報管理に関するマニュアルを作成し、全庁的な共通認識の醸成を図る。</li> <li>・情報の取り扱いについて、職員の意識改革を図る。</li> </ul>

### 3) 広報・広聴

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災後、速やかに市ホームページを「災害モード(表示画面が赤色)」に切り替え(～令和7年3月末)、「J アラート」や防災情報の自動発信を行った。また、テレビ画面に表示される「L アラート」等を活用し、報道機関と連携した情報発信を実施した。
- 応援職員(神戸市)との連携により、市ホームページ及び市公式 LINE の閲覧状況等を分析し、その都度、必要な避難情報や支援情報(罹災証明書申請等)を配信した。特に、罹災証明申請に関する市民の問合せが多い状況であった。
- 庁舎1階に「被災者支援総合窓口」を設置し、住民からの様々な問合せへの対応や、担当課への取次ぎを行った。
- 1月17日から、応援職員との連携・協力のもと、避難所において直接聞き取り調査を実施した。
- 応援職員(神戸市)との連携により、紙媒体による災害広報(初回:1月19日)及び支援制度パンフレット(1月29日)を作成し、自衛隊による物資供給と併せて、避難所や2次避難先等に配付した。
- 健康増進センターだより(簡易トイレの使い方、運動、簡単レシピ等の健康や生活に関する情報を掲載)を発行し、健康増進センター窓口に設置するとともに、避難所に配布した。
- 1月末から総務課内に「総合受付電話窓口」(～11月)を設置し、応援職員を中心に問合せ対応を行った。
- 4月以降、民間事業者からデジタルサイネージの無償貸与を受け、各避難所における情報配信に活用した。
- 報道機関に対して、定期的に「ぶら下がり会見」を開催した。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 地震災害以降、市ホームページ及び市公式 LINE による情報発信体制が整備されていたことから、SNS やデジタルサイネージ等の多様な手段を組み合わせた情報発信を継続して実施した。
- 地震と豪雨により災害情報が複合化した状況を踏まえ、レイアウト等を工夫し、住民にとって分かりやすい情報発信に努めた。
- 庁舎内に設置された窓口において円滑な情報共有が図られるよう、システムを活用して被災者再建支援に関する情報を集約し、住民からの問合せ対応を行った。



### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- ① 通信手段・環境の確保・復旧
  - 通信事業者から、災害時無料 Wi-Fi および充電サービス、衛星インターネット・サービス(スターリンク)が提供された(機器立ち上げ含む)。
  - 通信事業者から、通信用端末(音声端末、スマートフォン、タブレット端末、ポケット型 Wi-Fi)が貸与された。
- ② 情報収集・共有
  - 国、県、市、支援団体などと実施した「関係機関合同会議」が、円滑な情報共有と課題解決に繋がった。
- ③ 広報・広聴
  - 総務省が作成した「令和 6 年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)」を、自衛隊協力のもと市役所および避難所へ配布した。
  - 住宅金融支援機構や弁護士、建築士などの複数の機関が被災者からの相談に応じる合同相談会を開設した(総務省と石川県、珠洲市による共催)。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ① 通信手段・環境の確保・復旧
  - 通信事業者から、無料 Wi-Fi や充電サービス、衛星インターネット・サービス(スターリンク)、通信用端末が、地震時から引き続き提供された。
- ② 広報、広聴
  - 総務省が作成した「令和 6 年奥能登豪雨による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)」を、合同相談会や公共施設にて配布した。
  - 住宅金融支援機構や弁護士、建築士などの複数の機関が被災者からの相談に応じる合同相談会を開設した(総務省と石川県、珠洲市による共催)。






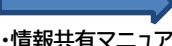





#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
1. 貸与機材の管理体制の見直し強化	通信手段・環境の確保・復旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出機材の管理者が不明確または異動になり、貸与機材の返却がスムーズに行われなかった。</li> </ul>	<p style="margin: 0;"><b>【関係機関から示された改善目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、関係機関と連携し、貸与機材の管理方法を確立する。</li> </ul>
2. 関係機関との情報共有体制の強化	情報収集・共有
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 LAN を支援団体が閲覧できず、得られる情報に差が生じた。</li> <li>・情報収集体制や担当窓口が不明確であり、複数系統から情報が提供されるため、情報の齟齬が生じた。</li> </ul>	<p style="margin: 0;"><b>【関係機関から示された改善目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との情報共有の窓口を明確化し、効率的な情報共有方法について検討・整備する。</li> <li>・民間の支援団体も含め、関係機関と情報を連携できる体制(連絡協議会や災害対策本部への参加等)を構築する。</li> </ul>

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:~1年、中期:2年~5年、長期:6年~10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 通信手段・環境の確保・復旧</b>					
1. 非常用電源・通信基盤の強化				●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信サービスの多様化</li> <li>・発電機やポータブル電源装置等の設置 等</li> </ul>				
2. 貸与機材の管理体制の見直し				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与資機材の管理方法の構築</li> </ul>				
<b>2) 情報収集・共有</b>					
1. 庁内における情報共有方法の統一				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有マニュアルの整備</li> </ul>				
2. 通信障害時の情報共有体制の強化				●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信事業者等との連携強化</li> </ul>				
3. 被害状況把握、情報共有方法の高度化				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況把握方法の検討</li> <li>・情報共有システムの構築</li> </ul>				
4. 情報管理体制・ルールの明確化				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有マニュアルの整備</li> </ul>				
5. 関係機関との情報共有体制の強化				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有窓口の明確化</li> <li>・情報連携体制の強化</li> </ul>				
<b>3) 広報・広聴</b>					
1. 災害時の広報・広聴のルール・手段の明確化				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な情報伝達手段の確保</li> <li>・マニュアルの整備</li> </ul>				
2. 情報共有体制の円滑化による市民対応体制の強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有体制の整備</li> </ul>				
3. 災害特性に応じた情報提供方法の確立				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達手段の検討、整備</li> </ul>				
4. 被災者支援情報の整理・発信体制の改善				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の作成、多様な発信方法の整備</li> </ul>				

### 検証項目③ 受援体制・他機関連携

支援物資の搬入



体育館内に整理された支援物資



消防隊員による安否確認



警察官による被災者の捜索



自衛隊による炊き出し



ボランティアによる炊き出し



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 国・県・他自治体からの受援

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から受援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

### 2) 消防・警察との連携

消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に受援を要請する。

### 3) 支援物資の受入・配布

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。また、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

市自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の受援を得て実施する。

### 4) ボランティア、支援団体・企業の受入

市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援に努める。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 国・県・他自治体からの受援

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災後、自衛隊、警察、消防、石川県、総務省、内閣府防災、国土交通省、経済産業省、対口支援（浜松市、千葉県、熊本市、福井県、愛媛県等）が順次来庁した。庁舎内では、自衛隊が4階会議室、石川県、内閣府防災、国土交通省、経済産業省、対口支援が3階会議室、リエゾンが危機管理室を使用した。受援に係る調整については、県及び各応援機関のリエゾン等の連絡窓口を通じて実施した。
- 応援職員については、浜松市がリーダーとなり、発災後2週間は1日2回（7時、19時）、その後は1日1回（19時）に連絡会議を開催し、情報共有及び対応方針を協議した。また、災害対策本部において事務分担表を作成し、応援職員に対して業務内容を伝達した。
- 市は、庁舎内に応援職員用の休憩場所を確保するとともに、宿泊場所として市有施設のほか、県の支援によるキャンピングカーやトレーラーハウスを手配し、宿泊調整等を実施した。
- 4月以降は、中長期派遣職員による支援体制に移行した。
- 1月5日に兵庫県教育委員会から震災・学校支援チーム（EARTH）の派遣を受け、市内学校において教職員への支援が行われた。1月26日からは文部科学省、石川県によりスクールカウンセラーが派遣され（継続中）、2月5日からは石川県教育委員会により県教職員が市内各校に派遣された。
- 医療・福祉に係る受援対応として、健康増進センター内に保健医療福祉調整地域本部のスペース及び休憩・宿泊場所を確保した。受援に係る調整はロジチームを通じて実施し、保健師の調整については県との連絡窓口を通じて実施した。
- 1月2日から2月4日までの期間に、DMAT322 隊（医師 373 名、看護師 619 名、ロジ 530 名）による支援を受けた。DMAT は、珠洲市総合病院内の空きスペース（リハビリ室、ラウンジ等）を休憩・宿泊場所として使用し、食料等は持ち込みによる対応であった。DMAT が診療支援に専念できる受入体制が望ましい状況であったが、実際には清掃等の対応にも従事いただき、現場において大きな支援となった。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 自衛隊、警察、消防、石川県、国土交通省等が順次来庁した。庁舎内では、自衛隊が市民交流センター3階会議室、石川県、国土交通省が3階会議室を使用した。豪雨災害においては、対口支援による応援はなかった。医療・福祉分野も含め、地震対応時と同様に連絡会議を開催し、情報共有及び対応方針を協議した。受援に係る調整は、県の連絡窓口を通じて実施した。
- 避難所運営、被害家屋認定調査への対応のため、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、50名（見込み）の派遣要請を実施した。
- 応援職員の宿泊場所については、旧グループホームを中心に確保した。また、自衛隊は被災した公民館等を宿泊場所として使用した（警察、消防の宿泊場所は不明）。

問題・課題	改善目標
<b>1. 受援体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の計画がなく、応援職員の業務場所や宿泊場所の確保が場当たりのようになってしまった。また、宿泊施設の被災により、応援職員等の宿泊場所確保に苦慮した。</li> <li>・多くの応援職員が派遣され、業務内容、職員配置、動線等の管理が困難であった。</li> <li>・省庁、地域ブロック、都道府県、姉妹都市等の応援要請・派遣(受援)ルートが多岐にわたり、全体像の把握が困難となった。</li> <li>・対口支援から中長期派遣への移行に伴い、派遣職員の確保や引継ぎに苦慮した。</li> <li>・個人や団体からの医療支援の申し出があったが、受援体制が整っておらず、結果的に断るケースが多く発生した。</li> <li>・個人情報保護やセキュリティの観点から、業務に必要な情報の閲覧が市所有の PC に限られる業務があり応援職員との連携が図られない状況があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援計画を策定し、応援職員の受入れに係るロジ対応、県との円滑な連携体制、個人・支援団体等を含む多様な受入れ体制について整備する。</li> <li>・応援職員の休息时间や健康管理に配慮した受援体制を構築する。</li> <li>・庁内システムのみで対応できる業務と、外部クラウド等から対応可能な業務を整理し、それぞれに適した運用体制について検討・整備する。</li> </ul>
<b>2. 受援に係る対応のマニュアル化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援職員等の宿泊場所となったキャンピングカーにおいてインロックトラブル、雪寒対応(燃料切れ等)、生活環境の維持管理等の予期しない対応が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援計画の策定に併せて、受援に係る必要な対応を整理したマニュアル(ロジ、派遣終了後の対応等)を整備し、全庁で共有する。</li> </ul>

## 2) 消防・警察との連携

### 〈主な対応状況(地震)〉

- 警察、消防のリエゾンが危機管理室に常駐し、市長、総務省、県リエゾンと情報共有を図った。
- 負傷者、安否不明者の捜索・救出活動は、自衛隊、消防、警察の三者により役割(地区担当)を決めて実施した。避難者の居場所、人数の調査を依頼し、危機管理室と情報が共有された。
- 1月4日に警察からの求めに応じ、震災により亡くなった方の遺体安置所を旧若山保育所及び若山荘、大谷公民館とし、施設管理のため職員を配置した。
- 倒壊建物からの人命救助及び救急搬送、土砂災害現場で捜索活動を実施した。
- 大津波警報の発表を受け、区長、自主防災組織等と連携し避難誘導を行った。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 警察、消防の応援部隊が派遣され、負傷者、安否不明者の捜索・救出活動は、自衛隊、消防、警察の三者により実施された。捜索・救出活動に関する情報は、危機管理室に情報共有された。
- 土砂災害警戒情報及び避難指示の発表・発令を受け、住民への声掛け及び避難誘導を実施した。
- 冠水地域において、車両等に取り残された人の救出を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 安否確認や災害時共有事項の明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>不在や帰省中の市民も多く、安否確認・情報収集が困難であった。</li> <li>警察からの亡くなられた方に関する情報提供がなかったため、県に対する報告に支障が生じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「防災分野における個人情報取扱いに関する指針(内閣府)」等を踏まえ、既存ツールを活用した安否確認の情報共有方法・体制を、消防団と連携しながら構築する。</li> <li>災害時における県や警察との情報共有体制について検討、調整する。</li> </ul>
<b>2. 消防団の育成・サポート体制の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>団員がトリアージするすべもなく、目の前に起きていることに対応するしかなかった。</li> <li>団員自らも被災した中での活動でとなり、物理的・精神的負担が大きかったが見守ることしかなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心肺蘇生や AED、応急手当に関する講習・訓練を実施する。</li> <li>遺体で発見された方への対処に関する講習を実施する。</li> <li>分団員を支援するためのサポート体制を構築する。</li> </ul>
<b>3. 優先順位判断基準の明確化と指揮体制の整理</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署や自主防災組織等から同時に要請があった場合の優先順位等の判断に苦慮した。</li> <li>県外の方が SNS 投稿を見て通報してくる事案が複数発生し、消防署の対応に支障が生じた。</li> <li>※全国的な課題としての対応が必要</li> <li>通信途絶により、状況把握や団員同士の連絡が困難な状況であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織法に基づき、消防長の指揮監督の下、現場判断は消防署長を基本とし、指揮命令系統が確保できない場合に備え、消防団等の判断基準を整理・共有する。</li> <li>衛星携帯電話、スターリンク、簡易無線等を配備する(過渡的な措置として、トランシーバー、特定小電力無線等も候補とする)。</li> </ul>
<b>4. 消防団待機所や資機材保管体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団待機所の被害により、一部の車両や通信機器等が使用できなかった。</li> <li>消防団待機所が床上浸水し、資機材が使用不能になった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団待機所を安全な場所へ移設する。</li> <li>資機材の保管場所や止水板の設置、消防車の避難等の浸水対策を実施する。</li> </ul>

■参考:消防団待機所の被害及び対策状況

- ・令和6年能登半島地震では、市内11分団(鶺鴒、鶺鴒、上戸、飯田、直、正院、蛸島、三崎、日置、若山、大谷)の内、6分団(鶺鴒、飯田、直、正院、日置、若山)の待機所について、令和6年能登半島地震の被害により、倒壊の恐れなどから解体を余儀なくされた。特に飯田分団の待機所は、津波の被害が甚大であった。
- ・現在解体工事は完了し、新たな待機所の整備に向けて用地取得や設計業務等を進めている。

[能登半島地震時の被害状況]



鶺鴒分団待機所



飯田分団待機所



直分団待機所



正院分団待機所



日置分団待機所



若山分団待機所

■参考:消防団員数の推移

・珠洲市では若い世代を中心に消防団員数の減少が続いており、能登半島地震により一層加速している。消防団は地域防災の要であり、人員不足は災害対応力の低下に直結するため、担い手確保や活動環境の改善など、実効性のある対策を講じていく必要がある。

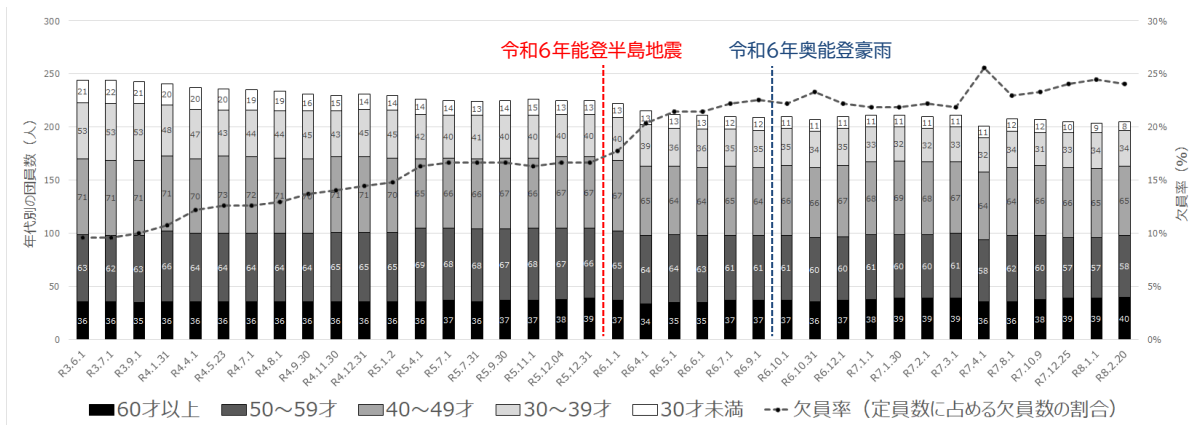


図 3.34 消防団員数の推移

### 3) 支援物資の受入・配布

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 県のプッシュ型物資について、1月2日夜にパンの配送連絡があったが、道路寸断等により穴水町までの配送となったため、市職員が取りに行った。道路が通行可能となった後は物資拠点(珠洲市健民体育館)へ配送された。
- 応援職員の到着後から3月下旬までは、浜松市及び山梨県が物資管理を実施し(1月中旬に物資統括は珠洲市へ移行)、自衛隊が避難所への配送を担った。3月下旬以降は、佐川急便と契約し、物資管理を西濃運輸、配送を佐川急便が対応した。また、自衛隊による配送から配送事業者への配送方法等の調整に時間を要し、移行が難航した。
- 保健医療福祉調整地域本部において、外部支援団体からの生活支援物資を健康増進センター内で管理し配布した。また、健康増進センターで特殊栄養食品(アレルギー対応食品、ユニバーサルデザインフード等)を受入れ、栄養食品ステーションを立ち上げた。これらの物資は、外部支援団体等が避難所巡回や在宅訪問を行う際に持参し、要配慮者に配布した。
- 1月1日 20 時頃に備蓄食料・飲料水を指定避難所に配布したが、道路寸断により到達できない防災倉庫が発生した。
- 1月2日に道路寸断が一部解消し、防災倉庫への到達が可能となったことから、蛸島町、三崎町等の指定避難所に物資を配布した。
- 1月3日に支援物資を物資拠点(珠洲市健民体育館)に集約することとし、自衛隊及び県から提供された物資を受入れるとともに、各避難所に配布した。
- 1月4日に浜松市の応援職員へ物資担当を引き継ぎ、珠洲市は市民への対応を行った。
- 珠洲市総合病院では、3日以上以上の食料を備蓄していたが、一時避難者及び職員への提供に加え、入院患者の増加により、1月2日時点で不足することが判明した。このため、市及び県を通じて早期に支援を受けることができた。そのほか、支援物資のうち、病院が必要とする物資を選択的に譲り受けた。
- 物資拠点(珠洲市健民体育館)において、床面補強部以外の箇所に大量の水を積置きしたため、体育館の床が抜ける事案が発生した。
- 配送事業者は危険物を取り扱う資格を有していないため灯油配送ができず、市内外のガソリンスタンドに協力を要請し、避難所への灯油の配送を実施した。
- 衣類が不足したため、市長会を通じてイオンに対し4万着の衣類の提供要請を行った。しかし、到着が1月末及び2月中旬となり、時期を逸してしまったことから、用途に困る衣類等が多く、余剰在庫となった。なお、提供された衣類は義援物資ではなく、珠洲市が購入したものの。
- 3月以降、Amazon から折り畳み用マットレスや毛布等の義援物資のほか、熊本県八代市及び氷川町から畳(半畳)、公益社団法人プロゴルフ協会からマットレスの提供を受けた。応急仮設住宅の入居説明会において、提供要否を確認し、希望者に対して提供した。配付については、佐川急便が入居者の玄関まで届けた。
- 6月、7月には物資拠点(珠洲市健民体育館)の閉鎖に向け、賞味期限の近い食品や余剰の生活用品を中心に、愛知フードバンクへ提供した。豪雨時を含め、概ね4回にわたり、運賃等の負担なく無償で引き取りを依頼することができた。

- ・物資量については、発災以降、2週間前までの必要量・提供量等の平均値をもとに在庫量を算出し、管理した。5月以降は避難所数が大幅な減少を見込んだ上で、避難所からの要請物資量を勘案して在庫量を算出する方法に変更した。物資調達可能な限り地元事業者と連携して実施し、その結果、7月以降は在庫量を大幅に削減した。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・物資の搬入・搬出及び配送は、佐川急便(協定締結事業者)に依頼した。物資の管理及び統括は珠洲市職員が担い、県内自治体の応援職員がサポートした。過去の地震対応時の経験を踏まえ、全体として特段の問題は生じず、円滑に対応することができた。
- ・豪雨により衣類を喪失した方が多く、緊急性が高かったことから、珠洲市はユニクロ七尾店から200着分の衣類(下着、上着、靴下等)を購入し、配布した。購入した衣類は物資保管場所に保管していたが、手違いにより大谷町に配布され、若山町、上戸町及び蛸島町の方々に配布できない状況が発生した。配布できなかった地域の方に対しては、後日、県から提供された衣類を配布した。
- ・支援物資の食料は、主にカップラーメンやレトルト食品であったことから、常温保存可能なレトルトの副菜(野菜総菜)を別途発注した。また、支援団体から提供された物資(インスタント食品、野菜ジュース、スムージー等)は詰め合わせを行い、被災世帯への配布を依頼した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 備蓄計画に基づく備蓄及び運用体制の確立</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時、9,000食分の水・食糧を備蓄していたが、避難者が多く、全く足りない状況となり、物資配送、調達が自衛隊に依存する状況となった。</li> <li>・道路寸断により、防災倉庫から避難所への物資配送や支援要請から受入れに関して長時間を要した。</li> <li>・支援物資の受入れは昼夜問わず24時間体制で実施しなければならない状況であり、県からの物資を穴水町まで取りに行くなど、職員への過度な負担が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄計画の整備(県の被害想定に基づいた想定避難者数の見直し、備蓄物資の再検討等)により、備蓄量を見直し、確保する。</li> <li>・在庫量を早期に把握し、迅速な支援要請が可能となる体制を整備する。</li> <li>・アクセス性を考慮した防災倉庫の整備、避難所の近くに物資を備蓄する分散備蓄を推進する。</li> <li>・県の物資配送方針と連携し、物資管理に適した被災経験職員の派遣体制を構築する。</li> <li>・物流事業者との事前協定を締結し、物資管理・配送に係るオペレーション体制や拠点整備・運用の円滑化を図る。</li> <li>・フェーズに応じて適切な車両(トラック)が手配できるよう、計画やマニュアルへ反映する(初動期は小回りの利く車両とする等)。</li> </ul>
<b>2. 物資受入・管理方法の高度化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の受入、数量確認、配布、管理等に多大な労力を要した。</li> <li>・賞味期限の近い物資や余剰物資の管理に苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の受入、管理情報を一元管理するため、デジタル在庫管理システム等を導入し、物資受入・管理方法の高度化を図る。</li> <li>・県と連携し、定期的な栄養士派遣の仕組みや協定締結について検討・整備する。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の支援物資の受入経験がなく、応援職員との連携が上手くできなかったことで、時間経過とともに状況把握が困難となった。</li> <li>・支援物資の食事内容が高齢者に適したものではなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な物資受入に向けた対策(屋外設置可能な大型テント、民間事業者の拠点等)の検討・整備を推進する。</li> </ul>
--	--

#### 4) ボランティア、支援団体・企業の受入

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・市からの依頼に基づき、珠洲市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティア及び専門技術を有する支援者の受付・調整等の業務が円滑に実施された。
- ・珠洲市社会福祉協議会から、毎日のボランティア活動件数の報告を受けて、災害対策本部に報告した。
- ・炊き出しボランティアの調整は、外部支援団体(調整役)と連携して実施した。また、炊き出しに係る衛生管理マニュアルやルール等を作成し、市ホームページに掲載した。
- ・保健医療福祉調整地域本部において、ボランティアの受付・調整を担当する職員を配置した。

問題・課題	改善目標
<b>1. ボランティアの受入に係るルールの明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しを行う支援団体等からの問合せが多岐にわたり、対応に苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受入から活動の流れ、費用精算、留意事項等に関するルールを事前に整備する。</li> </ul>
<b>2. 協定締結による連携体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体や民間企業との連携については、震災前からの協定に基づく対応はほとんど見られず、震災後に応急的に構築された連携が大半を占めていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時に必要となった連携先等を整理し、今後の協定締結・強化を推進する。</li> </ul>

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- ① 国・県・自治体からの支援
  - 石川県のリエゾンを通じて、県からの支援物資や人員派遣等に関する情報共有・調整、国及び自衛隊リエゾンとの情報共有を実施した。
  - 被災 6 市町村に配置された GADM(災害マネジメント総括支援員)及び国職員が定期的に情報連携会議を実施することにより、人的ニーズ等を把握し、円滑なマンパワー支援を実施した。
- ② 消防・警察との連携
  - 消防により、倒壊建物現場・土砂災害現場での救助活動、広域救急搬送活動並びにヘリ支援活動が実施された。
  - 珠洲市と実働機関(警察・消防等)との合同会議を踏まえ、救出・救助、捜索、交通規制、犯罪の予防・取り締り等が実施された。
- ③ 支援物資の受入・配布
  - 国土交通省により、運輸行政に関する情報収集、支援物資拠点及び避難所への輸送状況の確認、自治体からの要請や相談事項の取りまとめ、関係者への連絡等が実施された。
- ④ ボランティア、支援団体・企業の受入れ
  - NPO 等により、災害ボランティアセンターに寄せられた技術系ニーズ(道路啓開、屋根のシート張り等)について、管理及び技術系団体との調整が実施された。
  - 対口支援団体(県・自治体)により、被災者支援及び物資搬送を目的として、道路の「通れるマップ」、震度分布、避難所及び避難者数の推移等を重ね合わせた資料が作成され、庁内及び関係機関との情報共有が行われた。その後も、毎日データを電子化するとともに、紙媒体で関係機関に配付した。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ① 国・県・他自治体からの受援
  - 災害査定において、TEC-FORCE(国道交通省)による被災状況調査を活用した簡素化査定が実施された。
- ② 消防・警察
  - 「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されたことを受け、石川県消防広域応援部隊が派遣され、行方不明者及び生存者等の安否確認、孤立集落からの避難誘導等が実施された。
  - 珠洲市と実働機関(警察・消防等)との合同会議を踏まえた救出・救助、捜索、交通規制、犯罪の予防取り締り等が実施された。
- ③ ボランティア、支援団体、企業の受入れ
  - NPO・支援団体等により、地震発生後から継続してボランティアの調整が実施され、被災者の生活再建に向けた土砂撤去や家屋内外の片付け、仮置場への運搬等が行われた。

2) その他、関係機関から示された挙げられた課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<p><b>1. 関係機関を含めた物資受入・輸送体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資搬入が夜間となり、従事者の休息時間を確保できなかった。</li> <li>・避難所以外の民家や自主避難場所等にも物流事業者が配送を行い、負担が大きかった。</li> </ul>	<p><b>支援物資の受入・配布</b></p> <p>【関係機関から示された改善目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、関係機関と連携し、物資の受入れや受取に係るルールを整備する。</li> <li>・関係機関と連携し、物資拠点での搬入・荷捌き・管理について、物流事業者と協定を締結する。</li> </ul>
<p><b>2. 支援に係る財源の方針の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術系支援団体が活動で使用する燃料費を珠洲市社会福祉協議会が負担しており、金銭的負担が大きいことが懸念された。</li> </ul>	<p><b>ボランティア、支援団体・企業の受入</b></p> <p>【関係機関から示された改善目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、関係機関と連携し、支援団体の金銭的負担の軽減に向けた方針を整理する。</li> </ul>
<p><b>3. 技術系団体との連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂撤去を行う業者の確保に時間を要した。</li> <li>・屋根のブルーシート張りなど、本来は業者が対応すべき作業をボランティアに依頼するケースがあった。</li> </ul>	<p><b>ボランティア、支援団体・企業の受入</b></p> <p>【関係機関から示された改善目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外を含め広域的な業者と災害協定を締結する。</li> <li>・ボランティアが対応できない事案に対し、業者の紹介や情報提供する体制を構築する。</li> </ul>

■参考：災害ボランティアセンターの対応体制

・災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアに加え、技術系団体が連携して活動する体制が構築された。これにより、屋根のブルーシート張りなど、通常はボランティアセンター単独では対応が難しい作業についても、被災者のニーズに応じた支援を行うことが可能となった。






図 3.35 災害ボランティアセンターの体制図(再掲)

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:~1年、中期:2年~5年、長期:6年~10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 国・県・他自治体からの受援</b>					
1. 受援体制の強化	→			—	—
	・受援計画、受援体制の整備				
2. 受援に係る対応のマニュアル化	→			—	—
	・受援対象業務のマニュアル整備				
<b>2) 消防・警察との連携</b>					
1. 安否確認体制や災害時共有事項の明確化	→			—	●
	・情報共有リストの作成				
2. 消防団の育成・サポート体制の充実	→			●	●
	・講習、訓練の実施 ・サポート体制の構築				
3. 情報収集・共有及び優先順位判断基準の明確化整備	→				●
	・消防団に対する指揮系統の整備 ・通信手段の整備				
4. 消防団待機所や資機材保管体制の強化	→			—	●
	・施設移設の検討 ・資機材の整備				
<b>3) 支援物資の受入・配布</b>					
1. 備蓄計画に基づく備蓄及び運用体制の確立	→			●	●
	・備蓄計画の整備 ・物資管理・配送体制の構築				
2. 物資受入・管理方法の高度化		→		—	●
		・管理システムの導入			
3. 関係機関を含めた物資受入・輸送体制の強化	→			—	●
	・物資受入・受取に係るルールの整備 ・物流事業者との協定締結				
<b>4) ボランティア、支援団体・企業の受入</b>					
1. ボランティアの受入に係るルールの整備		→		—	●
		・受援計画の策定			

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
2. 協定締結や連携体制の整備	 ・協定の締結 ・連携体制の整備			—	●
3. 支援に係る費用負担の方針の整理	 ・金銭的負担軽減に向けた方針の整理			—	●
4. 技術系団体との連携強化	 ・災害協定の締結 ・情報提供体制の構築			—	●

## 検証項目④ 応急復旧

漁港(物揚場)の被災状況



隆起したマンホール



水路の被災状況



護岸の応急対応



応急対策の水道管



ため池堤体の被災状況



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 道路・河川・橋梁・公共施設の応急復旧

道路、河川、海岸、漁港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

### 2) 上下水道の応急復旧

被害施設を早期に復旧するため、市(水道事業者)は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、県にائصんの要請を行う。

### 3) 農業用施設等の応急復旧

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

### 4) 応急危険度判定

緊急の判定活動に対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 道路・河川・橋梁の応急復旧

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 参集職員が道路・河川のパトロールを実施し、通行不可箇所及び危険箇所の把握を行った。  
通行不可箇所並びに応急復旧に伴い通行可能となった箇所については、災害対策本部で一元管理し、進捗状況の確認を定期的に実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急復旧の全庁的な優先度検討・事業者連携体制の構築</b>	
・災害箇所の確認や復旧調整等に係る優先順位が不明確な状況のため、応急復旧の着手に遅れが生じた。 ・市内全域(県管理等含む)が被災したため、事業者が逼迫し、応急復旧の対応に時間を要した。	・災害時に優先的に応急復旧が必要な箇所や施設の事前検討を行うとともに、協定締結等による事業者との連携体制を構築する。
<b>2. 応急復旧に向けた連携体制の確立</b>	
・応急復旧に必要な砕石資材が不足し、資材確保に時間を要したことで、応急復旧全体に影響を及ぼした。	・災害時に必要な応急復旧資材について、初動対応に必要な資材の備蓄や確保、事業者連携体制を構築する。

### 2) 公共施設の応急復旧

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 所管施設(学校施設、避難所、医療・福祉施設等)の被害状況の把握を行うとともに、応急復旧の優先順位(市民生活に影響を及ぼし、早期の利用再開が必要な箇所等)を設定し、対応した。  
なお、教育施設については、2月 23 日～4月6日にかけて、文部科学省による被災度区分判定を実施した。
- 庁舎は、使用可否の確認を行った上で、使用継続の判断を行った(エレベーターの緊急停止、停電、断水、クラック等が発生)。
- 総合病院は、目視により施設・設備の点検を行い、危険箇所については優先度を付して保守業者に点検・修理を依頼した。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 所管施設(学校施設、避難所、医療・福祉施設等)の被害状況の把握及び泥出し作業を行うとともに、応急復旧の優先順位(市民生活に影響を及ぼし、早期の利用再開が必要な箇所等)を設定し、対応した。
- 庁舎は、地下室等の一部に浸水箇所が確認されたものの、使用可能であると判断した。
- 総合病院は、一部で雨漏り等の浸水被害が確認されたものの、建物自体に被害はなかった。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急復旧体制の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握や応急復旧に対応する職員の不足、災害対応に係る膨大な業務との競合、事業者自身の被災、他地域での対応等による事業者や資機材の不足等により、復旧及び施設の再開判断までに時間を要した。</li> <li>地震の影響により、応急復旧を担う事業者の手に苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当部署ごとの対応によらず、公共施設全体の被害状況を集約し、関係機関（事業者、応援職員等）への対応依頼を一本化する仕組みを構築する。</li> <li>災害時に優先的に応急復旧が必要な箇所や施設を事前に検討し、協定締結等による事業者との連携体制を構築する。</li> <li>総合病院の機能を継続させながら、可能な範囲で施設・設備の点検及び応急復旧を行う体制について整備する。</li> </ul>
<b>2. 技術職員の確保・役割分担の明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>技術系職員が不足し、事務職員と事業者により災害査定に臨むこととなった。</li> <li>応急復旧の対応にあたり、技術系職員が不足した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術系職員の採用による体制強化に加えて、事前に被災地域・施設ごとに担当者や役割（技術系職員・事務系職員間の分担等）を整理する。</li> </ul>
<b>3. 初動対応に係るルールの徹底・理解促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後、庁舎及び市民交流センター内に避難者や支援機関等が入ってきたため、被災状況や施設利用状況等の把握、整理に時間を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における庁舎の利用計画、被害状況の把握等に係るルールを事前に検討するとともに、利用者に対する周知、理解促進を図る。</li> </ul>

### 3) 上下水道の応急復旧

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 上水道・下水道施設は甚大な被害を受けた。水道は、上流から順次復旧作業に着手する必要がある、並行での施工は困難であったことから、断水解消並びに汚水処理再開まで時間を要した。  
上水道の通水に合わせて下水道の応急復旧を行うため、情報共有を図り、上下水道一体で復旧を進めた。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 上水道・下水道施設は甚大な被害を受けた。水道は、上流から順次復旧作業に着手する必要がある、並行での施工は困難であることから、断水解消並びに汚水処理再開まで時間を要した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 管路上下水道間の連携強化及びデジタル化の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水箇所が多く、管路の状態や損傷状況等の把握に時間を要した。</li> <li>上下水道一体で復旧を進める際の情報共有が円滑に行われず、復旧作業が長期化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場における管路状況等の速やかな把握に向け、管路図面のデジタル化を推進する。</li> <li>上下水道一体となって情報把握・共有可能なシステムを導入し対応の円滑化を図る。</li> </ul>
<b>2. 技術職員の確保及び業務体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧の対応にあたり、技術系職員が不足した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術系職員の採用による体制強化に加えて、職員の業務量や負担の軽減が図られる体制を構築する。</li> </ul>

#### 4) 農業用施設等の応急復旧

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- 関係機関と連携し、被害状況調査及び応急措置を講じた。合わせて、早期に営農再開が可能な箇所を優先して、応急復旧を行った。また、関係機関と連携し、農業者に対する支援制度を策定した。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 関係機関と連携し、被害状況調査予備応急措置を講じた。合わせて、早期に営農再開が可能な箇所を優先して、応急復旧を行った。また、関係機関と連携し、農業者に対する支援制度を策定した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 優先度の検討及び関係機関との連携強化</b>	
・農業用施設以外の様々なインフラ復旧を並行して対応する必要がある、応急復旧に対応可能な事業者の確保に苦慮した。	・災害時に優先的に応急復旧が必要な箇所や施設の事前検討を行うとともに、協定締結等による事業者との連携体制を構築する。
<b>2. 応援機関・職員との連携体制の強化</b>	
・職員の不足により現地調査の対応等に苦慮した。	・農林水産省、県等に対し、迅速かつ円滑な災害派遣職員の要請、受入を行い、専門知識を有する応援機関・職員との連携体制を構築する。

#### 5) 応急危険度判定

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- 応急危険度判定士派遣に向け、人員確保、実施時期、資機材調達等に関する調整を県と行い、1月5日に県に対して応急危険度判定の支援要請を行った(判定期間:1月10日~1月21日)。
- 判定は、珠洲土木事務所を拠点として、宝立町、飯田町、正院町及び蛸島町の住宅が集中する地区を中心に実施した。判定結果については、建物への掲示により住民に対して安全度を周知徹底するとともに、本部で集約、活動記録の整理を行った。
- 教育施設は、1月11日~1月18日にかけて、文部科学省による応急危険度判定を実施し、施設使用に支障がないことを確認した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急危険度判定の理解促進</b>	
・一部住民から許可なく判定ステッカーを掲示しているという苦情が寄せられた。	・災害時に実施される応急危険度判定について、住民に対する事前の周知を行い、制度等に関する理解促進を図る。

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 上下水道の応急復旧

- 幹事応援水道事業者(日本水道協会中部地方支部)により、珠洲市との連絡調整、応援事業者の差配、復旧計画の策定及び進捗管理等が実施された。
- 対口支援団体(県・自治体)により、給水車を活用した漏水調査や配水池の試験湛水、QGIS を活用した水道管路状況の見える化を行い、復旧の迅速化が図られた。

##### ② 応急危険度判定

- 国により、応急危険度判定の結果を踏まえ、鉄骨建築物で被害が大きいと考えられる店舗、工場、倉庫等を対象に被害調査を実施した。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

##### ① 上下水道の応急復旧

- 対口支援団体(県・自治体)により、QGIS を活用した水道管路状況の見える化が行われ、復旧の迅速化が図られた。









#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標



問題・課題	改善目標
1. 情報処理を踏まえた効率的な調査票の整理	応急危険度判定
・紙の調査票の整理や情報の抽出に時間を要した。 また、調査票に記載された建築物の位置情報の特定に時間を要した。	【関係機関から示された改善目標】 ・国や県、関係機関と連携し、調査結果と位置情報の一元的な管理を見据えた、情報処理に適した調査票を作成する。

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 道路・河川・橋梁の応急復旧</b>					
1. 応急復旧の全庁的な優先度検討・事業者連携体制の構築				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧優先順位の整理</li> <li>・事業者との連携強化</li> </ul>				
2. 応急復旧に必要な資材の確立				●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の備蓄・確保</li> <li>・事業者との連携体制構築</li> </ul>				
<b>2) 公共施設の応急復旧</b>					
1. 応急復旧体制の確保				●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報集約システムの構築</li> <li>・依頼体制の整備、事業者との連携強化</li> </ul>				
2. 技術職員の確保・役割分担の明確化				●	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術系職員の採用・配置体制の整備</li> <li>・対応体制の整備</li> </ul>				
3. 初動対応に係るルールの徹底・理解促進				—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画、マニュアルの整備</li> <li>・施設利用者への周知</li> </ul>			
<b>3) 上下水道の応急復旧</b>					
1. 上下水道間の連携強化及びデジタル化の推進				—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路図面のデジタル化</li> <li>・共有システムの構築</li> </ul>			
2. 技術職員の確保及び業務体制の強化				●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術系職員の採用・配置体制の整備</li> <li>・外注・委託業務の検討、運用ルールの見直し</li> </ul>				
<b>4) 農業用施設等の応急復旧</b>					
1. 優先度の検討及び関係機関との連携強化				—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業用施設の整備、優先箇所の事前検討</li> <li>・協定締結</li> </ul>				
2. 応援機関・職員との連携体制の強化				—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援計画、受援体制の整備</li> </ul>				
<b>5) 応急危険度判定</b>					

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
1. 応急危険度判定の理解促進	 ・説明会の実施			—	—
2. 情報処理を踏まえた効率的な調査票の整理	 ・調査票の作成			—	●

## 検証項目⑤ 避難行動

### (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

#### 1) 市民の避難行動

津波警報等が発表された場合は、直ちに避難指示を発令する。豪雨による避難指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行う。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。また、早期避難の重要性を住民に周知し、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、危険の切迫性に依じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、発災時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

#### 2) 広域避難

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム(DWAT)の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議する。他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

県等によりあらかじめ策定された計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を担った上で、広域避難を実施するよう努める。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 市民の避難行動

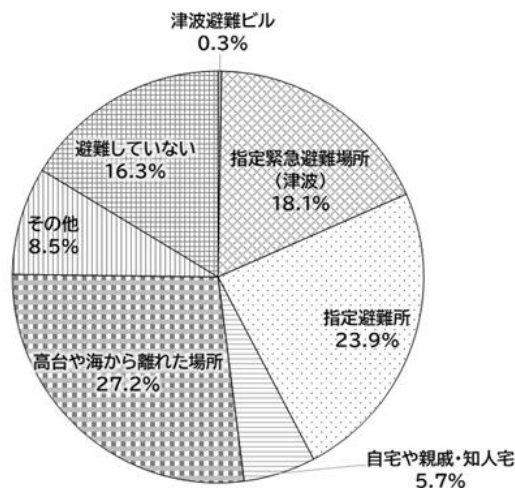
#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 地震発生後、Jアラート及び防災行政無線により避難指示を発令した。市民は、毎年実施している緊急避難訓練(市全域)に基づき、避難した。

#### ■参考:市民の避難先・避難手段 [市民アンケートより]

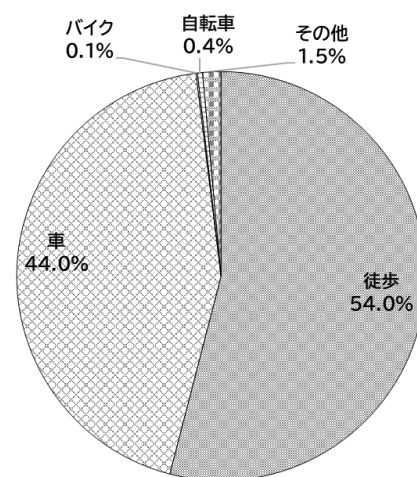
- 市民の主な避難先は、「高台や海から離れた場所」、「指定緊急避難場所(津波)」、「指定避難所」であった。
- 避難した市民のほとんどは、「徒歩」や「車」により避難していた。

9. 地震発生直後、滞り場所からまずどこへ避難しましたか。



N=3210(集計対象3337件から未回答等の127件を除いた値)

16. 主にどのような方法で避難しましたか。



N=2548(集計対象2686件から未回答等の138件を除いた値)

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 市内全域に避難指示を発令し、防災行政無線等により伝達した。
- 地震発生時に開設していた避難所(4箇所)に加えて、豪雨に伴い新たに開設し、避難所は合計17箇所となった。豪雨による最大避難者数は330人であった。

問題・課題	改善目標
<b>1. 避難手段の確保</b> ・帰省中の家族など市外居住者が多く被災したが、道路被災や移動手段が確保できなかったため、避難所への避難を余儀なくされた。	・災害救助法による費用負担等も踏まえ、避難者の移送に関するバス事業者等との協定締結に向けた調整を行う。
<b>2. 金沢地方気象台との連携体制の強化</b> ・休日朝の発災であり、かつ急な大雨であったことから、避難指示の発令に時間を要した。	・急な大雨等による災害発生に備え、金沢地方気象台との情報共有等の連携体制の強化を図る。

■参考:大津波警報の発表を知ったきっかけ(発災時の滞在場所別) [市民アンケートより]

- ・能登半島地震時では、避難のきっかけとしては、「防災無線」や「家族・周囲からの呼びかけ」が上位であった。
- ・津波の危険がある場所に滞在している住民の方が、「防災無線」や「周囲からの呼びかけ」で避難している割合が大きかった。

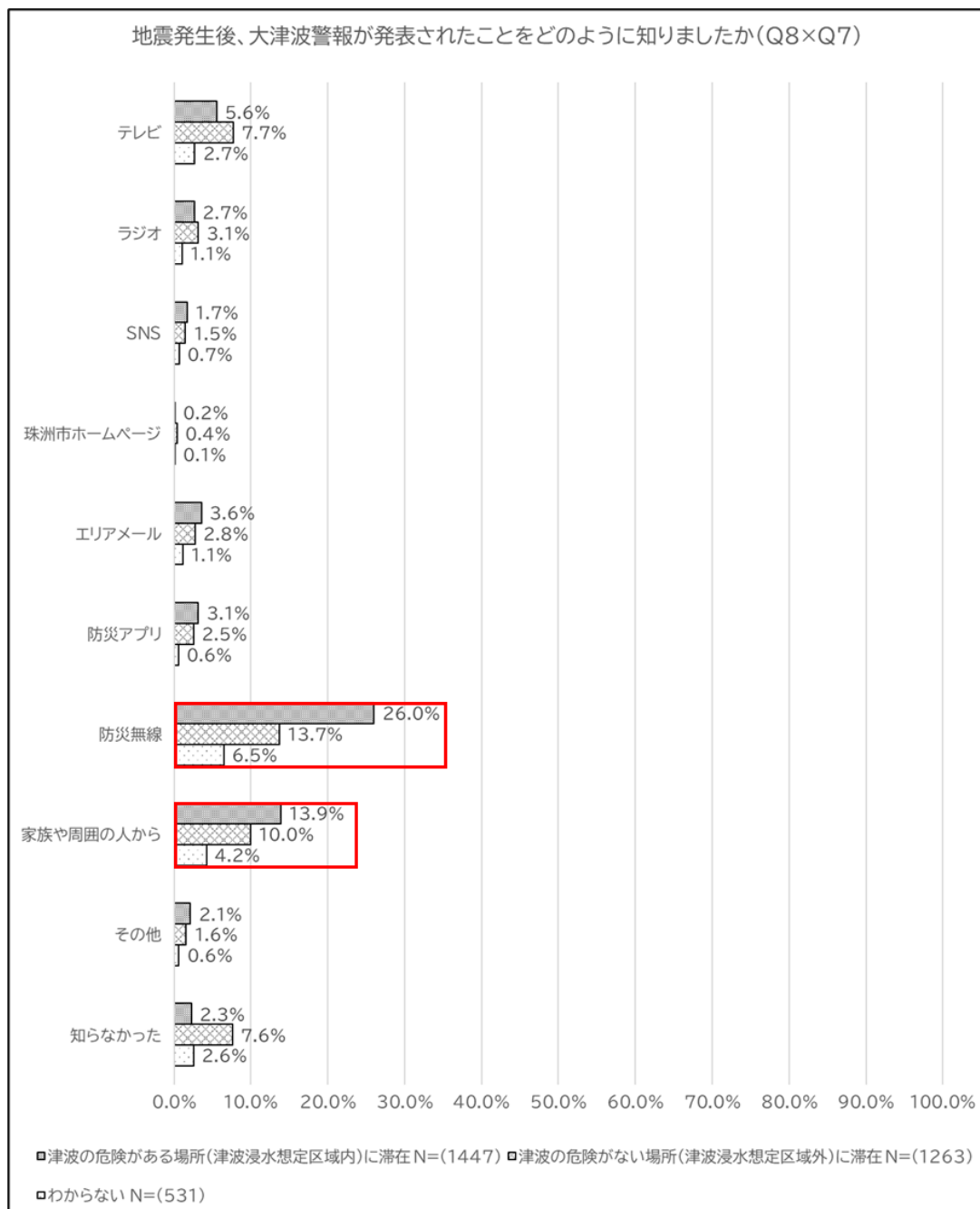


図 3.36 大津波警報の発表を知ったきっかけ(発災時の滞在場所別)

---

## 2) 広域避難

### 〈主な対応状況(地震)〉

#### (1.5 次避難)

- 要配慮者への避難支援として、県と連携して1.5次避難の調整を実施し、1月11日頃から1.5次避難所への移送を開始した。避難支援対象者は、ケアマネージャーとの連携により選定し、早期に対象者本人への説明を実施した。
- 1.5 次避難実施に際しては避難所を中心に紙面による案内を行った。送迎が必要な場合は自衛隊車両の手配を行い、妊娠中の方の避難が必要な場合は医療機関と連携を図った。
- 避難所管理者等に広域避難希望者リストを提出してもらい、広域避難対象者のリストを作成、管理した。
- DMAT が主体となり、社会福祉法人すず椿(障害福祉サービス事業所)を拠点に珠洲ケアユニット(SzCU:広域避難までの診療と搬出を目的)を立ち上げ、広域避難対象者の情報共有、受入時・搬出時の対応(避難所のゾーニング、プライバシー及び衛生環境の確保等)を協働した。
- 要配慮者の対応は、福祉課と企画財政課が連携して実施した。意向調査で把握された要配慮者に対して個別連絡し、1.5 次避難または別途介護者による支援を選択いただき、必要に応じて1.5 次避難の準備をお願いした。
- 当初、1.5 次避難の対応は健康増進センターが担っていた。市総合病院でのトリアージ後の 1.5 次避難対象者の取次ぎ、DMAT との連携による避難所における 1.5 次避難対象者の取次ぎを行った。

#### (2次避難)

- 2次避難については、県と連携して1月13日頃から移送を開始した。2次避難に関する周知は、避難所代表者に対する説明及びチラシ配布、避難所での説明会、そのほか市 HP、LINE を活用して実施し、全避難者への周知を徹底した。市民の不安を煽ることに繋がる恐れがあるため、市長からの呼びかけは実施しなかった。
- コミュニティ単位で2次避難できるよう配慮し、市民に対して丁寧に説明した。(実際にコミュニティ単位で避難できたことで、避難先で助け合いながら生活できたとの声があった。)
- 当初、制度上不明瞭な点が多く、2次避難希望者は少なかったため、再度各避難所で説明会を行った。
- 遠方への避難であり、市内では様々な意見が飛び交う状況であったため、「本当に行けるのか」、「戻ってくることはできるのか」等、不安に感じる方が多かったため、2次避難に対する不安を解消するよう努めた。
- 2次避難に関する対応は、①代表者説明、②全体説明会・意見集約、③意向調査、④希望者全体説明会、⑤個別説明会、⑥出発の流れで実施した。
- ホテル確保について、県は、旅行会社に委託していたが、避難者が一日でも早く生活できるよう県のホテル確保を待たずに、直接旅行会社にお願ひし、市独自で部屋を抑える対応を行うこともあった。





- ・2次避難に実施に際しては突発的に発生する問題への対応や2次避難に対する不安感払拭の対応にあたり、市職員、県リエゾン、応援職員で都度ミーティングを実施し、オペレーションや説明方法の共通認識をもって取り組んだ。
- ・2次避難先での健康管理のために、県や避難先自治体の保健師が巡回して支援した。
- ・2次避難者に対する情報提供について、集団で2次避難された方々には、避難先のホテル等に市の災害広報誌等を配布した。また、ほとんどの方がコミュニティ単位で2次避難先にて集団で生活されていたため、区長や市議会議員等の代表者が避難先自治体との情報共有等の取次ぎを行っていた。
- ・2次避難者の帰還支援について、一時的な受け入れのため宿泊場所を確保する対応を行った。2月中旬以降、外浦地区を除く地域では、市内の公共交通を担う一般社団法人すずバスが運行(便数減)できたため移動手段として使用された。突然帰還する方もいたため、その場合は、福祉課が帰還された方の家を確認するなどの対応を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 広域避難の枠組みの明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関との連絡調整に時間と労力を要し、被災者に対する出口戦略が示せなかったため、説明に苦慮した。</li> <li>・避難所から優先的に広域避難させるべき要配慮者が搬送できない状況となった。</li> <li>・トイレ等の環境が十分でない中で、高齢者等の要配慮者が長時間移動することはリスクが大きかった。</li> <li>・被災地域内(避難所・在宅避難者)で広域避難に関する情報が周知・拡散され、市の搬出体制が整う前に自力で被災地域以外の場所から直接1.5次避難所に向かう事例が発生し、受入れが早々に中止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県との連携によるヘリコプターの利用等も含め、広域避難の制度設計や運用ルール(搬送の優先条件等)を整備する。</li> <li>・広域避難する市民の不安解消に向け、避難先や避難後の生活に関する情報提供体制を整備する。</li> <li>・災害救助法における費用負担等も踏まえ、避難者移送に関するバス事業者等との協定締結に向けた調整を行う。</li> <li>・災害規模や地域特性を考慮した枠組みを構築し、ルールの遵守と柔軟な対応による臨機応変な対応体制を構築する。</li> </ul>
<b>2. 情報共有体制・環境の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域内で通信が途絶していたため、広域避難の対象者や希望者との連絡手段が制限され、前日の出発確定や当日の移送中止の連絡に苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における情報通信手段の確保と地域との連携による情報共有体制を整備する。</li> </ul>

### (3) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 市民の避難行動</b>					
1. 避難手段の確保	 ・協定締結に向けた検討			—	—
2. 金沢地方気象台との連携体制の強化	 ・連携体制の強化			—	●
<b>2) 広域避難</b>					
1. 広域避難の枠組みの明確化		 ・枠組み・運用ルールの整備 ・対応体制の構築		—	—
2. 情報共有体制・環境の強化		 ・情報収集手段・共有体制の整備		—	●

## 検証項目⑥ 避難所の開設運営・孤立対策

### 避難所(上戸地区)の様子



### 避難所運営の様子

### プライバシーを確保したスペース



### 避難所運営の様子



### 避難所内広報



### ペット用ゲージ



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応含む)

避難所の開設が必要となった場合は、珠洲市地域防災計画及び珠洲市避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

避難所の運営に当たっては、各主体の役割分担を明確化し、連携体制の構築を図ることで、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

### 2) 孤立対策

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

### 3) 地域における災害対応

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

市及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応等を含む)

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 指定避難所(26 箇所中 15 箇所開設)は収容人数が不足したことから、集会施設等に多くの自主避難所が開設され、全体で 94 箇所の避難所が開設、運営された。
- 発災直後は、自主防災組織や避難した市職員が協力し、避難所の運営を実施した。
- 福井県、千葉県及び兵庫県の応援職員が、避難所運営の補助を担った。3月に入ってから、順次、自主防災組織による自主運営へ移行を開始し、3月末をもって移行を完了した。
- 要配慮者向けの福祉避難所を開設するとともに、一般避難所から福祉避難所への移送調整等を行った。
- 福祉避難所においては、要支援者対応に関するケース会議を実施し、アセスメント、入所可否、支援方針等を検討した。
- そのほか、ピース・ウィンズ・ジャパンと連携し、ペット同伴専用避難所を開設した。
- 発災後、指定避難所への職員配置の調整を実施したが、市外への外出により帰宅困難、家族とともに避難していたことによる対応困難、道路寸断による参集困難等の理由により、初動対応において職員配置を行うことができなかった。
- 一方で、指定避難所等に避難した職員が、結果的に避難所運営に携わる事例も多く見られた。また、ピース・ウィンズ・ジャパンと連携することで、避難所においてできる限りの対応を行った。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 発災直後は、自主防災組織及び避難した市職員が協力し、避難所運営を実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 避難所の収容量の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災により指定避難所のうち11箇所が使用できなかった。最大約 7,300 人の避難者により、避難所の容量が不足した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の耐震化を図り、発災後に確実に使用できる整備を行う。</li> <li>県立高校(飯田・七尾養護)と協定締結により、避難所の収容量の増加を図る。</li> <li>自主避難所や拠点避難所における収容量の確認と、県の被害想定における避難者数との比較検証を行う。</li> </ul>
<b>2. 自主防災組織の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織が十分に機能していない避難所があり、自主運営への移行に苦慮した。</li> <li>甚大な被害のため、計画に基づく職員の参集・配置が困難となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主避難所を含む避難所について、自主防災組織と連携し、適正かつ自主的・自立的な開設・運営が行える体制を整備する。(自主防災組織の強化、防災士の位置付けの明確化、避難所運営マニュアルの更新等)</li> <li>人材育成や訓練内容等を整理し、地区防災計画の策定・見直しを行う。</li> </ul>

問題・課題	改善目標
<b>3. 福祉避難所の開設・運営体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害協定を締結していた福祉施設自体が被災し福祉避難所の開設が遅れた。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営体制が整わず、市民への周知が十分に行われなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の福祉施設を含めた協定締結先の拡大や施設の事業継続に向けた意見交換・調整を行う。</li> <li>・福祉避難所運営マニュアルを整備し、職員研修を通じて、要配慮者が避難しやすい福祉避難所の開設・運営体制を整備する。</li> <li>・公共施設(総合病院等)の空いているスペースを福祉避難所として活用する等、福祉避難所の不足解消に向けた方針を策定する。</li> </ul>
<b>4. 感染症対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症が発生した際、避難所内の隔離スペースの確保が困難であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の感染症拡大に対応できるようマスク、消毒液等の物資を確保するとともに、避難所のスペース確保に向けた取組を推進する。</li> </ul>
<b>5. 自主防災組織に対する支援体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時の避難所が縮小する中で、再度被災し避難者が増加する事態となった。すでに自主防災組織は疲弊していたため、市職員が巡回や見守り等を行う必要があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期化する避難所運営に対応するため、自主防災組織に対する必要な支援を行う体制を構築する。</li> </ul>
<b>6. 避難所生活の環境整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所間で物資供給(物資不足、提供方法の問題等)、生活環境(衛生環境、プライバシー等)、情報提供状況等に差が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営での成果と課題について、各地域に展開するとともに、地区防災計画や避難所運営マニュアルに反映し、避難所生活における環境の再整備を行う。</li> </ul>

■参考:避難所運営への関わり方(地区別) [市民アンケートより]

- ・能登半島地震時では、日置地区は、避難者が指定避難所の運営に関わる割合が他の地区よりも高く、特に「自主的に協力した」住民の割合が高かった(約70%)。
- ・利用者が多かった地区のうち、直地区や飯田地区、宝立地区は、より避難所運営に避難者が関わる傾向があった。

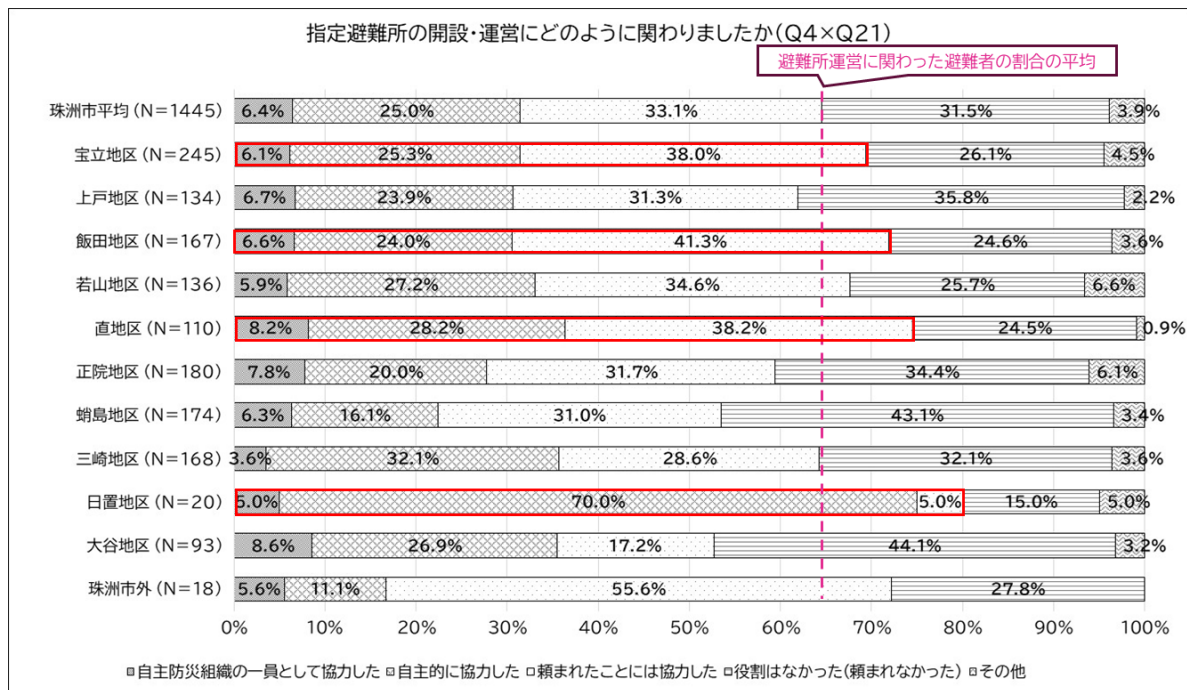


図 3.37 避難所運営への関わり方(地区別)

■参考:指定避難所以外の自主避難所の開設・運営

- ・発災初期においては、指定避難所以外の避難所(自主避難所)の開設・運営も多く実施された。箇所数は指定避難所を大きく上回る箇所が開設され、一部の地域においては、自主避難所の避難者が拠点避難所に定期的に集まり、物資と情報を持ち帰るといったルールを作ることで食料や情報の円滑な配布を実現した事例もあった。
- ・今後、地域防災計画や地区防災計画等を改訂していく中で、自主避難所の位置付けや他自治体を参考にした届出避難所としての制度検討、在宅避難者と拠点避難所の連携体制等を明確にしておく必要がある。

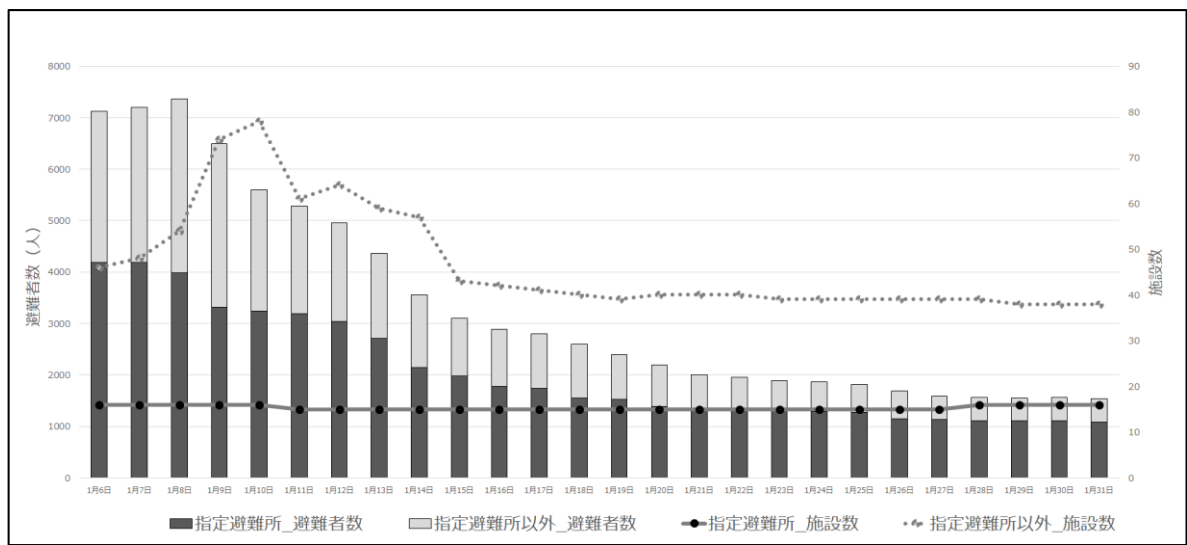


図 3.38 避難所(指定避難所及び指定避難所以外)における避難者数や開設施設数

## 2) 孤立対策

### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・自衛隊と連携し、支援物資等の輸送にあわせて孤立集落の情報収集を行った。また、孤立地域の住民と LINE 電話で連絡を取り、ニーズ把握を行った。
- ・孤立集落となった真浦町では、避難を希望しない住民の状況を把握するため、地縁のある市職員数名が警察航空隊によるヘリコプターに同乗し、支援物資の輸送状況及び被災現場の確認を実施するなどの対応を実施した。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・発災直後は、国土交通省及び自衛隊による調査が行われ、主要道路の通行可否の把握を行った。
- ・道路の寸断により、地震災害時と同様、主に外浦地区で数か所の孤立地域が発生した。孤立地域の住民救出について、自衛隊及び消防と連携・調整を行い、対応を実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 孤立地域における情報共有手段の多様化</b>	
・衛星電話は電波が不安定かつ操作が難しいため、結果的に職員の個人携帯(電波は微弱で途切れながらの使用)を使用して連絡を取り合う状況となった。	・衛星インターネット等(スターリンク等)の活用により、安定した通話や WEB 会議が可能な通信環境を整備する。 ・機器の設置や設定等を行う現地職員を配置する。 ・医師・保健師による遠隔問診等が実施可能な体制を構築する。
<b>2. 孤立地域への物資輸送手段の多様化</b>	
・ヘリコプターによる物資支援では、物資積載により、搭乗可能人数が制限された。 ・要請後の出勤となったため、初動に時間を要し、人命救助や他地域にも孤立集落があった場合、回数が制限されるなどの制約が発生した。 ・豪雨時にはヘリコプターの運航判断や手続きが円滑に実施されなかった。	・ヘリコプターでの物資輸送を補完する手段として、物資積載が可能な大型ドローンの活用による輸送体制を構築する。 ・事前に孤立の可能性が高い地域を把握し、公的備蓄の配置や家庭備蓄の啓発を強化する。 ・孤立可能性が高い地域において、ヘリポートの整備や学校等をヘリポートとして一時使用できるように事前の調整を行う。 ・国・県に対して柔軟なヘリコプターの運用を求めるとともに、市におけるヘリコプターの受入体制を整備する(ヘリポートからの運搬体制等)。
<b>3. 孤立地域における主要道路等の強靱化</b>	
・道路の被災状況把握は自衛隊と国土交通省により行われたものの、その後の孤立地域の解消に時間を要した。	・主要道路の耐震化や安全性の確保に向けた整備を行う。

■参考:道路被害・通行止めの状況

- ・道路・トンネル被害、土砂崩壊等で道路通行不可となり、各地で孤立集落が発生した。
- ・市内管内図に、通行可能道路や通行止め箇所を記入したものを共有し、道路啓開や応急復旧等の状況を毎日更新した。
- ・道路被害等により孤立集落が発生した大谷地区では、住民同士による自主的な避難所運営が行われた。

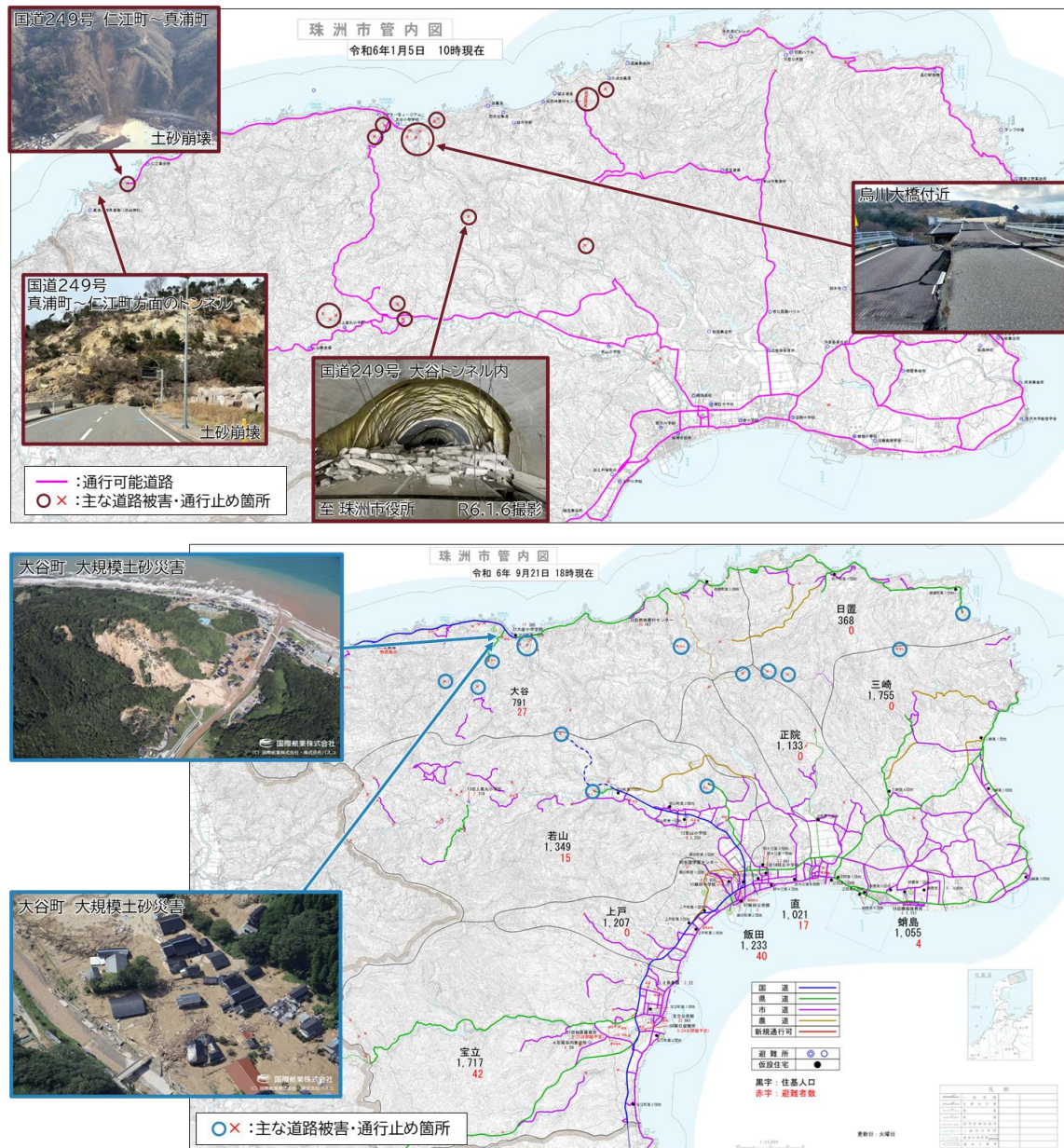


図 3.39 道路被害・通行止め箇所(上:能登半島地震、下:奥能登豪雨)

### 3) 地域における災害対応

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・避難所の運営や地域との情報共有については、自主防災組織、自衛隊及び応援職員等を通して行った。
- ・避難所等における備蓄物資が不足したものの、発災日が元日であったことから、各家庭からの持ち寄りにより、発災直後の時期を乗り切ることができた。
- ・馬縹地区では拠点避難所と自主避難所が連携し、毎日、自主避難所の住民が拠点避難所に集まり、物資と情報を持ち帰る仕組みを構築した。これにより、食料や情報の円滑な配布が実現できた。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・地震災害からの復旧中であったことから、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に入居している住民が多く、生活拠点が分散している状況であった。また、一部の応急仮設住宅においては浸水被害が発生した。
- ・さらに、地震災害の影響により、土砂災害警戒区域における災害発生確率が高まっている状況であった。

問題・課題	改善目標
<b>1. 自主避難所(在宅避難を含む)の防災体制の強化</b>	
・指定避難所以外の自主避難所において防災体制が十分に整備されていなかった。 ・行政や対口支援を含め、指定避難所への支援が中心となり、在宅避難者に対する支援の意識が低かった。	・各地区の自主防災組織と協議・連携し、地区防災計画の策定や見直しを行い、防災体制や備蓄体制を強化をする。 ・自主避難所や在宅避難者等が物資や情報を取得するための支援拠点の設置と行政・市民の協力体制等について地区防災計画に位置付ける。 ・スフィア基準や感染症対策の観点を踏まえ、「在宅避難が可能な人に対し在宅避難を推奨するとともに、地区全体で避難所を運営する方針をについて理解促進を図る。
<b>2. 自主防災組織の防災体制の強化</b>	
・地震からの復旧途上である中で、避難所の防災体制が十分に機能しなかった。	・各地区の自主防災組織と協議・連携し、地区防災計画の策定・見直しを通じて、防災体制や備蓄体制の強化を図る。

■参考:複合災害を踏まえた応急仮設住宅の立地検討

- ・地震により、多くの住民が応急仮設住宅での生活を余儀なくされる中、9月の豪雨により、上戸町第2団地では17戸で床上浸水をはじめとする、一部の応急仮設住宅で浸水被害が発生した。迅速な住まいの確保を優先として建設を進めた一方、豪雨による浸水など、複合的な災害リスクへの配慮が課題として明らかになった。
- ・今後は、地震に加え豪雨や土砂災害といった複合災害を想定し、安全性の高い応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ確保するとともに、既存の応急仮設住宅についても災害リスクに応じた対策の強化が必要である。
- ・また、豪雨時に応急仮設住宅の居住者への適切な情報提供等が十分にできていなかったことから、普段とは異なる場所に居住する方に配慮した情報発信方法(戸別受信機の配備等)についても検討していく必要がある。

[上戸地区の状況]



上戸町第2団地



上戸地区の豪雨における被害の様子

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- ① 避難所・福祉避難所の開設(要配慮者、ペット対応等含む)
  - ・ 対口支援団体(県・自治体)により、自衛隊への物資要請、受入れ対応、避難所における生活環境の維持(トイレ清掃やストーブへの給油)、本部ミーティング資料の作成支援等が実施された。
  - ・ NPO 及び支援団体等により、指定避難所のほか、市内巡回で発見した孤立集落や在宅避難者を対象として、「生きるための炊出し」として給食缶による1日1食の食事が毎日配達された。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ① 避難所・福祉避難所の開設(要配慮者、ペット対応等含む)
  - ・ 対口支援団体(県・自治体)により、避難所における泥除けや清掃作業、ブルーシートの貼り替えや段ボールベットの入れ替え、感染症対策等が実施された。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<b>1. 避難所運営職員の配置・役割の明確化</b>	<b>避難所・福祉避難所の開設 (要配慮者、ペット対応等含む)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市職員自身も被災者であったため、心身に大きな負担を抱えながらの対応となった。</li><li>・複数の団体や利用者の意見を集約・調整は容易ではなく、市職員が指揮を担う体制に課題を感じた。</li><li>・発災直後は若年層や学校等の施設管理者が高齢者支援を行っていたが、時間の経過とともに昼間は仕事や学校で不在となり、常駐職員の派遣を求める要望があった。</li></ul>	<b>【関係機関から示された改善目標】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・応援職員の配置を前提とした計画を策定する。</li><li>・職員が常駐する避難所と巡回する避難所を事前に設定する。</li><li>・自主防災組織が自主的に避難所を運営する体制を構築する。(自主防災組織の強化、防災士の位置付けの明確化、避難所運営マニュアルの更新等)</li></ul>

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 避難所・福祉避難所の開設運営(要配慮者、ペット対応等を含む)</b>					
1. 避難所の収容量の確保		→ ・避難所の耐震化 ・避難所の拡充		—	—
2. 自主防災組織の強化	→ ・組織体制の見直し、地区防災計画の策定 ・自主防災組織への支援強化			—	●
3. 福祉避難所の開設・運営体制の強化	→ ・マニュアルの整備 ・協定締結 ・職員研修の実施 ・代替施設の検討			—	●
4. 感染症対策の推進	→ ・避難所運営マニュアルの整備 ・備蓄の確保			●	—
5. 自主防災組織に対する支援体制の強化	→ 自主防災組織による避難所運営体制の構築			—	●
6. 避難所生活の環境整備	→ ・地区防災計画の策定 ・環境(物資、衛生、情報等)整備			●	—
7. 避難所運営職員の配置・役割の明確化	→ ・マニュアルの整備			—	●
<b>2) 孤立対策</b>					
1. 孤立地域における情報共有手段の多様化	→ ・通信環境の整備 ・職員の研修			—	—
2. 孤立地域への物資輸送手段の多様化		→ ・ドローンによる被害調査や物資輸送訓練実施		—	●
3. 孤立地域における主要道路等の強靱化			→ ・緊急輸送道路機能の確保 等	—	—
<b>3) 地域における災害対応</b>					
1. 自主避難所(在宅避難を含む)の防災体制の強化	→ ・組織体制の見直し、地区防災計画の策定 ・自主防災組織への支援強化			—	●
2. 自主防災組織の防災体制の強化	→ ・組織体制の見直し、地区防災計画の策定 ・自主防災組織への支援強化			—	●

## 検証項目⑦ 給水・入浴支援等

給水所



給水の様子

給水車



トイレカー



自衛隊による入浴支援①



自衛隊による入浴支援②



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 応急給水支援

災害により水道施設が破損したことにより断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。

市(水道事業者)は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として給水対策本部を設置し、県及び(公社)日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

円滑に応急給水するため、市(水道事業者)及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、県に調達を要請する。なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

### 2) 入浴・トイレ・洗濯等の支援

避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 応急給水支援

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・断水地域に対して、給水車を優先的に配置する地域の検討を行った。給水活動の実績を記録し、変化するニーズに応じて調整を行った。
- ・市全域が断水となったため、自衛隊及び(公社)日本水道協会と連携し、避難所や集落に給水拠点(給水ポイント)を設置した。合わせて、住民にLINEや掲示で案内を行った。
- ・医療体制確保にあたり、(公社)日本水道協会、自衛隊及び国土交通省を通じて市総合病院へ優先的に給水車を派遣した。
- ・独立行政法人水資源機構を通じて、可搬式浄水装置による給水支援を受けた。また、水道機工(株)を通じて、非常災害用造水装置による給水支援を受けた。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・(公社)日本水道協会、自衛隊及び国土交通省を通じて給水車を派遣し、断水が発生した地域に給水車を配置した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急給水に関する情報発信体制の確立及び理解促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水場所の案内が不十分となり、住民が混乱する状況が生じた。</li> <li>・飲用水とトイレ用の給水車を区別した給水を行ったが、その違いを市民が十分に理解していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水拠点の位置等に関する情報(拠点位置等)を事前に整理し、多様な広報手段による周知体制を確立する。</li> <li>・給水車の種類(飲用水用、トイレ用)について、市民へ周知する。</li> </ul>
<b>2. 応急給水の広域連携体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で水を確保できなかったため、近隣自治体から給水を受け、水を配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に使用可能な水を確保するため、近隣自治体と協力・連携可能な体制を構築する。</li> </ul>
<b>3. 仮設給水タンクの配備及び貯水施設の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設給水タンクの備蓄がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への仮設給水タンクの配備や、貯水機能を持つ拠点や設備の整備を推進する。</li> </ul>
<b>4. 需要量の把握及び給水方法の適正化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所以外の避難者数が把握できず給水回数不足し、仮設給水タンクが空になる事態が発生した。</li> <li>・豪雨時は、避難所以外の避難者数を把握できなかったため、需要を上回る給水を行い、給水車を待機させる状況が生じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署間の情報共有体制を強化し、避難所内外の避難者を含めた応急給水の必要数を事前に把握できる体制を構築する。</li> <li>・発災時は給水需要の早期把握を行い、給水車とペットボトル配給による適切な給水量の調整を行う。</li> </ul>

## 2) 入浴・トイレ・洗濯等の支援

### 〈主な対応状況(地震)〉

- みさき小学校を除く 10 校が避難所となった。学校再開にあたっては、避難所とは別に児童生徒用のトイレカーを配備した。避難所に設置してある仮設トイレは、低学年児童にとって利用が難しいこと、学校生活と避難所生活を可能な限り分ける必要があったことから、別途配置した。
- 在宅避難等により避難所以外で生活する方に対しては、必要に応じてトイレ凝固剤を配布した。
- 市全域で下水道が使用できない状況となったことから、避難所を中心に仮設トイレを設置するとともに、県外からも汲取車の派遣を受け、し尿の汲み取りを実施した。被災時期が冬期であったため、臭気等に関する目立った苦情はなかった。なお、衛生管理のため、毎日、清掃を実施した。
- 自衛隊の入浴支援部隊との連携により複数箇所に入浴設備を設置するとともに、入浴支援の調整を行った。
- そのほか、洗濯支援として、移動式ランドリー車を導入した。
- 被災時期が夏季の場合には、給水確保や衛生環境の悪化等により、状況が深刻化していた可能性がある。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 浸水した応急仮設住宅等が多数発生することが想定されたため、速やかに仮設トイレを設置した。地震災害時の教訓を踏まえ、仮設トイレの台数管理を適切に実施できた。
- 外部支援団体と連携し、大谷地区にプレハブの入浴設備を設置したほか、自衛隊の協力により、同地区において入浴支援を実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 仮設トイレ等の運用・管理方法の確立</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・仮設トイレの設置主体が複数に分かれており、適切な管理(仮設トイレの移動、台数管理等)ができなかった。</li><li>・循環式仮設トイレでは、詰まりや故障が頻発した。</li><li>・清潔で機能性の高いトイレカーに利用者が集中し、早期に使用不可能となった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮設トイレの台数管理について、発信機の設置等費用対効果を踏まえた管理方針を策定する。</li><li>・し尿処理方法を踏まえた、物資を避難所等に配備する。</li><li>・寄贈された循環式仮設トイレの管理・運営体制を構築する。</li><li>・トイレの衛生管理方法・体制(特定の担当者に集中させないこと等)をルール化する。</li><li>・在宅避難者に対し簡易トイレや携帯トイレ(ビニールを使う方法)等の活用を普及・啓発する。</li><li>・「災害対応車両登録制度」の活用も含め、提供される資機材を市民が運用できる体制の構築に向けた周知や訓練を行う。</li></ul>
<b>2. 災害時の運用を踏まえた予算区分の見直し</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・仮設トイレの運用(設置から汲み取りまで)については環境建設課(環境係)のみで対応したが、予算の執行については、トイレの設置から水注入作業までを危機管理室、し尿の汲み取りを環境建設課</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平常時から災害時の運用を踏まえた予算区分のあり方を整理する。</li></ul>

問題・課題	改善目標
(環境係)であったため、予算執行の一元化が必要である。	
<b>3. 風呂の設置候補地の事前選定</b>	
・自衛隊風呂の設置場所の選定に苦慮した。	・応急的な風呂の設置候補地について、大型車両等の滞留を考慮した、設置場所を選定する。 ・利用できる土地が少ない特性を踏まえ、生活を完結できる船の利用可能性等について整理する。

### 3) その他

問題・課題	改善目標
<b>1. 上下水道施設の強靱化</b>	
・上下水道施設の復旧状況に差が生じたことから市内において給水再開に時間差が発生した。	・上下水道施設の耐震化により、地域差のない給水環境を構築する。
<b>2. 復旧作業の長期化を踏まえた代替策の確保</b>	
・断水が解消されず、長期間にわたり給水支援を受けることとなった。	・庁内本部、医療・福祉等の重要な機能を継続するため、長期の断水に対応可能な水の確保策について検討し、防災井戸等の活用、整備を実施する。

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 応急給水支援

- 対口支援団体(県・自治体)により、避難所や病院等への給水車の派遣及び応急給水活動が実施された。
- 対口支援団体(県・自治体)により、給水基地、給水拠点、給水拠点の受水槽の位置及び給水ルート等を登録し、応急給水を行う事業者がスマートフォン等から当該情報を閲覧できる環境が構築された。

##### ② 入浴・トイレ・洗濯等の支援

- NPO 及び支援団体等により、自衛隊の簡易入浴施設において、高齢者向けのシャワーチェアの提供や入浴介助が実施された。
- NPO 及び支援団体等により、断水下でも使用可能なポータブル(循環・節水型)シャワー設備が配備された。
- 断水やクリーニング業者の営業停止を受け、NPO 及び支援団体等による洗濯支援が実施された。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

##### ① 応急給水支援

- 対口支援団体(県・自治体)により、送水管の復旧が困難な区域に対して、配水池やポンプ場に給水車が配置され、運搬送水が実施された。
- 対口支援団体(県・自治体)により、給水基地、給水拠点、給水拠点の受水槽の位置及びルート等を登録し、応急給水を行う事業者がスマートフォン等から情報を閲覧できる環境が構築された。

##### ② 入浴・トイレ・洗濯等の支援

- 石川県等により、地震に引き続き豪雨により被災し、入浴設備のない避難所で生活している方や自宅・応急仮設住宅で断水が発生している方等、入浴環境が確保できない方を対象に、無料入浴支援が実施された。
- NPO 及び支援団体等により、避難所や在宅避難者向けにトイレカーの清掃・復旧支援、非常用トイレの配布が実施された。
- NPO 及び支援団体等により、地震時から対象地区を拡大した洗濯支援が実施された。

## 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
1. 洗濯支援に関する取組の復旧	入浴・トイレ・洗濯支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における洗濯支援は前例がなく、全体を通じて手探りの対応が余儀なくされた。</li> <li>・石川県クリーニング生活衛生同業組合が窓口となったが、市内に加盟店がなく、市内業者が洗濯支援を担う体制が構築できなかった。</li> <li>・在宅避難者は公的支援の対象外とされ、洗濯支援を受けられなかった。</li> </ul>	<p><b>【関係機関から示された改善目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、関係機関と連携し、洗濯や衣類ケア等について、災害対策マニュアルや避難所運営指針に位置付ける。</li> <li>・国や県、関係機関と連携し、地域内のクリーニング業者全体を対象とした支援体制を構築する。</li> <li>・支援内容や受付方法に関する情報発信体制を構築する。</li> </ul>

### ■参考: DSAT 災害洗濯支援チームの発足

- ・令和 6 年能登半島地震を契機として、DSAT 洗濯支援チームが発足した。本チームは、被災地域のクリーニング店と連携することで、被災者への衣生活支援に加え、地元事業者の復興の後押しをするなど、これまでにない災害支援の取組を行っている。
- ・珠洲市内のクリーニング店においては、延べ 639 名、7,311 点の洗濯物の処理が行われた。

#### [洗濯支援の様子]



洗濯支援の様子①



洗濯支援の様子②

出典:、DSAT 災害洗濯支援チーム 活動記録(2024 年 2 月 28 日の活動記録、2024 年 10 月 18 日の活動記録))

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 応急給水支援</b>					
1. 応急給水に関する情報発信体制の確立及び理解促進	→			—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水拠点の検討</li> <li>情報発信体制の整備</li> <li>給水車の種類の周知</li> </ul>				
2. 応急給水の広域連携体制の強化	→			●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水に関する協定締結</li> </ul>				
3. 仮設給水タンクの配備及び貯水施設の整備		→		—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水用タンクの購入・確保</li> <li>貯水施設の整備</li> </ul>			
4. 需要量の把握及び給水方法の適正化		→		—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水必要数の事前把握体制の構築</li> <li>給水手段の検討</li> </ul>			
<b>2) 入浴・トイレ・洗濯等の支援</b>					
1. 仮設トイレ等の運用・管理方法の確立	→			●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ管理方法の検討</li> <li>し尿処理方法の検討、凝固剤の確保</li> </ul>				
2. 災害時の運用を踏まえた予算区分の見直し	→			—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算区分の検討</li> </ul>				
3. 風呂候補地の事前選定	→			●	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>風呂設置場所の選定</li> <li>代替手段の検討</li> </ul>				
4. 洗濯支援に関する取組の普及	→				●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等への位置づけ</li> <li>洗濯支援に関する情報発信</li> </ul>				
<b>3) その他</b>					
1. 上下水道施設の強靱化			→	—	—
			<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設の耐震化</li> </ul>		
2. 復旧作業の長期化を踏まえた代替策の確保		→		—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>給水タンクの購入・確保</li> <li>耐震化の促進</li> </ul>			

## 検証項目⑧ 医療・保健・福祉支援

救護所(移動車)



救護所(テント)



避難者への問診



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 医療・保健に係る対応

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

災害時には、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

### 2) 福祉に係る対応(福祉施設を含む)

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 医療・保健に係る対応

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 発災後、市内のクリニックが診療を休止する中で、参集できた少数の職員(約 30 人)により、診療を継続しなければならない状況となった。ライフラインの寸断や職員の不足、限られた医療資源の中で、医療提供体制を維持する必要があったことから、入院患者や透析患者を含む要配慮者については、DMAT や自衛隊等の支援を受け、被災地外の安全な病院等に移送する対応を行った。
- 医療及び保健に関する対応として、保健師による避難所の巡回を行った。
- 医療機関との情報共有を行いながら、医療から福祉へとフェーズが変わる段階において、計画的に健康相談を実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 医療に係る受援体制の確立</b>	
・入院患者が急速に増え、限られた職員及び医療資源での対応を余儀なくされ、継続的な診療が困難となった。	・DMAT 等の外部医療支援を円滑に受援するため、事前に手順や体制を事前に整備する。

### 2) 福祉に係る対応(福祉施設を含む)

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 災害協定を締結していた福祉施設のうち、2 箇所福祉避難所を開設した。
- 福祉施設の被災状況について調査し、外部支援団体に応援要請を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 福祉避難所の開設・運営体制の強化(再掲)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害協定を締結していた福祉施設自体が被災し福祉避難所の開設が遅れた。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営体制が整わず、市民への周知が十分に行われなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の福祉施設を含めた協定締結先の拡大や施設の事業継続に向けた意見交換・調整を行う。</li> <li>・福祉避難所運営マニュアルを整備し、職員研修を通じて、要配慮者が避難しやすい福祉避難所の開設・運営体制を整備する。</li> <li>・公共施設(総合病院等)の空いているスペースを福祉避難所として活用する等、福祉避難所の不足解消に向けた方針を策定する。</li> </ul>

■参考:庁内課室局(分野)別の入浴・シャワー回数 [市職員アンケートより]

- ・令和 6 年能登半島地震時は、福祉・保健関連部署及び総合病院は、他課室局に比べて、発災後 1 週間までに入浴・シャワーをできた割合が高い傾向となった。また、令和 6 年奥能登豪雨時は、福祉・保健関連部署及び総合病院は、他課室局に比べて、入浴・シャワーを毎日できた割合が高い傾向となった。
- ・医療、福祉に係る業務における衛生管理必要性から、一部優先的に給水が可能であったこと等の要因が考えられる。
- ・衛生を重視する医療・福祉の対応において、衛生管理(洗浄、消毒、入浴等)をより迅速に実施できるよう、事前検討・対策が必要である。

※庁内員課室局(分野)区分

- ・福祉・保健関連:福祉課、福祉課(保育士)、健康増進センター
- ・総合病院:総合病院事務局、総合病院(看護師など医療職)
- ・上記以外の部署
- ・その他:表 3.3 の「その他」該当者

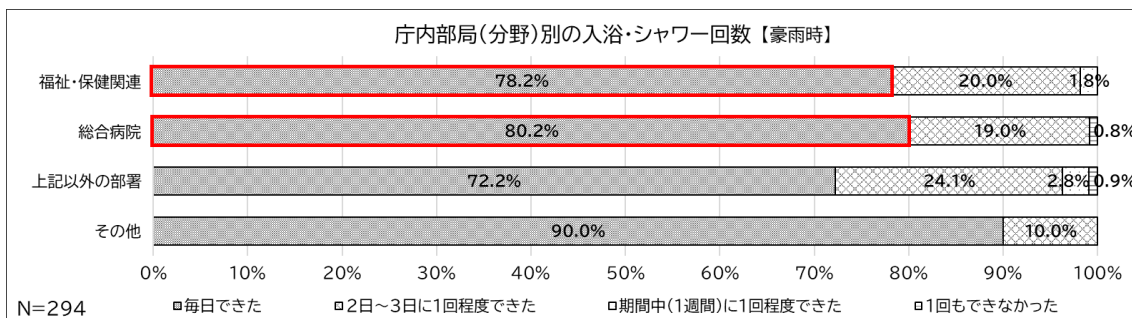
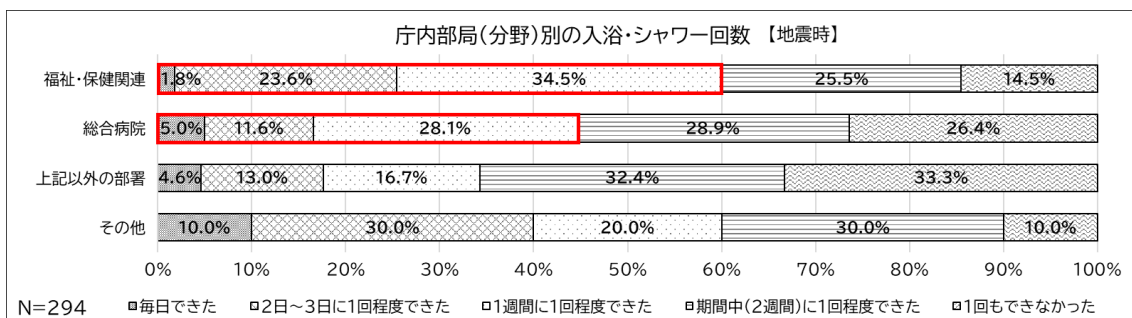


図 3.40 庁内課室局(分野)別の入浴・シャワー回数(上:地震時、下:豪雨時)

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 医療・保健に係る対応

- NPO 及び支援団体等により、保健医療福祉調整地域本部と連携し、避難所情報や支援ニーズの共有・調整を通じた医療・保健・福祉分野の支援が実施された。また、避難所や福祉施設への巡回、感染症対策、生活環境の改善等の取組に加え、多職種が連携した医療支援が実施された。
- 珠洲市の歯科医療機関がすべて被災し休診となったことから、NPO 及び支援団体等により、「道の駅すずなり」の敷地内において、福井県歯科医師会より貸与された歯科診療車を活用した臨時歯科診療所が開設された。これにより、延べ 971 名の市民に対して診療が行われた。
- NPO 及び支援団体等により、午前診療と夜間診療の二部制で外来診療が実施された。また、巡回診療も行われ、夜間においても避難者が受診できる体制が整備された。
- NPO 及び支援団体等により、環境評価やノロウイルス感染症対策として汚物処理キットが作成され、避難所各フロアに設置された。また、使用方法に関するデモンストレーションが実施された。

##### ② 福祉に係る対応(福祉施設含む)

- NPO 及び支援団体等により、定期的な巡回診療が実施された。入所者に発熱患者が発生した際には、感染症を同定した上で、施設側により隔離対応が実施された。また、前腕・手の凍傷症例に対しては、創傷処置が行われた。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

##### ① 福祉に係る対応(福祉施設含む)

- 地震後に外部支援が撤退する中、豪雨の発生により施設職員の復帰が遅延したことから、NPO 及び支援団体等により、職員復帰の目処が立つ10月末まで支援が実施された。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<b>1. 歯科・口腔衛生に係る支援の充実</b>	<b>医療・保健に係る対応</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・誤嚥性肺炎の予防等の観点から、口腔環境の悪化を防ぐため、発災後早期から歯科・口腔衛生分野で活動できる体制が必要であった。</li><li>・歯科治療は要請がなければ支援を行わない体制である、実際には口腔衛生分野のニーズが高いことが明らかとなった。</li></ul>	<b>【関係機関から示された改善目標】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・国や県、関係機関と連携し、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部に、JDAT 調整業務を担うコーディネーターを設置する。</li><li>・関係機関と連携し、平常時から広域な歯科保健担当者との情報共有体制を構築する。</li></ul>

#### ■参考：市内への保健医療福祉調整地域本部の設置

- ・本来、石川県に「保健医療福祉調整本部」、能登北部保健福祉センター（輪島市）に「保健医療福祉調整地域本部」が設置される運用となっていたが、令和5年5月の地震や各市町の被災状況の違いを踏まえ、輪島市、珠洲市にそれぞれ保健医療福祉調整地域本部が設置された。
- ・本部長を市職員が務める体制としたことで、被災地の実情を的確に把握しながら、保健・医療・福祉分野における支援を一体的かつ継続的に行うことが可能となり、被災者支援において一貫した対応を行うことができた。また、市内に保健医療福祉調整地域本部を設置することにより、NPOや各支援団体との連携が進み、避難所情報や支援ニーズの的確に共有・調整しながら支援を実施することができた。さらに、ささえ愛センターと連携することで、被災者一人ひとりの状況に応じた支援につなげることが可能となり、被災者支援を円滑に展開することができた。
- ・支援団体からも、珠洲市保健医療福祉調整地域本部と避難所運営チームとの緊密な連携が、効果的な支援につながったとの評価が得られている。
- ・本災害では、事前の想定とは異なる体制がとられたことから、今後の災害時における体制のあり方については、県と連携して検討していく必要がある。

#### [珠洲市における保健医療福祉調整地域本部の状況]



朝会の様子






各機関・団体等の支援

出典：【令和6年能登半島地震】市職員として奔走した4カ月。これから小さな一歩を積み重ね未来へ、空飛ぶ捜索医療団 ARROWS、2024.10.24)

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 医療・保険に係る対応</b>					
1. 医療に係る受援体制の強化	 ・受援計画、受援体制の整備			—	●
2. 歯科・口腔衛生に係る支援の充実	 ・保健医療福祉調整地域本部への位置づけの整理 ・情報共有体制の構築			—	●
<b>2) 福祉に係る対応(福祉施設を含む)</b>					
1. 福祉避難所の開設・運営体制の強化(再掲)	 ・マニュアルの整備 ・職員研修の実施	・協定締結 ・代替施設の検討		—	●

## 検証項目⑨ 被災者支援

家屋被害調査



罹災証明交付手続き



罹災証明交付受付



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 被災者見守り・ケア

市は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用しきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

市は、必要があると認めた時は、県及び保健所の協力を得て精神保健医療班(精神科医・保険師・精神保健福祉士)を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。

### 2) 生活支援(ケースマネジメント)

市は、要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

### 3) 罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

### 4) 義援金等対応

被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。市又は県は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。また、市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアル作成に努める。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 1月7日から庁舎ロビーにおいて罹災証明書の受付業務を開始したが、想定を上回る来庁者があったことから、ロビーに収まりきれない状況が発生した。そのため、受付の混雑状況を踏まえ、罹災証明書の発行場所を市民図書館に変更した。
- 罹災証明書の発行に係る手順確認を行った期間は1日のみであり、すぐに運用を開始する必要があったことから、不安が残る中で受付業務を開始した。
- 市民図書館を拠点として、家屋被害認定調査を実施した。令和5年奥能登地震の経験を踏まえ、一次調査については申請によらないプッシュ型としたことにより、迅速な調査が可能となった。その後、応援職員は3月31日をもって引き上げた。
- 想定を上回る再調査申請があったことにより調査職員が不足したため、令和6年度においては、日本不動産鑑定士協会連合会に調査業務を委託し、県職員と連携して調査を実施した。
- 再調査申請希望者のうち、開示申請者に対しては被害認定調査票を開示するとともに、調査結果に関する具体的な説明を行った。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 令和6年1月の地震災害及び令和6年9月の豪雨災害により、短期間に連続して被災する二重被災の状況となり、被災の原因や被害の内容の重複・混在が生じた。このため、災害ごとに罹災証明を交付する現行制度においては、受付窓口が混乱した。
- 豪雨災害時の居住地把握にあたっては、住民票の異動を伴わずに応急仮設住宅へ入居している被災者が多かったことから、「罹災証明」と「被災証明」の判別に苦労した。一方、地震災害時に対口支援の経験があった千葉市及び松江市が再度、対口支援として派遣されたことにより、オペレーションを円滑に行うことが出来た。

問題・課題	改善目標
<b>1. 罹災証明書の受付・発行に係る教訓の整理・継承</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定を上回る被害となり、体制や受付場所等について全体を通じて手探りでの対応となった。対口支援団体からの提案を受け対応を見直す場面も多く、主体的な対応ができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本災害における罹災証明書の受付・発行に関する経験を整理し、適切な引継ぎ及び教訓の継承を実施する。</li> </ul>
<b>2. 調査員の養成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災から継続して受付・交付業務を行っているが、受付・交付時期と被災者支援制度との兼ね合いに苦慮した。</li> <li>・令和6年度内で調査を終える予定で調査班を編成したが想定以上の申請があり、現行職員のみでは全く調査が進まない状況となった。</li> <li>・税務課を中心に住家被害認定調査を実施するが、通常時の職員数では全ての調査を実施することは困難であった。</li> <li>・再調査申請の中には unnecessary 調査も多く、一部は申請を取り下げ対応を行うこととなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面継続する罹災証明書の再発行業務や、他自治体への応援を含む今後の災害時における家屋等の調査に向けて、税務課の職員だけではなく、補佐以下の職員を調査員として養成し、体制強化を図る。</li> </ul>
<b>3. 被災証明書発行に係る対応体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁の支援策には「被災証明」が必須(罹災証明書＝住家に発行、被災証明書＝工場・倉庫・店舗等に発行)となっているため、調査等が進まない要因となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費解体」「なりわい再建」「災害査定」を目的とする非住家の対応は各担当課で調査する必要があるため、知識・スキルをもった調査員の養成を実施する。</li> </ul>
<b>4. 応援職員の受入体制強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住家被害認定調査に従事した応援職員の中には、調査経験やスキルを十分に有していない方もいた。調査対応にあたって、税務課職員のみでは通常業務に支障がある時期があり、応援職員の協力は重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援職員の中には、調査経験やスキルに差があることを前提とした受入れ体制について整備する。</li> </ul>
<b>5. 迅速な被災状況の把握・代替手法の確立</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課が把握している推定浸水区域と申請場所が一致しないケースがあり、未調査地点が多く存在する状況となった。</li> <li>・水害の性質上、被害痕跡が時間経過とともに消失するため、未調査地点の扱いに苦慮した。</li> <li>・写真による被害判定やスマホ画面の確認等、現地調査に代わる手法を試みたが、被害家屋の確認が出来ないなど、判断に限界があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真による被害判定やスマホ画面の確認等について、精度に留意した代替手法を確立することで、罹災証明書の交付・発行に必要な被災状況の把握を行う。</li> <li>・住民自身による被災状況の撮影・記録の重要性について速やかに周知する。</li> </ul>
<b>6. 庁内横断的な対応体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、豪雨など、災害ごとに調査方法が異なる中で、二つの災害に対して並行して対応が必要であったことから、調査員の確保が困難となり、証明書の発行に時間を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な運用と庁内の横断的な連携強化による、対応の強化を図る。</li> </ul>

## 2) 義援金等対応

### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・ 義援金の申出に関する問い合わせが多数寄せられ、対応に時間を要した。
- ・ 義援金の受入口座を開設するとともに、義援金配分委員会を組織し、配分基準を決定した上で、被災者への配分を行っている。
- ・ 県義援金の申請及び被災者生活再建支援金の申請内容を活用することで、新たな申請を不要とし、申請手続の簡素化を図った。また、被災者支援総合窓口(ワンストップ受付)を設置し、被災者の負担軽減及び対応の迅速化を行った。
- ・ 窓口対応については、「受付係」と「説明係」に役割分担して対応した。混雑時においても、「受付係」が来庁者の用件を確認し、事前に対応することができた。また、受付簿及び受付順カード(来庁者へ配布)を導入し、有効に機能していた。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・ 地震と同様に義援金の申出に関する問い合わせが多数寄せられ、対応に時間を要した。
- ・ 義援金受入口座を開設するとともに、義援金配分委員会を組織し、配分基準を決定した上で、被災者への配分を行っている。
- ・ 県義援金の申請及び被災者生活再建支援金の申請内容を活用することで、新たな申請を不要とし、申請手続の簡素化を図った。また、被災者支援総合窓口(ワンストップ受付)を設置し、被災者の負担軽減及び対応の迅速化を行った。
- ・ 窓口対応については、「受付係」と「説明係」に役割分担して対応した。混雑時においても、「受付係」が来庁者の用件を確認し、事前に対応することができた。また、受付簿及び受付順カード(来庁者に配布)を導入し、有効に機能していた。なお、受付業務は11月26日まで実施した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 義援金に係る対応体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 義援金に関する問い合わせに多くの時間を要し、通常業務でないことから職員の制度への理解度が低く、対応に苦慮した。</li><li>・ ワンストップ窓口において、受付方法がアナログであったため、利用者が多い場合には受付や待合者の管理等を1名で対応しきれない状況となった。</li><li>・ 義援金制度について初めて知る方が多く、各種支援制度等の概要や申請方法等に関する基礎的な情報が不足しており、対応に苦慮した。</li><li>・ 地震と豪雨の一体的な被害認定が発生し、制度の周知や理解度が求められる状況であった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 義援金受入について、音声ダイヤルによる案内を取り入れる等、勤務時間外でも対応可能な仕組みを整備する。</li><li>・ 職員の制度理解を深めるとともに、住民に対して情報提供を行い、知識の習熟を図る。</li><li>・ 来庁者の状況に合わせて柔軟な対応(説明係の配置を含む)を行い、確実な受付管理を行う。</li><li>・ ワンストップで対応する支援制度を整理し、部署ごとに役割を明確化する。</li></ul>

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

- ① 被災者に対する見守り・ケア
  - NPO 及び支援団体等により、お茶会や健康体操、マッサージ等のイベントが実施され、地域コミュニティの形成が図られた。
  - 避難生活を送る子どもたちが日常生活を取り戻せるよう、NPO 及び支援団体等により、安心して過ごせる居場所「みんなのこども部屋」が珠洲市内に開設され、運営が実施された。
  - 東京及び金沢大学の心理の専門家と、NPO 及び支援団体等により、乳幼児の保護者及び施設職員への、子どものこころのケアに関する座談会が実施された。
  - NPO 及び支援団体等により、被災者の孤立防止等を目的とした見守り支援の実施や、日常生活上の相談、関係機関の紹介などを実施した。[NPO 等]
- ② 罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)
  - 対口支援団体(県・自治体)により、「災害に係る住家の被害認定基準運営指針」に基づき、外観の目視による傾斜の測定が実施された。
- ③ 義援金対応
  - 石川県により、災害関連死の認定審査会の対応や、災害弔慰金の申請書類の整理、被災者生活再建支援金及び災害義援金の問い合わせ対応が実施された。

##### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ① 義援金対応
  - 能登半島地震及び奥能登豪雨において、一部損壊以上の被災した世帯のうち、小学校6年生から高校生のいる世帯を対象として、NPO 及び支援団体等から給付金が支給された。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<b>1. 関係機関と連携した要配慮者や子どもへの支援体制の充実</b> ・生活の見通しが立たないまま避難生活が長期化し、ストレスが増大している市民がいた。 ・避難所に行かなければ十分な情報を得られない体制は、高齢化率が高い珠洲市においては課題であった。 ・子どもへの支援に対する理解度に地域差があり、支援団体の活動に支障が生じるケースがあった。	<b>被災者見守り・ケア</b> <b>【関係機関から示された改善目標】</b> ・関係機関と連携し、在宅要配慮者や仮設住宅入居者への個別訪問を実施するための体制を整理する。 ・こども家庭庁との情報共有を密に行い、平常時を含めた子どもの支援体制や仕組みを構築する。
<b>2. 住家被害認定調査に係る住民の理解促進</b> ・事後対策として住家被害認定調査を早期に実施できたものの、一部住民の理解を得るのに時間を要した。	<b>罹災証明書の受付・発行 (被災状況調査を含む)</b> <b>【関係機関から示された改善目標】</b> ・住家被害認定調査の制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成する。 ・地区単位で事前説明会を開催する。

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 罹災証明書の受付・発行(被災状況調査を含む)</b>					
1. 罹災証明書の受付・発行に係る 教訓の整理・継承		→ ・経験・教訓の文書化・体系化		—	—
2. 調査員の養成	→ ・職員の確保・養成			●	—
3. 被災証明書発行に係る対応体制の強化	→ ・職員の確保・養成			●	—
4. 応援職員の受入体制の強化	→ ・受入体制の整備			●	●
5. 迅速な被災状況の把握・代替手法の確立	→ ・被害判定方法の検討			—	—
6. 庁内横断的な対応体制の強化	→ ・庁内の連携強化			—	—
<b>2) 義援金等対応</b>					
1. 義援金に係る対応体制の強化	→ ・受付・管理体制の整備 ・職員の研修および住民への情報提供			—	●
2. 住家被害認定調査に係る住民の理解促進	→ ・パンフレットの作成 ・説明会の開催			—	●
<b>3) 被災者見守り・ケア</b>					
1. 関係機関と連携した要配慮者や子どもへの支援体制の充実	→ ・個別訪問体制の整備 ・こども支援体制や仕組みの構築			—	●

## 検証項目⑩ 住まいの確保・支援

仮設住宅(全景)上戸小



仮設住宅(入口)



仮設住宅(全景)蛸島



仮設住宅設置工事 蛸島



トレーラーハウス



キャンピングカー



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 応急仮設住宅の供給

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

県及び市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安全、安心を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

### 2) 住宅の応急修理

市等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 応急仮設住宅の供給

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 応急仮設住宅の建設候補地の選定にあたり、入居申込状況を確認しながら、地区毎の必要戸数を決定した。
- 被害規模が大きく、市有地のみでは建設戸数を確保できなかったことから、市有地以外の公有地や民有地等を確保し、可能な限り迅速に整備を進めた。
- 入居者の選定及び申請受付を公平性を確保するため、入居の優先順位を検討し、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の世帯の順に入居いただいた。また、入居者選定の調整、説明会の開催、入居手続き、入居時の配付物品の発注及び搬入手配等、幅広い業務に対応したが、担当職員及び関係機関等と連携し、概ね円滑に対応することができた。
- 申請情報データベースや被災者情報支援システムを活用した入居候補者リスト等の作成を円滑に行うことができた。また、説明会方式による入居手続きは延べ100回以上開催したが、大きなトラブルもなく運営できた。
- 入居者の選定にあたっては、コミュニティ形成に配慮し、全壊世帯のうち、団地周辺の近隣地区ごとに、要配慮者の世帯を優先しつつ、高齢者のみの構成とならないよう留意した。
- 鳴き声やにおい等が苦情の原因となるため、ペットを飼育している世帯については、団地内で端の建物となるよう配慮したほか、同一棟(エリア)に配置するなどの工夫を行った。
- 応急仮設住宅の完成日が確定した団地から順次入居案内を進めるとともに、事業者と密に連携を図り、入居決定後速やかに物品の発注及び搬入を行うことで、住宅完成後1週間程度で入居してもらうことができた。
- NPO 法人カタリバの支援により、緑丘中学校内の一部教室を活用し、教職員向けの住居スペースを整備した。被災した教職員が、応急仮設住宅が整備されるまでの間、住居として利用し、その後は支援団体の宿営スペース等として活用した。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 応急仮設住宅の建設候補地の選定にあたり、入居申込状況を確認しながら、必要戸数及び建設場所を決定した。
- 地震災害時に選定していた建設候補地の中から、用地(民有地)を確保し迅速に整備を進めた。
- 入居要件を満たす被災世帯が少なかったため、問題なく円滑に入居まで至った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急仮設住宅に係る提供体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有地に限られていたため、建設用地の確保に時間を要し、応急仮設住宅の供給が遅れた。</li> <li>・建設地域や時期に偏りがあり、近隣団地に入居できない世帯や入居が遅れた世帯から苦情が寄せられた。</li> <li>・住居の早期確保が求められる中、市内事業者も被災しており、対応が困難と状況となり外部団体の支援を仰いだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の世帯数に踏まえ、市有地以外も含めた建設候補地を事前に選定する。</li> <li>・整備に必要な体制を事前に検討し、整地計画を策定する。</li> </ul>
<b>2. 関係者間の確実な情報共有体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の完成日が度々変更となり、家電等の物資搬入や入居者説明会の日程を設定している関係上、急な変更による対応に苦慮した。</li> <li>・入居時の設備面での留意点(追加工事有無、水道・浄化槽の使用時期、駐車場整備等)が、関係者に共有できていない状況が発生し、対応に苦慮した。</li> <li>・「みなし仮設」からの転居か否か等、入居条件の確認が不十分なケースが散見された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係者との間で、最新情報を確実に共有するための体制を確立する。</li> <li>・県から提供される「みなし仮設」入居者情報(データベース)を確実に確認・活用できる体制を整備する。</li> </ul>
<b>3. 応急仮設住宅に係る対応体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居要件、優先順位の確認、応急仮設住宅の設備に関するクレーム対応等が、一部職員に集中する状況となった。(一手に引き受けることで判断基準の統一、迅速な処理等の利点はあるが件数が多く、対応が困難な状況であった。)</li> <li>・入居者選定の際に、完成した住宅の間取りと入居希望世帯の人数に乖離があり、マッチングに苦慮した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居要件や優先順位の決定方法(委員会形式等)や連絡窓口集約後の対応体制等を整備する。</li> <li>・クレーム対応について、内容に応じた対応方法(連絡先、対応先等)を定め、結果を共有・把握できる体制を構築する。</li> <li>・入居希望世帯を速やかに把握し、実態に応じた柔軟性のある間取りによる住宅建設を推進する。</li> </ul>

## 2) 住宅の応急修理

### 〈主な対応状況(地震)〉

- 住宅の応急修理に関する申請期限及び工事完了期限の延長を行った。
- 半壊以上の被害を受けた世帯のうち、応急修理制度の利用していない世帯については、珠洲ささえ愛センターが巡回訪問し確認を行った。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 住宅の応急修理に関する申請期限及び完了期限の延長を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 住宅の応急修理に関する制度設計の見直し</b>	
・応急修理制度の手続きに係る対応(制度適用対象範囲、提出書類の煩雑さ、見積業者の確保等)に苦慮した。 ・制度規程内の期限までに修理ができない状況(液状化等による宅地の復旧、修理要否の判断等)により、見積もりを断られる等の支障が生じた。	・全国的な課題として、申請書類の簡素化、申請期限及び完了期限の延長、対応可能業者の紹介、掛かり増し経費補助制度の対象拡大、相談窓口の設置等により対応の柔軟性に考慮した制度の見直しの必要性を発信する。

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 応急仮設住宅の供給

- NPO 及び支援団体等により、応急仮設住宅約 750 戸を対象に、サンシェードの設置が行われた。
- NPO 及び支援団体等により、地区の代表者や利用者との直接の連絡を通じて、紙管を活用した仮設住宅・仮設工房が建設された。あわせて、現地での作業を短期間で完了できるよう、市外における事前の資材準備が行われた。

##### ② 住宅の応急修理

- ボランティアセンターの調整のもと、屋根のシートの張り直し対応が実施された。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<b>1. 応急修理の品質確保</b>	<b>住宅の応急修理</b>
<p>・緊急修理制度を活用して、業者による屋根の防水シート張りを迅速に行ったが、数カ月後に剥がれる事例が発生し、張り直しの依頼が災害ボランティアセンターに多数寄せられた。</p> <p>・災害ボランティアセンターにおいて、屋根のシートの張り直し対応を行ったが、業者ごとに施工仕様が異なっていたため、張替作業に時間を要した。</p>	<p><b>【関係機関から示された改善目標】</b></p> <p>・関係機関と連携し、使用する材料、施工方法、対応内容、補償制度等の応急修理に関する基準を設定する。</p>

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 応急仮設住宅の供給</b>					
1. 応急仮設住宅に係る提供体制の強化	→			—	—
	・整地計画の策定				
2. 関係者間の確実な情報共有体制の強化	→			●	●
	・情報共有体制の整備				
3. 応急仮設住宅に係る対応体制の強化	→			●	—
	・対応体制の検討 ・柔軟性のある仮設住宅の建設促進				
<b>2) 住宅の応急修理</b>					
1. 住宅の応急修理に関する制度設計の見直し	→			●	—
	・制度見直しに関する必要性の発信				
2. 応急修理の品質確保	→			—	●
	・応急修理に関する基準の設定				

## 検証項目⑪ 学校再開・集団避難

集団避難



学校再開



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 学校・保育園等の再開

発災時には、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

また、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ協議しておく。

### 2) 集団避難の支援

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や2次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA 等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 学校・保健所等の再開

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 学校再開に向け、施設の状況確認及び通学路の確認を実施した。また、文部科学省による応急危険度判定を1月 11 日から 18 日に実施し、安全が確認されたことを踏まえ、本来の始業式予定日からそれぞれ延期し、学校を再開した。(3学期始業式予定日:1/9(火)。1/11(木)~22(月) にか 11 校再開。)
- 文部科学省による被災度区分判定調査を2月 23 日から4月6日にかけて、全教育施設において実施した。
- 学校再開にあたり、学校にトイレカー、循環式手洗い装置、スターリンク等を配備し、学校生活に必要な環境整備を行った。
- 中学生の希望者について、医王山スポーツセンターへの集団避難を実施した(3年生:1/22(月)~3/10(日)。1・2年生:1/22(月)~3/21(木))。生徒 199 名中、102 名が避難。
- 共同調理場は、令和6年2月~4月にかけて再開を進め、5箇所中3箇所を再開した。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 一部の学校において断水が発生し、給食の提供が困難となったことから、弁当を手配した。
- 発災直後、道路の寸断が多数発生したため、安全確保の観点から、大谷小中学校への通学・通勤について、教育委員会による送迎やタクシーの手配を行った。
- 発災当日は土曜日であったことから、週明け以降は学校を通常通り再開し、授業を開始した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 学校再開を想定した避難所運営体制の明確化</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所と共存しながら学校再開を進める必要がある。学習スペースと避難スペースの確保が必要だった。</li><li>・自主防災組織と連携して、避難者の施設内移動を実施したが、高齢の避難者には負担が大きかった。</li><li>・保育園の中には被災の影響により従前の体制で再開できなかった園があった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校再開を想定した避難スペースの確保等について、時期に応じた柔軟な使用方法を整備する(避難所運営マニュアルや各避難所の計画へ位置付ける)。</li><li>・保育園、特別支援学校、県立高校の再開に向けた関係機関と連携・調整方法等を整備する。</li><li>・学校の避難所を優先的に閉鎖し、公民館やホールなどに集約することを方針として共有する。</li><li>・リモート環境の確保等(タブレット端末・WiFi 端末の貸し出し等)により、域外避難した児童・生徒も含めた早期再開の対策を整理する。</li></ul>
<b>2. 災害発生後の学校生活環境の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・循環式手洗い装置では泥遊び・粘土遊び後の汚れた手を洗えない状況や小児用仮設トイレが不足する状況が発生し、学校生活に支障が出た。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校生活に必要な備蓄品の配備を行い、平常時の学校生活に近い環境を整備する。</li></ul>

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 学校・保育園等の再開

- 教育委員会からの連絡を受け、NPO 及び支援団体等により小学校の再開や春休み期間における保育の実施に必要な人材確保について支援が行われた。
- NPO 及び支援団体等により、補食支援として、ヨーグルトやチーズ等の生鮮食品が市内の小中学校及び再開した保育園を対象に、春休みまで週2回提供された。
- 2/20(火)以降、NPO 及び支援団体等により、静岡県から市内全 11 校を対象に、毎日弁当が配送された。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
1. 子どもの居場所と学習環境の早期復旧	学校・保育園等の再開
・仮設住宅の建設により、校庭や公園など子どもたちが遊んだり運動したりするスペースが限定される状況となった。	【関係機関から示された改善目標】 ・子どもの居場所の早期復旧と充実を図る。 ・通学路の早期修繕や学習環境を整備する。

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:1年以内、中期:2年～5年、長期:6年～10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (～1年)	中期 (2年～5年)	長期 (6年～10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 学校・保育園等の再開</b>					
1. 学校再開を想定した避難所運営方法の明確化				—	●
	・避難所運営マニュアルの整備				
2. 災害発生後の学校生活環境の確保				—	—
	・応急仮設グラウンドの整備 ・施設の配管、貯水施設等の更新促進				
3. 子どもの居場所と学習環境の早期復旧				—	●
	・子どもの居場所の早期復旧、学習環境の整備 ・通学路の早期修繕				

## 検証項目⑫ 災害廃棄物

災害廃棄物(入口看板)



災害廃棄物(看板)



災害廃棄物(仮置き場状況)



災害廃棄物(仮置き場状況)



公費解体(受付)



公費解体(説明会)



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

市は、「石川県災害廃棄物処理指針(市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル)」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ(粗大ごみも含む。)、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。災害時における被災地の清掃は、原則として市が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市の指示により実施する。

市等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、珠洲市社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、搬出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質(廃石綿、PCBが含まれるトランス等)、その他の廃棄物などに分別する。

### 2) 公費解体

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- ・石川県産業資源循環協会と契約を締結し、災害廃棄物の仮置き場の運営を実施した。
- ・公費解体により発生した災害廃棄物についてはジャンボリー跡地、その他の片付けごみについては飯田港、狼煙漁港等で受入れし、遠方の住民の負担にも配慮した。
- ・災害廃棄物の搬出は、陸送に加え、海送、鉄道輸送も活用して実施した。
- ・仮置き場で大量に発生したコンクリート殻及び瓦は、他の公共事業(復旧・復興事業)に提供した。
- ・公費解体作業を一時的に縮小した令和6年～令和7年の冬季において、搬出作業を重点的に実施した。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- ・地震災害への対応により、既に仮置き場が設置されていたこと、また豪雨による仮置き場の大きな被害が発生しなかったことから、安全確認が取れた仮置き場において、順次片付けごみの受入を開始した。
- ・地震及び豪雨に伴う災害廃棄物の分別に必要なスペースが十分確保されていたため、対応可能であった。
- ・必要な体制が地震災害対応の中で既に整えられていたため、豪雨対応においてもスムーズに進めることができた。

問題・課題	改善目標
<b>1. 国・県との連携による災害廃棄物処理体制の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・公費解体の開始に伴い、仮置き場に大量の災害廃棄物が搬入され、一時的な逼迫、仮置き場周辺での渋滞が発生した。</li><li>・災害廃棄物の受入れに関する広域調整について協議を行ったが、市単独では対応不可能な規模であり、国や県との連携が不可欠な状況であった。</li><li>・道路の途絶により、真浦町等一部の地域では、珠洲市の仮置き場よりも輪島市の仮置き場の方が近いといった事案が発生した。</li><li>・所有者が不明な津波ごみを取り残される事例があり、市からの要請を行わなければ上位機関で検討されない状況であった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国、県と連携を図り、広域的な災害廃棄物処理に係る調整・対応が可能な体制を構築するとともに、市としての役割を明確化する。</li><li>・発災後の迅速な周知に向け、リサイクル・リユースの考え方や集積場の候補場所等を事前に整理する。</li></ul>

## 2) 公費解体

### 〈主な対応状況(地震)〉

- 石川県構造物解体協会と契約を締結し、公費解体を実施した。また、市内パトロールを行い、今後の復旧・復興の支障となるおそれのある家屋等について調査を実施した。
- 全壊、大規模半壊等に該当する世帯のうち、公費解体申請を行っていない方を対象に意向調査を実施した。あわせて、本来は申請者が用意する必要のある書類(名寄せ、登記等)について、市役所にて公用請求により収集する対応を行った。
- 当初目標とした、令和7年10月までに大半の公費解体を完了できた。
- 公費解体の進捗状況を一目で把握できるシステムを導入し、関係者間で情報を共有した。
- 行政書士会との委託契約により、受付窓口にも相続関係等に精通した行政書士を配置した。また、公費解体の受付対応及び司法書士による無料相談会を毎週土曜日に実施し、相続・権利関係に関する相談支援を行った。
- 公費解体の進捗状況を関係者間で共有するため、定期的に工程会議を開催し、課題の把握及び共有に努めた。

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 災害廃棄物処理と同様に、必要な体制が地震災害対応の中で整えられていたことから、準備が整い次第、公費解体の受付を開始し、解体に着手した。

問題・課題	改善目標
<b>1. 公費解体に関する体制整理</b>	
・公費解体は、戸籍や抵当権等の権利関係、建築、廃棄物処理、国庫補助申請等に関する幅広い知識が必要であり、一般職員での対応は困難であった。	・全庁的な対策チームの立ち上げや応援職員の受入等、公費解体に関する体制を整理する。
<b>2. 受付環境の改善</b>	
・公費解体の対象棟数が膨大であったため、受付申請窓口で長時間の待ち時間が発生した。 ・相続関係が複雑な案件が多く、対面による対応が必要な場面が発生した。	・受付申請窓口における待ち時間を緩和するため、オンライン相談等に対応可能な環境を整備する。 ・公費解体の特性を踏まえ、可能な範囲で電子申請が可能な環境及び体制を整備する。
<b>3. 登記情報等のデータ化及び相続登記の周知・啓発</b>	
・空き家が多く、道路に面する家屋等の解体についても所有者が不明であり、解体を進められない状況が各所で発生した。 ・家屋等の所有者が死亡しているため、申請書の受理まで時間を要する案件が多数あった。	・平常時から空き家数や所有者、相続人の所在等を把握するため、登記情報等をデータ化して管理する。 ・死亡届を受理する際に、住民に対して相続登記の重要性を周知・啓発する。
<b>4. 国の対応方針の確認</b>	
・地震と豪雨による二重被災建物の取扱いについて、明確な判断基準が分からなかった。	・国の対応方針を踏まえた、対応体制を構築する。

・土砂撤去と公費解体の役割分担や適用範囲について整理が十分でなかった。

■参考:円滑な公費解体・災害廃棄物処理の実施

- ・公費解体について、令和7年10月の完了を目標に対応が進められた。珠洲市では令和7年10月末時点で約99%が完了し、同年12月にすべての公費解体が完了した。
- ・あわせて、災害廃棄物処理についても令和8年1月に完了するなど、復旧に向けた対応はおおむね計画どおり、効率的に進められた。

[公費解体の進捗状況]

6市町の進捗状況（令和7年12月末）



・穴水町が10月末で、珠洲市、輪島市、能登町、七尾市、志賀町が12月末で解体完了

市町	解体見込棟数 〔R7.7加速化プラン〕	申請棟数 A	完了棟数 B	別管理建物			別管理建物 C	解体率 B÷(A-C)	完了年月
				公費解体	緊急解体	自費解体			
珠洲市	8,499 〔57〕	8,462 〔59〕	8,335 〔49〕	8,155 〔49〕	111 〔0〕	69 〔0〕	127 〔10〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.12〕
輪島市	12,808 〔217〕	12,519 〔211〕	11,820 〔183〕	11,493 〔181〕	259 〔0〕	68 〔2〕	699 〔28〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.12〕
能登町	4,456 〔18〕	4,536 〔18〕	4,516 〔18〕	4,356 〔18〕	2 〔0〕	158 〔0〕	20 〔0〕	100% 〔100%〕	R7.12 〔R7.7〕
穴水町	2,819	2,795	2,790	2,751	0	39	5	100%	R7.10
七尾市	7,500	7,157	6,482	5,912	0	570	675	100%	R7.12
志賀町	5,104	4,936	4,778	4,387	9	382	158	100%	R7.12
上記以外の市町	3,767	3,743	3,664	3,260	4	400	79	100%	—
計	44,953 〔292〕	44,148 〔288〕	42,385 〔250〕	40,314 〔248〕	385 〔0〕	1,686 〔2〕	1,763 〔38〕	100% 〔100%〕	

※令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の合計。〔 〕は、令和6年奥能登豪雨分であり、上段の棟数の内数

資源循環推進課 076(225)1470

-2-

図 3.41 令和7年12月末時点の進捗状況

出典:加速化プランに基づく公費解体の進捗状況(事業推進の見える化)令和7年12月末時点記者会見資料、石川県

### (3) 関係機関との連携

#### 1) 関係機関の主な対応状況

##### 〈主な対応状況(地震)〉

##### ① 災害廃棄物

- NPO 及び支援団体等により、ボランティアセンターへ寄せられた技術系ニーズ(道路啓開、屋根のシート張り等の高所作業、倒壊家屋からの貴重品搬出、車両救出、ブロック塀解体、重機を要する作業、水害被害を受けた家屋への対応等)に関して、管理が実施された。
- NPO 及び支援団体等により、公費解体や災害廃棄物の仮置き場の閉鎖スケジュール等を踏まえ、全戸訪問による災害ケースマネジメントが実施された。また、解体の決断が難しい方々に対しても、個別に対応が行われた。

#### 2) 関係機関から示された課題・改善目標

問題・課題	改善目標
<b>1. 公費解体の対応範囲及び役割の明確化</b>	<b>公費解体</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・公費解体後の敷地内に解体で発生した瓦礫が残残または埋設されている土地があり、瓦礫や基礎等の撤去、整地について災害ボランティアセンターに依頼があった。</li><li>・公費解体の対象は建物に限定されていたため、ブロック塀や樹木の伐採については、ボランティアが対応した。</li><li>・倒壊家屋からの思い出の品の取り出しにおいて、行政とボランティアの役割分担が不明確であり、調整に苦慮する場面があった。</li></ul>	<b>【関係機関から示された改善目標】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・公費解体を実施する施工業者の対応を統一する。</li><li>・公費解体の対応範囲を整理するとともに、行政とボランティアによる役割分担を明確化する。</li></ul>

#### (4) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:~1年、中期:2年~5年、長期:6年~10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 災害廃棄物処理(仮置き場・搬出等)</b>					
1. 国・県との連携による災害廃棄物処理の強化	→			●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県との連携体制構築</li> <li>・集積場候補地の選定</li> </ul>				
<b>2) 公費解体</b>					
1. 公費解体に関する体制整理	→			●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の整理</li> <li>・公費解体・跡地利用の促進</li> </ul>				
2. 受付の改善	→			●	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応の環境整備</li> <li>・電子申請に係る環境の整備</li> </ul>				
3. 登記情報等のデータ化及び相 続登記の周知・啓発	→			●	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録情報のデータ</li> <li>・情報の周知・啓発</li> </ul>				
4. 国の対応方針の確認	→			—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針の確認</li> </ul>				
5. 公費解体の対応範囲及び役割 分担の明確化	→			—	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者の対応の統一</li> <li>・役割分担の明確化</li> </ul>				

## 検証項目⑬ その他

石碑の倒壊



旧八木家の被災状況



キリコの被災状況



第1回復興計画意見交換会の様子



第2回復興計画意見交換会の様子



第2回復興計画意見交換会の様子



## (1) 地域防災計画における主な位置づけ

珠洲市地域防災計画上の規定(要約)は、以下のとおりである。

### 1) 文化財関係

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

### 2) 復興計画策定

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、県との連携などにより、必要な体制を整備する。

## (2) 主な対応状況及び課題・改善目標

### 1) 文化財関係

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 文化庁「被災文化財等救援委員会」による文化財レスキュー事業、文化財ドクター事業等により、文化財の保全並びに搬出が実施された。

#### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 文化庁「被災文化財等救援委員会」による文化財レスキュー事業、文化財ドクター事業等により、文化財の保全並びに搬出が実施された。

問題・課題	改善目標
<b>1. 文化財保護体制の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>多くの文化財が被災した一方で担当職員が少ないため、文化財の被災状況の確認、修復対応の事務量が増え、対応に時間を要した。</li><li>発災直後は生活再建が優先され、文化財保護審議委員等の関係者に対する調査協力を依頼しにくい状況が発生した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>早期の情報収集、修復に係る受付対応及び補助申請を行うため、住家被害認定調査、文化財レスキュー事業等の仕組みを活用し、外部応援職員と連携した対応体制を確立する。</li><li>文化財保護の観点から関係者と協議のうえ、保存すべき物品について事前に整理する。</li></ul>

### 2) 復興計画策定

#### 〈主な対応状況(地震)〉

- 令和6年能登半島地震復旧・復興準備室(3月1日)及び令和6年能登半島地震復旧・復興本部(4月1日)を設置し、計画策定に係る関係者との調整を行った。
- 以下の委員会、協議会等における委員、住民等の意見を踏まえ「珠洲市復興計画」を検討、策定した。
  - 「珠洲市復興計画策定委員会(令和6年5月、7月、11月、令和7年2月)」を開催し、委員からの意見を反映
  - 復興計画策定に係る意見交換会(10地区、令和6年6月、8月、12月)を実施し、住民が考える復興像を聴取
  - 小中学生ワークショップ(令和6年6～7月、12月)を開催し、次世代を担う子どもたちから、復興に関するアイデアやまちづくりプロジェクトについて聴取
  - 地区別復興まちづくり協議会(24エリア、令和6年7月～令和7年5月にかけて各エリアで3回～4回開催)を開催し、復興の方向性について意見交換を行うとともに、住民が考える復興像について意見を聴取
  - パブリックコメント(令和6年12月27日～令和7年1月25日)を実施し、幅広く意見を聴取

### 〈主な対応状況(豪雨)〉

- 令和6年能登半島地震復旧・復興準備室(3月1日)及び令和6年能登半島地震復旧・復興本部(4月1日)を設置し、計画策定に係る関係者調整を行った。
- 以下の委員会、協議会等による委員、住民等の意見を踏まえ「珠洲市復興計画」を検討、策定した。
  - 「珠洲市復興計画策定委員会(令和6年5月、7月、11月、令和7年2月)」を開催し、委員からの意見を反映
  - 復興計画策定に係る意見交換会(10地区、令和6年6月、8月、12月)を実施し、住民が考える復興像について意見を聴取
  - 小中学生ワークショップ(令和6年6～7月、12月)を開催し、次世代を担う子どもたちから、復興に向けたアイデアやまちづくりプロジェクトについて聴取
  - 地区別復興まちづくり協議会(24エリア、令和6年7月～令和7年5月にかけて各エリアで3回～4回開催)を開催し、復興の方向性について意見交換をおこなうとともに、住民が考える復興像について聴取
  - パブリックコメント(令和6年12月27日～令和7年1月25日)を実施し、幅広く意見を聴取

問題・課題	改善目標
<b>1. 市民の復興意識に対応した柔軟な計画策定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は「復旧」に関する要望が大勢を占め、「復興」に関する意見聴取に苦慮した。また、豪雨災害により「復興」に向きかけていた市民意識は再び「復旧」へと戻る状況が生じた。</li> <li>市民の意識が「復興」へと転換したのは、全ての建設型応急仮設住宅の建設が終わった時期であり、発災から1年以上経過した後(令和7年3月頃)であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の心理的負担、復旧完了時期(ライフライン、応急仮設住宅の建設等)、複合災害の発生等を考慮した意見聴取の方法を工夫するとともに、計画策定期間の柔軟な見直しを検討するなど、臨機応変な対応体制を構築する。</li> <li>事前復興の取組を実施し、将来のまちづくりや地域づくりのあり方について整理する。</li> </ul>

### 3) その他

#### 〈主な対応状況(地震)〉




- 発災直後から、庁内のトイレが大量の汚物であふれ、市職員が庁内の男女トイレの清掃を行った。

問題・課題	改善目標
<b>1. 衛生環境の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>断水によりトイレが使用できず、衛生面に不安がある環境下で、新聞紙やトングを用いて汚物を回収し、ゴミ袋へ入れて排出する対応を余儀なくされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の衛生環境に配慮し、庁舎におけるトイレ利用に関するルールを整備するとともに、庁舎の各階への簡易トイレ等の備蓄を行う。</li> </ul>

### (3) 改善ロードマップ

改善目標に関する取組・対策は、以下のスケジュール(短期:~1年、中期:2年~5年、長期:6年~10年、継続的に実施)により、検討を進める。

なお、ロードマップ上に示している期間は目標であり、状況に応じて取組・対策の期間は変化することも想定する。

改善目標	短期 (~1年)	中期 (2年~5年)	長期 (6年~10年)	継続 実施	関係機関 連携
<b>1) 文化財関係</b>					
1. 文化財保護体制の確立	 ・外部応援職員との連携強化、役割分担の明確化 ・文化財の事前整理			—	●
<b>2) 復興計画策定</b>					
1. 市民の復興意識に対応した柔軟な計画策定	 ・意見聴取方法の検討 ・計画の見直し			—	—
<b>3) その他</b>					
1. 衛生環境の確保	 ・衛生環境の整備			—	—

## 5. 複合災害の対応に向けた課題

### (1) 情報の複雑化への対応

地震発生が祝日であったことや、通信網が寸断されたこともあり、庁内・部署内での情報収集や共有が円滑に行えず、初動対応に課題が生じた。この反省を踏まえ、紙媒体を取り入れた情報共有体制を整備した結果、豪雨時には庁内の初動体制が大きな支障もなく機能し、迅速かつ確実な対応を実現した。

しかし、地震に関する支援と豪雨に関する支援が並行して進んだことで、支援情報が複雑化し、市民や関係機関からの問い合わせ対応に混乱が生じた。今後は、支援内容を分かりやすく整理した災害広報や、支援制度のフローを提示するなど、情報提供の体系化と分かりやすさの向上が求められる。

### (2) 複合災害を踏まえた応急復旧体制の再構築

地震発生直後から深刻な人員不足が続いており、豪雨発生時においても所管施設の被害状況把握に時間を要した。また、地震対応による復旧需要の集中から、応急復旧を担う事業者の確保が一層困難となり、迅速な復旧体制の構築に支障が生じた。

これらの経験を踏まえ、所管施設の被災状況を即時に把握できる調査体制の整備に加え、応急復旧を担う事業者との連携を平常時から強化し、災害時に確実に応援を得られる体制を構築することが求められる。

### (3) 罹災証明書発行基準の明確化と発行体制の強化

災害別に罹災証明を交付する既存制度では、地震発生後の認定作業に時間を要している中で豪雨災害が発生したことから調査期間が十分に確保できず、両災害による被害が混在した。これにより、申請窓口では災害区分の判断が難しくなり、住民からの問い合わせが集中して混乱を招く結果となった。また、豪雨災害時には応急仮設住宅(住民票異動を伴わないケース)も対象となり、罹災証明と被災証明の適用の判断が困難となった。

一方で、罹災証明の発行業務においては、地震時に対口支援を受けた自治体(千葉市・松江市)から、豪雨時にも継続して支援を受けられたことで、連携体制の確立及びオペレーションは円滑に遂行された。

しかし、地震と水害では調査方法が異なるうえ、必要な調査員の確保も困難であったため、両災害が重複して進行する中では証明書交付までに時間を要した。また、水害では被害痕跡が時間の経過とともに消失する特性から、推定浸水区域と実際の申請場所が一致しないケースが多く、未調査地点に対する判断を行わざるを得ない事態となった。

複合災害に対応できるよう、被災調査体制及び証明書交付の円滑な運用体制の構築と、関係課室局との連携強化が必要である。また、災害ごとの基準と運用方法の明確化を進め、市民が迷わず申請できる仕組みづくりを図ることが重要である。

#### (4) 複合災害に対応した義援金運用と一体的被害認定体制の確立

義援金申請の受付では、通常業務にはない制度周知や申請手続きの準備に多大な負担が生じた。特に、地震と豪雨災害による被害が混在したことで、義援金の対象となる被害等が複雑化した。

複合災害下では、地震と豪雨災害で被害基準、調査方法が異なる点に加え、義援金制度の適用基準も災害ごとに異なる。そのため、申請者に対する説明や受付事務が煩雑化しやすく、窓口対応する職員の負担が増大し、制度運用の統一性や迅速性を確保することが困難となった。

今後は、平常時から職員研修等を通じて制度の仕組み、被害認定基準等の理解を深め、災害発生時に円滑かつ正確に対応できる体制を整えておくことが不可欠である。

また、複合災害を想定し、被害認定の基準整理及び運用フローの標準化を進め、関係課室局が連携して一体的に運用できる仕組みを構築する必要がある。

#### (5) 災害廃棄物仮置き場の適正配置と公費解体体制の強化

地震対応のために災害廃棄物仮置き場が設置されていたことから、豪雨災害時には安全確認が取れた仮置き場から順次、片付けごみの受け入れが可能となった。また、地震と豪雨による災害廃棄物を適切に分別しながら受け入れることが可能となり、混乱を最小限に抑えることができた。

公費解体については、豪雨災害時には既に実施体制が整っていたため、速やかに受付と解体作業を進めることができた。

一方で、地震と豪雨による二重被災家屋の取り扱いや、豪雨で発生した土砂の撤去と公費解体の役割分担の判断には困難を伴った。被害原因の判定や作業区分の整理が必要となったが、市単独で判断するには限界があり、対応の迅速化を図るためには、県や国との連携を一層強化し、判断基準や業務区分の整理を平常時から進めておく必要がある。

今後は、複合災害に備えて、災害種別に応じて安全性・アクセス性・分別効率等を踏まえた災害廃棄物仮置き場の配置計画を検討するとともに、公費解体の実施体制と運用フローを明確化し、災害発生時に滞りなく対応できる体制づくりを進めていくことが求められる。

#### (6) 分散居住下における住民所在把握と地域防災体制の強化

地震の影響により、地区住民の生活環境は応急仮設住宅、みなし仮設住宅、自宅など複数の場所に分散し、従来のコミュニティ構造が大きく変化した。この分散により、住民の所在把握が困難となったほか、避難所運営においても地域防災体制が十分に機能しない状況が見られた。

加えて、豪雨による新たな避難や支援活動が同時進行したことで、防災体制の負荷は一層高まり、地域内での連携不足や情報伝達の課題が顕在化した。

今後は、分散居住の状況を前提とした住民情報の把握と共有を強化するとともに、自主防災組織や地域住民との連携を深化させ、地域としての防災体制を再構築する必要がある。また、避難所・応急仮設住宅を含む備蓄体制の充実を図り、複合災害時においても住民が確実に支援を受けられる仕組みづくりを進めていくことが求められる。

## (7) 応急仮設住宅の災害リスク低減と安全な建設候補地の確保

地震後、多くの住民が応急仮設住宅へ入居している状況にあり、一部の応急仮設住宅では豪雨により浸水被害が発生した。これは、地震による被災状況を踏まえつつも、豪雨による浸水被害等の複合的な災害リスクを十分に考慮した建設候補地の選定が課題として浮き彫りになったものである。

一方で、豪雨時に新たに整備した応急仮設住宅については、地震時に選定していた建設候補地の中から速やかに用地を確保できたことにより、迅速な整備を実現できた。このことは、平常時から複数の候補地を確保しておくことの有効性を示すものでもある。

今後は、複合災害に備え、浸水、土砂災害、地盤リスクなどを考慮した応急仮設住宅の建設場所を事前に検討し、安全性の高い候補地を確保することが必要である。また、既存の応急仮設住宅についても、災害リスクに応じた対策の強化を進め、被災の未然防止を図ることが求められる。

## (8) 復興に向けた市民意識への寄り添いと計画策定の柔軟化

豪雨災害の発生により、市民の意識は「復興」に向かいつつあった段階から、再び「復旧」へと戻らざるを得ない状況となった。実際に、市民が「復興」へ意識を移すまでには時間を要し、その転換点はすべての応急仮設住宅の入居が完了した時期となった。生活再建への不安が解消されない限り、市民の復興意識が高まらないことが改めて明らかとなった。

複合災害により市民の復興意識が低下する中、復興計画を策定しなければならなかった。復興計画の策定にあたっては、市民の声を十分に反映させることは不可欠である。しかし、市民自身が災害対応や生活再建に追われるなかで市民参加による復興計画の策定は容易ではなかった。

こうした復興に向けた市民意識を踏まえた上で、計画策定の時期や進め方を柔軟に調整し、丁寧に対応することが求められる。複合災害により揺れ動く市民の生活環境と心理状況を的確に汲み取り、復興計画策定に反映していくことこそが、地域の長期的な再建において極めて重要である。

さらに、災害発生後は、住民の生活環境や意識が大きく揺れ動くことから、災害発生前から復興の方向性や体制をあらかじめ検討しておく「事前復興」の取組を進めることが重要である。平常時から地域の将来像や復興における優先課題、住民参加の方法を整理しておくことで、災害後の混乱期においても、住民の負担を最小限に抑えつつ、計画的かつ一貫した復興の推進が可能となる。こうした事前の備えにより、複合災害時であっても復旧と復興の両立を図り、地域が持続的に再生していくための基盤を強化することができる。

### (9) 地域の持続可能性を考慮した人口の流出抑制(過疎高齢化の進展抑制)

地震および豪雨という複合災害の発生により、住環境や生活基盤の整備回復が長期化し、子育て世代を含む多くの住民の域外への人口流出が顕著となった。特に住居の確保や教育・保育環境の不安定化、医療・福祉サービスの縮小への懸念が、将来設計を担う世代の定住意欲を低下させ、地域の持続可能性に深刻な影響を及ぼしている。

これらを踏まえ、住宅再建支援や教育・保育機能の早期再生に加え、子育て世代や子どもたちが安心して生活を継続できる支援策を重点的に講じることが求められる。また、被災後も地域で暮らし続ける選択が将来につながるという見通しを示すため、雇用機会の確保や相談支援体制の充実を含めた総合的な定住支援を進め、住民流出の抑制と地域の再生を図る必要がある。

#### ■参考:被災前後の住まいの変化(世代別) [市民アンケートより]

・地震発生時に珠洲市に在住していた人のうち、約 24%が市外に在住している。特に、若年層(10~40代)では、市外に在住している割合(約 37%)が他の世代よりも高い。市内在住者に着目した場合、仮設住宅に住んでいる若年層の割合が他の世代よりも低い(市平均:約 32%、若年層:約 17%)。

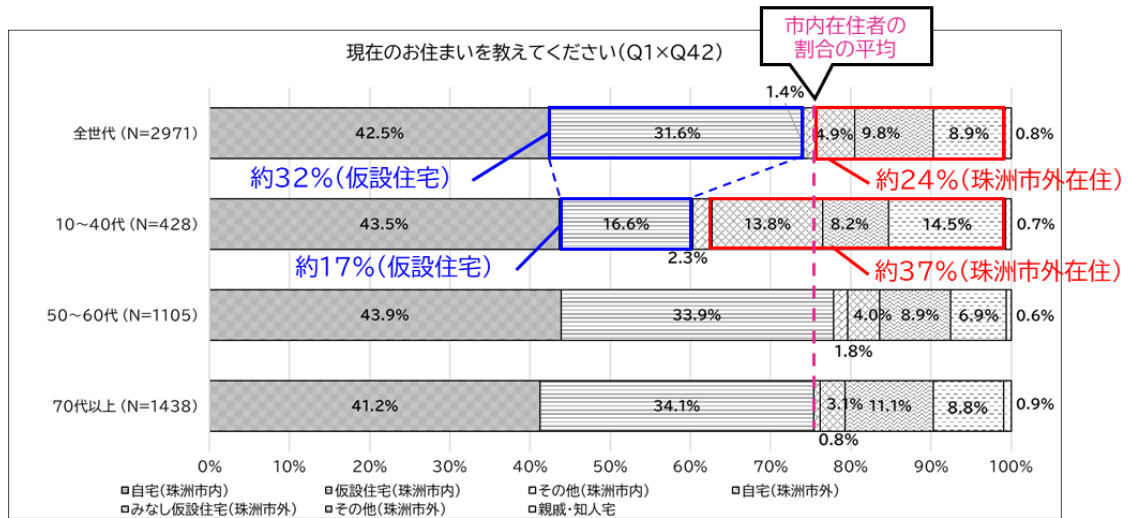


図 3.42 現在の住まい(世代別)

■参考:住民票を移した理由(世代別) [市民アンケートより]

・若年層(10代~40代)では、「転職のため」(約27%)、「子供に教育を受けさせるため」(約19%)等と回答した割合が、中年層(50代~60代)や高齢層(70代以上)に比べ高かった。また、若年層や中年層は、自宅の被害だけでなく、仕事関係や子供の教育、ライフライン、精神面等、老後世代に比べ様々な理由で市外に住民票を移した傾向がある。

・高齢層は、「医療・福祉サービス」(約19%)と回答した割合が他の世代に比べて高かった。

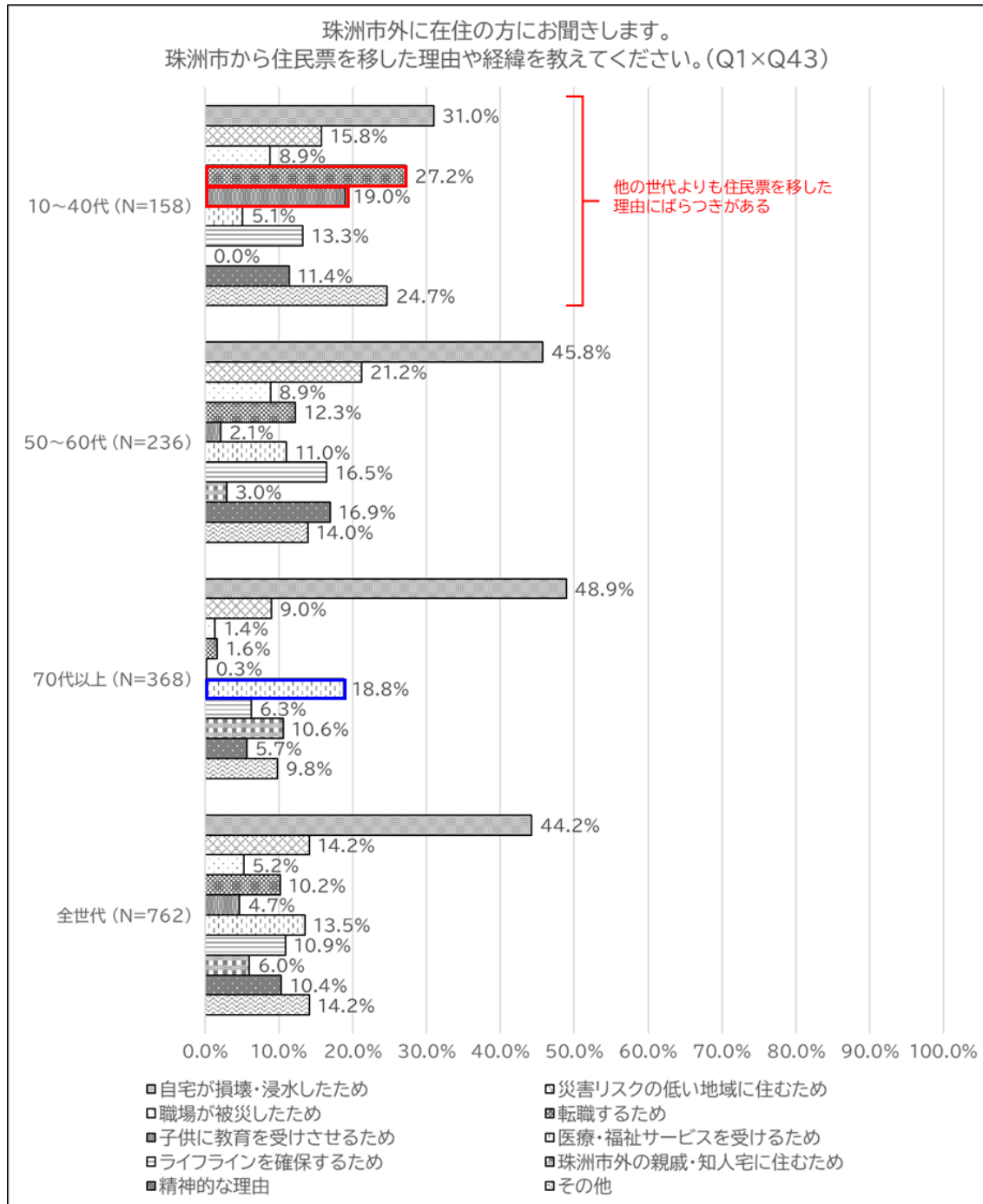


図 3.43 珠洲市から住民票を移した理由(世代別)

---

## 第4章 経験・教訓の継承

## 1. 教訓やノウハウの蓄積・共有

### (1) 記録の保存、教訓の継承

地震及び豪雨災害の対応過程において、多様な関係機関が同時並行で活動し、避難所運営、物資輸送、被災調査等の各場面で膨大な情報、記録が蓄積されている。これらは、今後の災害対応における貴重な「災害対応の実践的知見」であり、次の災害時に迅速かつ確かな判断を行うための重要な資源となる。その一方で、これまでの災害に関する記録を体系的に保存・共有する仕組みがなく、過去の災害の記録や教訓の十分な活用ができなかったという課題も示された。

そこで、今回の複合災害の対応過程において、庁内及び関係機関等により作成された資料、対応記録を整理・保存し、災害時における意思決定、対応方針の立案、市職員による円滑な災害対応の実施等に活用できる仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては、応援職員の受入れ・活用に関する対応記録や課題等についても反映し、今後の応援職員派遣体制の構築や運用改善に活用できるようにする。

また、市民一人ひとりが主体的に防災に取り組むためには、災害リスクや必要な対策の理解を深めることが不可欠である。地域における防災学習の機会を創出するとともに、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨の記録や教訓を将来に伝承する取り組みを継続的に進め、市民の防災意識の向上と共助力の強化につなげる。

### (2) 応援職員派遣体制の構築

令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨という大規模かつ複合的な災害により、甚大な被害を受け、長期にわたる災害対応に追われることとなった。応援職員の受入れ体制、業務分担等を含め、多くの対応が手探りで進められ、災害対応の経験・ノウハウの重要性が改めて明らかとなった。

今回得られた経験、教訓及び災害対応の実践的知見を適切に整理し、受援側としての経験を応援側の体制整備にも反映していく必要がある。具体的には、応援職員向けマニュアルの整備、派遣時に必要となる資機材の事前準備等の応援派遣に際して市職員が的確に役割を果たせる体制を構築する。また、応援職員派遣の実施過程で明らかとなった課題や対応事例についても記録・整理し、「(1)記録の保存、教訓の継承」に示した仕組みの中で蓄積・共有することにより、応援体制の改善と、今後の災害に向けた職員の能力向上につなげる。

さらに、応援・受援双方が円滑に連携できる仕組みを活用し、「応急対策職員派遣制度」への登録や災害協定締結先との情報共有、連携強化を継続的に言い、災害時に即応できる関係性を築いておく必要がある。

## 2. 計画の見直し・改定

### (1) 地域防災計画の見直し

本検証において、地震及び豪雨による複合災害の災害対応を通じ、多数の課題が明らかとなった。検証で得られた結果を踏まえ、受援体制を含む初動対応の強化、避難所の環境改善と地域防災力の強化等の内容を盛り込んだ「珠洲市地域防災計画」の見直しを行い、より実効性の高い計画に再構築することで、市全体として災害への実行力と即応性を高める。

### (2) 業務継続計画・受援計画の策定・見直し

令和6年能登半島地震では市役所本庁舎が被災し、庁舎内のライフラインや通信が長期間にわたり使用できない状態となった。また、災害対応の長期化に伴い、多数の応援職員や物資支援が到着し、受援調整に人的資源が割かれたことで、市役所全体の業務遂行に大きな影響が生じた。こうした経験から、業務継続計画(BCP)の見直し及び受援計画の策定を行う。

業務継続計画の見直しにあたっては、人的・物的資源の再配分や優先順位の適正化を図るとともに、衛星通信等の代替通信手段の確保、庁舎被災時におけるバックアップ拠点および地域防災拠点の整備を進める必要がある。発災時期、職員参集が困難となる状況を考慮し、参集できない職員の役割や業務代替の方針を計画に位置づけるなど、「想定外」にも対応可能な柔軟性を持たせることが重要である。

受援計画については、災害時のフェーズごとに必要な受援内容や応援職員の配置・調整方法を整理し、応援職員の専門やスキルに応じた柔軟な運用が可能となる計画が求められる。また、災害規模や状況に応じて、市が担う業務と応援職員に委ねる業務をあらかじめ区分しておくことで、受援時の混乱を軽減し、迅速な対応につなげることができる。

### (3) 災害対応マニュアルの作成

地域防災計画、業務継続計画(BCP)、受援計画等を実効性のある形で運用するためには、災害時の具体的な対応手順を明確化し、誰が参集しても必要な業務を開始できる体制を整えておくことが不可欠である。

このため、災害対応業務ごとに、行動手順を簡潔にまとめたアクションカード等を作成し、担当以外の職員であっても、災害対策本部の立上げ、情報収集、初動対応等の基本的な業務を迅速に開始できる仕組みを整備する。

また、応急復旧に関する調査、避難所運営、物資受入れ等の部署間及び関係機関間で連携を要する業務については、共通して確認・共有すべき事項を整理したマニュアルを作成し、災害対応体制を体系的に構築することが求められる。これにより、災害の規模や状況に応じて担当部署が円滑に連携し、統一的な対応が行えるようになるとともに、職員の入れ替わりや応援職員受入れ時の迅速な体制確立を行うことが期待される。

#### (4) 地区防災計画・個別避難計画の整備

今回の災害対応において、地域の防災体制に関する様々な課題が明らかとなった。避難行動や避難所運営は、地域住民同士の自主的な支え合いが重要である中で、長期化した避難生活では自主防災組織や地域の担い手が疲弊し、地域全体で防災機能を維持することが困難となる状況が発生した。また、指定避難所、自主避難所、在宅避難等の避難環境の違いにより、避難者に対する支援が均等に行き届かない状況が確認された。

さらに、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する支援について、地域全体での対応に加え、一人ひとりの状況に応じた避難行動や支援内容をあらかじめ整理しておくことの重要性が改めて認識された。

こうした課題を踏まえ、地区防災計画及び個別避難計画の策定・見直しを行い、地域住民と市が緊密に連携し、地域ごとの防災体制を再構築するとともに、実効性のある避難支援体制を確立する必要がある。

計画の策定・見直しにあたっては、福祉部門等の関係部署や有識者と連携し、平常時からの見守りや支援体制づくりと一体的に進めるとともに、各地区の自主防災組織、地域の担い手との協議を重ね、地域の実情に応じた対策が適切に行えるよう、市としても専門的な支援や助言を行う体制を整備する。

また、災害に強い地域を形成するためには、市民一人ひとりが自らの地域の災害リスクや防災対策について理解を深め、主体的に行動できるよう、計画の継続的な見直しと訓練を通じて、防災意識を醸成する取組を継続的に進めていくことが不可欠である。

### 3. 職員の災害対応能力の向上

#### (1) 防災意識の向上

災害対応においては、正規職員・会計年度任用職員を問わず、市職員一人ひとりが自らの役割を理解し、適切に行動できる体制が不可欠であり、市職員全体の防災意識の向上が必要である。また、防災担当部署に限らず全庁的に、災害対応に関する認識の共有、マニュアルの整備、教訓の蓄積・活用を進め、職員の意識改革につなげていく必要がある。

#### (2) 職員研修の実施

地震及び豪雨の二つの災害を一体的に考え、判断する必要が生じた今回のような複合災害では、制度の理解不足や各種申請受付準備に時間を要したこと等から、職員の制度理解と実務能力の向上が課題として浮き彫りになった。罹災証明・義援金対応など通常業務にはない制度については、平常時からの研修を通じた知識習得と業務習熟が不可欠である。

また、応援職員派遣や現地対応にあたる職員は、派遣前に必要な知識を短時間で確認できるマニュアル、災害対応に関する体系的な教育プログラムを整備し、発災直後から即戦力として対応できる職員を育成することが重要である。

平常時から職員研修の機会を設け、職員の防災に関わる知識・理解の向上を推進する。

#### (3) 防災訓練の実施

今回の災害で顕在化した課題、複合災害の発生状況等を踏まえ、実効性の高い防災訓練を行う必要がある。市民、関係機関との連携による総合防災訓練を通じて実際の運営能力を高め、職員、市民、関係機関の理解促進につなげる。

また、平常時から訓練や会議等を通じて、関係者間で「顔の見える関係」を構築しておくことで、災害発生時の連携体制を構築する。

##### ■参考：令和7年度珠洲市総合防災訓練の実施（令和7年10月5日）

- ・地震・津波及び土砂災害を想定した避難訓練、避難所開設・運営訓練（自主防災組織主体）と各課室局の役割確認及び市と関係機関との連携強化に向けた災害対策本部運営訓練（ブラインド形式の図上訓練）が実施された。
- ・情報処理の対応にあたっては、Google スプレッドシートによる「情報共有シート」を活用し、各班からの情報が集約された。避難場所からの情報集約には、導入を進めている AI による自動電話システム「シン・オートコール」を試験的に活用し、避難場所の人数の集計等が行われた。







令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証報告書  
～珠洲市における災害対応の検証～

---

【発行日】 令和8年4月

【連絡先】 珠洲市 総務課 危機管理室

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方一字 6 番地の 2

TEL 0768-82-7725

---